

平成 29 年度
第 2 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会
資 料

＜日 時＞ 平成 29 年 9 月 25 日（月）

15 : 00 ~ 17 : 00

＜場 所＞ 市役所 3 階 33 会議室

1 会次第 P 1

【平成 28 年度実績関係】

2 介護保険事業の状況について

（1）介護認定関係・サービス関係 P 2

（2）介護保険事業特別会計決算状況 P 3~P 5

（3）サービス種類別介護給付費の推移 P 6~P13

3 高齢者福祉一般施策実施状況 P14

4 地域支援事業実施状況 P15~P16

【介護保険サービスの現状及び利用状況等について】

5 新居浜市の現状について 別添

（1）主な制度改正の概要

（2）新居浜市の現状

（3）介護保険サービスの利用状況

（4）サービス基盤整備の状況

【アンケート調査結果の報告について】

6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の
結果について 別添

【事業の現状評価について】

7 事業の現状評価について 別添

会 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 平成28年度の実績について

(2) 介護保険サービスの現状及び利用状況等について

(第6期計画の現況について)

(3) アンケート調査結果の報告について

(4) 事業の現状評価について

(5) その他について

3 閉 会

介護保険事業実績数値

基準日（年度末）

1. 介護認定関係

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢者数		36,747 人	37,396 人	37,753 人
高齢化率		29.9%	30.7%	31.1%
出現率	65歳以上	21.6%	21.4%	21.3%
	75歳以上	37.5%	37.4%	36.8%
認定者数		7,931 人	7,992 人	8,028 人
※被保険者内訳	要支援 1	1,145 人	1,142 人	1,179 人
	要支援 2	1,004 人	1,023 人	992 人
	要支援 (経過的要介護)	0 人	0 人	0 人
	要介護 1	1,589 人	1,627 人	1,725 人
	要介護 2	1,309 人	1,370 人	1,354 人
	要介護 3	1,029 人	1,018 人	1,047 人
	要介護 4	1,019 人	1,029 人	986 人
	要介護 5	836 人	783 人	745 人
1号被保険者		7,804 人	7,864 人	7,902 人
2号被保険者		127 人	128 人	126 人

2. サービス関係

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
第1号被保険者数		36,685 人	37,335 人	37,687 人
第1号被保険者一人当たりの給付費（年間）		337,821 円	326,723 円	318,153 円
居宅サービス利用者数		5,126 人	5,215 人	5,210 人
地域密着型サービス利用者数		949 人	987 人	1,317 人
施設サービス利用者数		975 人	955 人	948 人
利用者数計		7,050 人	7,157 人	7,475 人
利用者比率（居宅：地域密着型：施設）		73% : 13% : 14%	73% : 14% : 13%	70% : 17% : 13%
利用率		88.9%	89.6%	93.1%
サービス利用者一人当たり給付費（居宅）		92,893 円	90,077 円	85,119 円
サービス利用者一人当たり給付費（地域密着）		216,241 円	219,158 円	182,097 円
サービス利用者一人当たり給付費（施設）		262,571 円	251,624 円	248,445 円
在宅サービス 利用人数ベ スト3	1位	福祉用具貸与	訪問介護	福祉用具貸与
	2位	通所介護	福祉用具貸与	訪問介護
	3位	訪問介護	通所介護	通所介護
事業者数（みなし指定含む）		667	668	680
		訪問介護50 訪問入浴1 訪問看護83 訪問リハ73 通所介護48 通所リハ72 短期入所生活介護15 短期入所療養介護8 グループホーム30 居宅療養管理指導165 福祉用具貸与12 居宅介護支援58 特養7 老健4 療養病床4 介護予防支援1 認知症デイ4 夜間対応型訪問2 福祉用具販売12 小規模多機能8 地域密着型特養7 特定施設1 定期巡回・随時対応型2	訪問介護46 訪問入浴1 訪問看護83 訪問リハ72 通所介護50 通所リハ73 短期入所生活介護16 短期入所療養介護8 グループホーム30 居宅療養管理指導166 福祉用具貸与13 居宅介護支援57 特養9 老健4 療養病床3 介護予防支援1 認知症デイ4 夜間対応型訪問2 福祉用具販売13 小規模多機能8 地域密着型特養7 特定施設1 定期巡回・随時対応型2	訪問介護45 訪問入浴1 訪問看護89 訪問リハ75 通所介護35 通所リハ76 短期入所生活介護16 短期入所療養介護6 グループホーム30 居宅療養管理指導168 福祉用具貸与15 居宅介護支援57 特養9 老健4 療養病床2 介護予防支援1 認知症デイ3 夜間対応型訪問1 福祉用具販売15 小規模多機能8 地域密着型特養7 特定施設1 定期巡回・随時対応型2 地域密着型通所介護14

平成28年度介護保険特別会計決算書

H29.5.31出納閉鎖後

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	2,649,368,358	総務費	220,105,454
現年度分特別徴収	2,415,476,040	一般管理費	95,866,444
現年度分普通徴収	213,888,873	徴収費	11,064,164
滞納繰越分	20,003,445	介護認定審査会費	21,440,157
分担金及び負担金	0	認定調査等費	91,734,689
使用料及び手数料	547,200	趣旨普及費	0
国庫支出金	3,397,752,257	計画策定委員会費	0
介護給付費負担金	2,565,700,101	保険給付費	11,996,166,721
地域支援事業交付金	70,678,156	介護サービス等諸費	10,592,708,606
調整交付金	761,344,000	介護予防サービス等諸費	626,637,771
過年度交付金	0	高額介護サービス等費	322,893,976
その他補助金	30,000	審査支払手数料	15,814,612
支払基金交付金	3,398,277,561	市町村特別給付金	0
介護給付費交付金	3,384,949,506	特定入所者介護サービス費	437,818,707
地域支援事業交付金	13,328,055	特定入所者介護予防サービス費	293,049
県支出金	1,699,748,441	地域支援事業費	188,487,238
介護給付費負担金	1,664,409,363	介護予防事業費	32,288,343
地域支援事業交付金	35,339,078	包括的支援事業費	100,965,839
財産収入	62,208	選択型地域支援事業費	55,233,056
寄付金	0	財政安定化基金拠出金	0
繰入金	1,786,583,737	保健福祉事業費	0
一般会計繰入金	1,786,583,737	準備基金積立金	58,625,755
介護給付費繰入金	1,498,250,081	公債費	0
地域支援事業費繰入金	36,684,402	予備費	0
その他一般会計繰入金	251,649,254	諸支出金	154,050,308
準備基金繰入金	0	償還金及び還付加算金	154,050,308
介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	0	延滞金	0
繰越金	197,408,192	繰出金	0
市町村債	0	支出合計②	12,617,435,476
財政安定化基金貸付金	0	収支状況(翌年度繰越金)①-②	519,428,348
その他市町村債	0		
諸収入	7,115,870		
延滞金、加算及び過料	694,516		
預金利子	0		
雑入	6,421,354		
収入合計①	13,136,863,824		

歳出決算額の主なものは、総務費(事務費関係)の220,105,454円と保険給付費(介護サービス給付費関係)の11,996,166,721円と、地域支援事業費の188,487,238円である。

単年度決算で519,242,834円がH29年度に繰越となったが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の翌年度精算により、358,553,355円を償還し、160,874,993円を準備基金に積み立てる。

平成27年度介護保険特別会計決算書

H28.5.31出納閉鎖後

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	2,595,326,717	総務費	227,773,035
現年度分特別徴収	2,363,875,640	一般管理費	102,496,930
現年度分普通徴収	213,664,990	徴収費	10,966,908
滞納繰越分	17,786,087	介護認定審査会費	21,495,221
分担金及び負担金	0	認定調査等費	92,813,976
使用料及び手数料	486,100	趣旨普及費	0
国庫支出金	3,244,623,725	計画策定委員会費	0
介護給付費負担金	2,406,813,685	保険給付費	12,198,203,562
地域支援事業交付金	69,262,040	介護サービス等諸費	10,763,092,478
調整交付金	763,518,000	介護予防サービス等諸費	618,647,040
過年度交付金	0	高額介護サービス等費	303,638,270
その他補助金	5,030,000	審査支払手数料	16,207,640
支払基金交付金	3,408,109,000	市町村特別給付金	0
介護給付費交付金	3,398,221,000	特定入所者介護サービス費	496,159,976
地域支援事業交付金	9,888,000	特定入所者介護予防サービス費	458,158
県支出金	1,732,222,865	地域支援事業費	179,478,874
介護給付費負担金	1,697,591,845	介護予防事業費	27,802,163
地域支援事業交付金	34,631,020	包括的支援事業費	93,073,389
財産収入	103,754	選択型地域支援事業費	58,603,322
寄付金	0	財政安定化基金拠出金	0
繰入金	1,813,752,908	保健福祉事業費	0
一般会計繰入金	1,813,752,908	準備基金積立金	122,959,295
介護給付費繰入金	1,523,793,083	公債費	0
地域支援事業費繰入金	35,543,890	予備費	0
その他一般会計繰入金	254,415,935	諸支出金	129,148,813
準備基金繰入金	0	償還金及び還付加算金	129,148,813
介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	0	延滞金	0
繰越金	249,500,174	繰出金	0
市町村債	0	支出合計②	12,857,563,579
財政安定化基金貸付金	0	収支状況(翌年度繰越金)①-②	197,408,192
その他市町村債	0		
諸収入	10,846,528		
延滞金、加算及び過料	719,130		
預金利子	0		
雑入	10,127,398		
収入合計①	13,054,971,771		

歳出決算額の主なもの、総務費(事務費関係)の227,773,035円と保険給付費(介護サービス給付費関係)の12,198,203,562円と、地域支援事業費の179,478,874円である。

単年度決算で197,408,192円がH28年度に繰越となったが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の翌年度精算により、154,696,205円を償還、15,851,561円追加交付をそれぞれ平成28年度会計で精算し、58,563,548円を準備基金に積み立てる。

平成26年度介護保険特別会計決算書

H27.5.31出納閉鎖後

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	2,606,606,213	総務費	232,405,501
現年度分特別徴収	2,359,060,850	一般管理費	102,174,126
現年度分普通徴収	229,010,640	徴収費	10,792,806
滞納繰越分	18,534,723	介護認定審査会費	22,289,545
分担金及び負担金	0	認定調査等費	92,822,294
使用料及び手数料	506,900	趣旨普及費	0
国庫支出金	3,285,376,766	計画策定委員会費	4,326,730
介護給付費負担金	2,414,959,742	保険給付費	12,392,966,891
地域支援事業交付金	66,077,024	介護サービス等諸費	10,936,324,170
調整交付金	800,796,000	介護予防サービス等諸費	627,605,513
過年度交付金	0	高額介護サービス等費	297,889,268
その他補助金	3,544,000	審査支払手数料	16,105,730
支払基金交付金	3,615,503,000	市町村特別給付金	0
介護給付費交付金	3,603,566,000	特定入所者介護サービス費	514,576,666
地域支援事業交付金	11,937,000	特定入所者介護予防サービス費	465,544
県支出金	1,757,041,099	地域支援事業費	176,788,367
介護給付費負担金	1,721,893,764	介護予防事業費	31,625,299
地域支援事業交付金	35,147,335	包括的支援事業費	87,608,885
財産収入	96,270	選択型地域支援事業費	57,554,183
寄付金	0	財政安定化基金拠出金	0
繰入金	1,809,495,798	保健福祉事業費	0
一般会計繰入金	1,809,495,798	準備基金積立金	107,940,879
介護給付費繰入金	1,548,895,563	公債費	21,101,000
地域支援事業費繰入金	32,209,034	予備費	0
その他一般会計繰入金	228,391,201	諸支出金	79,511,120
準備基金繰入金	0	償還金及び還付加算金	79,511,120
介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	0	延滞金	0
繰越金	181,578,346	繰出金	0
市町村債	0	支出合計②	13,010,713,758
財政安定化基金貸付金	0	収支状況(翌年度繰越金)①-②	249,500,174
その他市町村債	0		
諸収入	4,009,540		
延滞金、加算及び過料	791,400		
預金利子	0		
雑入	3,218,140		
収入合計①	13,260,213,932		

歳出決算額の主なものは、総務費(事務費関係)の232,405,501円と保険給付費(介護サービス給付費関係)の12,392,966,891円と、地域支援事業費の176,788,367円である。

単年度決算で249,500,174円がH27年度に繰越となったが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の翌年度精算により、126,644,633円を償還し、122,855,541円を準備基金に積み立てる。

介護給付費の伸び(サービス業別)

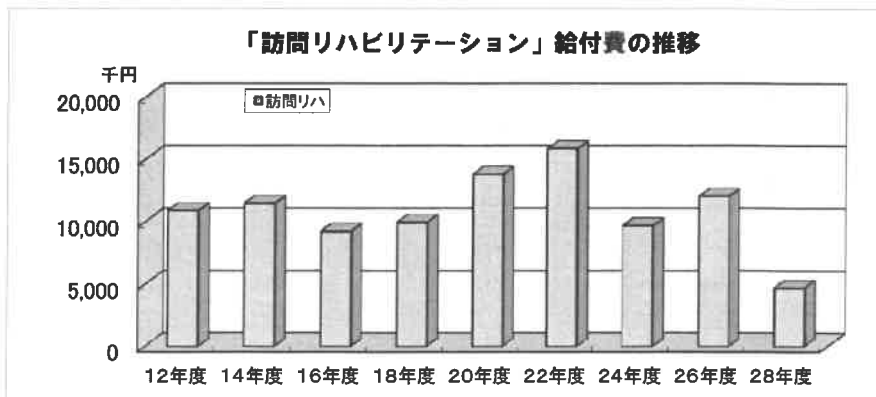
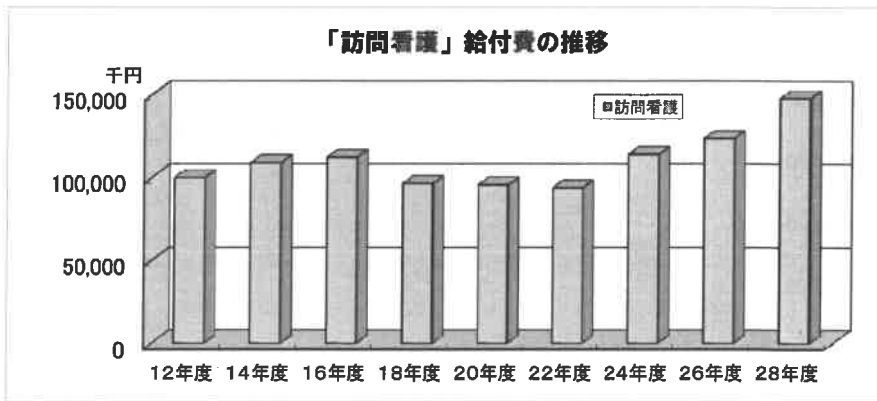
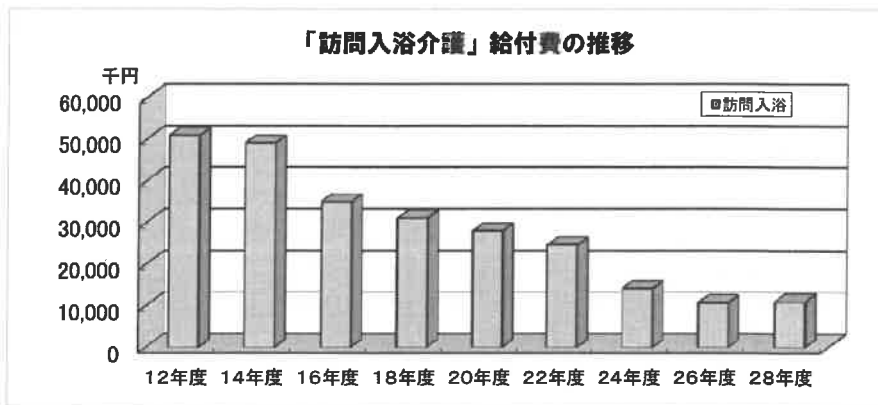
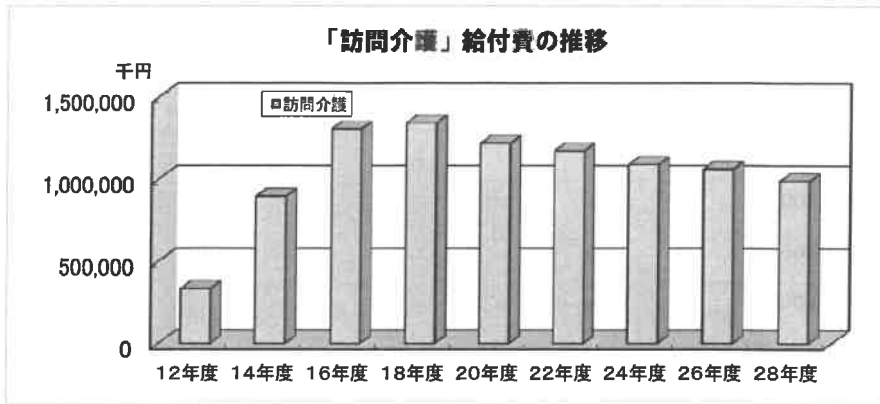
単位:千円

サービス業種別	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	事業計画(H28)	執行率	
介護給付費	333,592	694,882	894,770	1,182,465	1,303,113	1,337,716	1,387,860	1,280,257	1,216,925	1,164,442	1,170,082	1,146,746	1,086,444	1,068,349	1,059,634	990,136	987,178	1,174,252	-18,704	94%
訪問介護	50,926	55,026	49,075	34,379	34,990	35,044	31,014	29,621	28,016	27,220	24,604	23,497	14,202	10,788	10,788	13,372	10,995	11,525	-530	85%
訪問看護	99,857	100,114	108,877	112,272	112,083	107,721	96,373	96,852	95,515	91,979	93,803	105,624	113,843	119,758	123,463	132,752	147,688	123,995	23,693	119%
訪問リハ	10,910	12,622	11,475	11,506	9,246	7,860	9,867	13,004	13,799	15,088	15,859	11,007	9,675	10,209	12,031	4,783	4,707	20,055	-15,351	23%
通所介護	270,890	396,250	698,678	849,473	1,020,498	1,200,956	1,402,313	1,588,331	1,770,375	1,930,086	2,105,958	2,231,927	2,187,708	2,253,780	2,163,633	2,163,633	1,924,965	1,989,046	-64,081	97%
通所リハ	543,291	643,166	552,051	637,976	757,677	772,195	652,310	687,024	708,289	727,674	798,402	814,209	843,289	892,861	896,864	851,830	798,215	930,574	-132,359	86%
福祉用具貸与	48,797	102,419	147,089	188,562	216,357	232,877	225,480	226,998	254,718	271,977	291,583	318,538	320,121	333,060	346,198	349,312	353,737	399,171	-45,434	89%
短期入所	145,564	249,407	287,817	313,986	313,862	330,542	332,558	367,896	450,763	439,760	458,133	496,086	525,655	554,881	529,297	437,778	439,451	580,066	-140,613	76%
居宅療養管理指	13,687	15,360	15,218	12,610	11,993	11,180	15,862	16,831	16,960	20,948	23,813	26,899	28,042	32,842	34,994	35,254	40,516	38,994	1,522	104%
グループホーム	82,550	119,625	177,506	239,402	359,882	552,610	729,288	738,140	744,650	771,615	883,834	1,089,867	1,317,829	1,359,803	1,381,197	1,423,169	1,441,019	1,379,552	61,467	104%
特定施設入所生	19,165	19,251	16,342	14,514	12,898	13,518	22,730	29,782	38,545	39,406	52,871	65,945	87,141	146,334	172,861	184,968	211,338	153,888	57,650	138%
特定入所者			7,597					16,915	28,282	36,824	49,679	94,907	155,248	165,846	166,084	153,218	130,554	134,177	-3,623	97%
定期巡回・随時対																				
夜間対応型訪問																				
地域密着型通所介																				
認知症対応型通																				
小規模多機能型																				
地域密着型介護																				
居宅介護支援	148,800	198,523	249,740	339,100	392,656	420,599	523,277	503,487	486,720	564,029	599,890	621,169	620,680	627,210	633,002	625,887	582,263	657,976	-75,712	88%
住宅改修	31,377	57,293	69,715	73,613	63,701	57,480	57,124	54,175	48,753	54,382	56,692	59,878	57,041	55,699	53,505	51,827	43,718	70,454	-26,736	62%
福祉用具購入	9,306	12,284	14,770	17,374	16,416	15,587	15,832	18,401	17,840	17,241	16,134	15,133	14,435	15,389	13,571	13,484	11,886	17,777	-5,891	67%
その他償還払い	1,348	2,328	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0%
特養	1,262,898	1,400,975	1,737,138	1,751,273	1,757,470	1,647,052	1,472,866	1,499,068	1,509,939	1,547,277	1,528,675	1,560,186	1,615,136	1,615,864	1,712,487	1,808,168	1,746,942	1,805,432	-58,490	97%
老健	886,625	984,925	1,234,615	1,243,233	1,189,401	1,145,451	982,109	1,005,159	1,021,308	1,073,105	1,087,487	1,084,605	1,085,793	1,085,909	1,086,599	1,034,098	1,012,091	1,114,167	-102,076	91%
療養型	355,331	404,788	438,537	490,553	508,089	440,873	408,819	339,574	369,262	288,504	261,111	216,707	175,303	162,839	139,085	101,134	45,256	141,389	-95,125	32%
特定入所者(3施設)																				
高齢介護サービ	18,200	36,371	45,596	51,032	52,695	55,191	151,729	148,412	154,986	166,804	250,697	235,502	273,804	292,237	297,889	303,638	322,894	328,000	-5,106	98%
審査支払手数料	6,915	9,712	12,483	14,876	13,642	14,178	14,671	14,120	14,628	15,046	15,736	16,528	15,530	15,900	16,106	16,208	15,815	17,222	-1,407	92%
総給付費	4,342,029	5,455,321	6,761,509	7,546,209	8,145,769	8,517,721	8,787,421	8,984,365	9,380,938	9,831,798	10,454,643	11,131,018	11,851,476	12,190,828	12,392,967	12,198,204	11,990,247	12,925,267	-935,020	93%

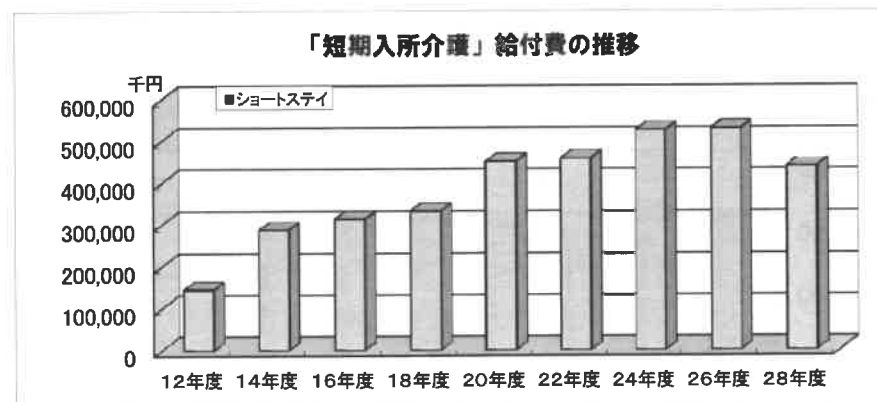
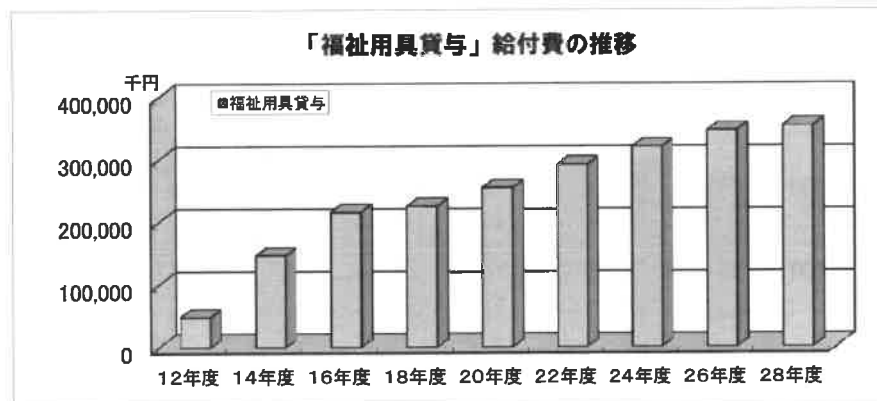
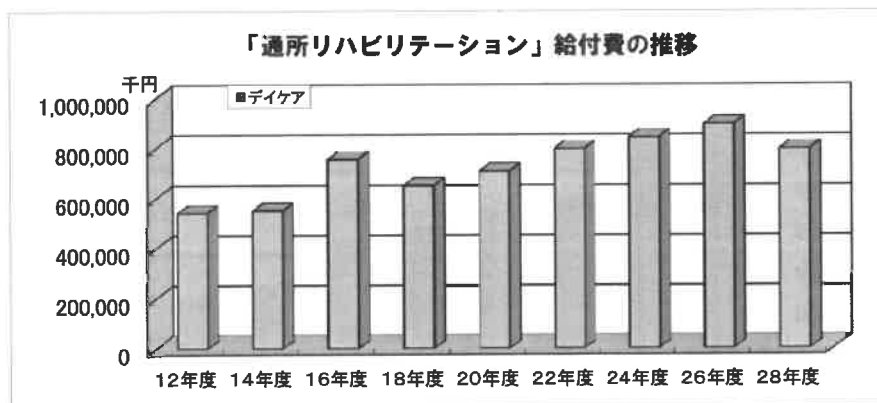
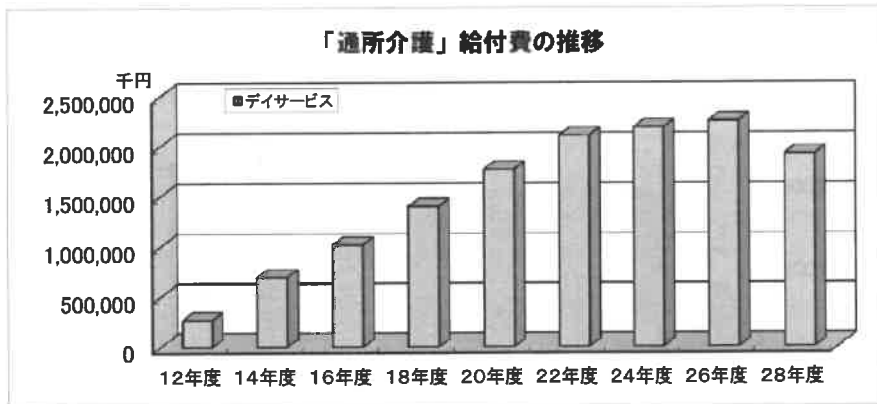
在考・施設

在考	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	事業計画(H28)	執行率	
施設	1,810,060	2,618,550	3,293,140	3,995,242	4,624,472	5,103,482	5,494,407	5,719,238	6,043,004	6,460,234	7,027,161	7,795,813	8,361,332	8,623,229	8,791,843	8,591,558	8,539,890	9,202,981	-663,291	93%
施設	2,508,854	2,790,688	3,410,290	3,485,059	3,454,960	3,344,870	3,126,614	3,104,595	3,188,320	3,190,014	3,161,049	3,143,175	3,200,810	3,199,462	3,287,129	3,286,800	3,111,846	3,377,064	-265,216	92%

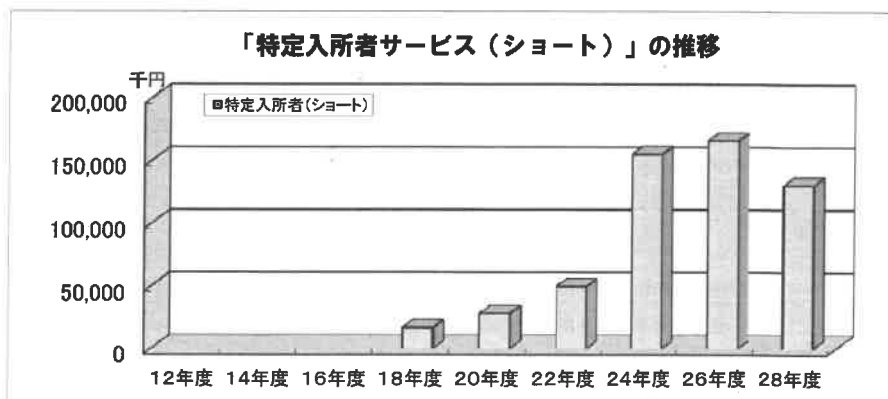
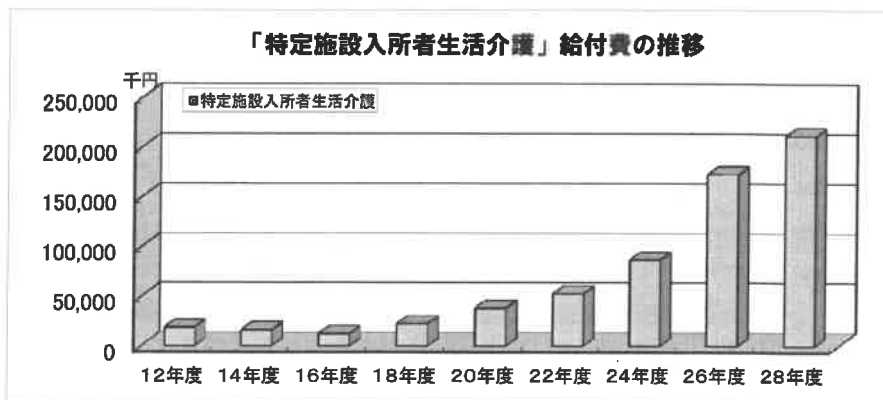
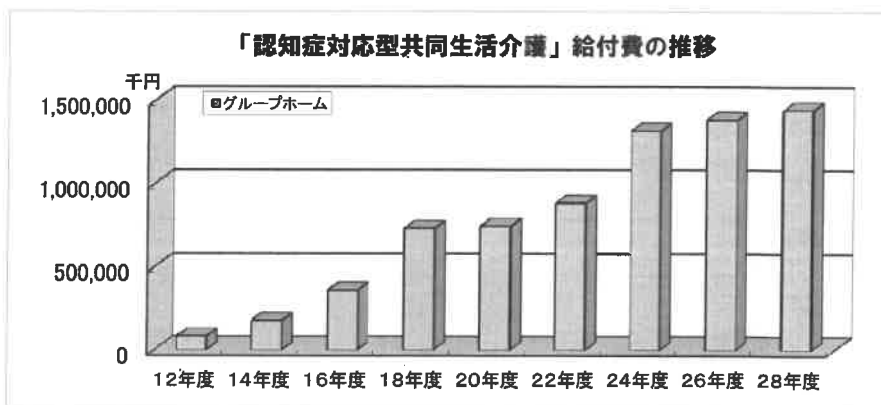
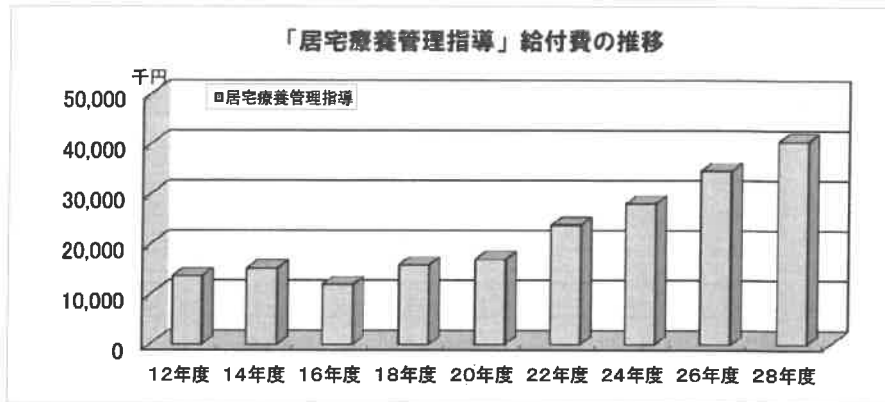
各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



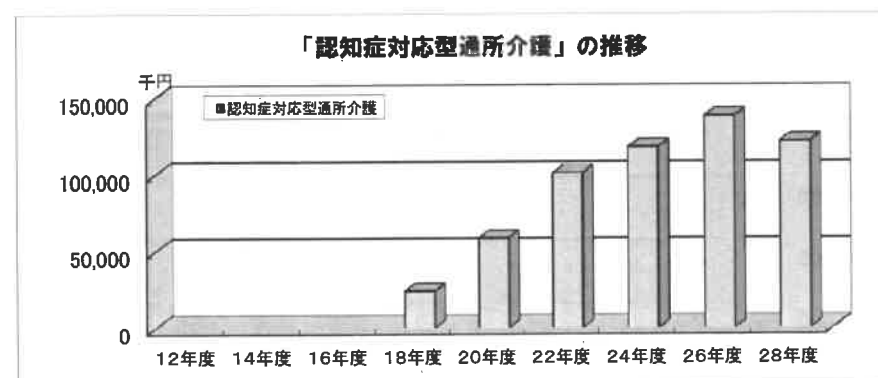
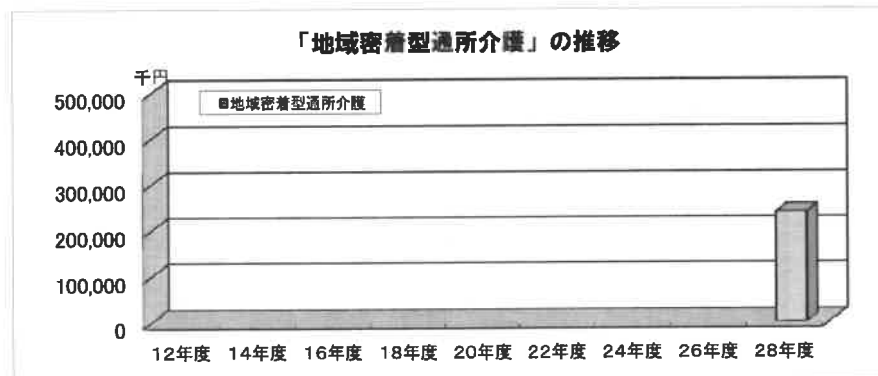
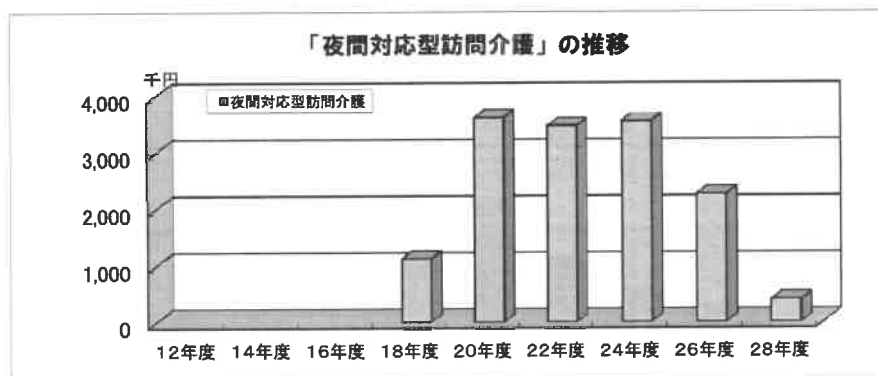
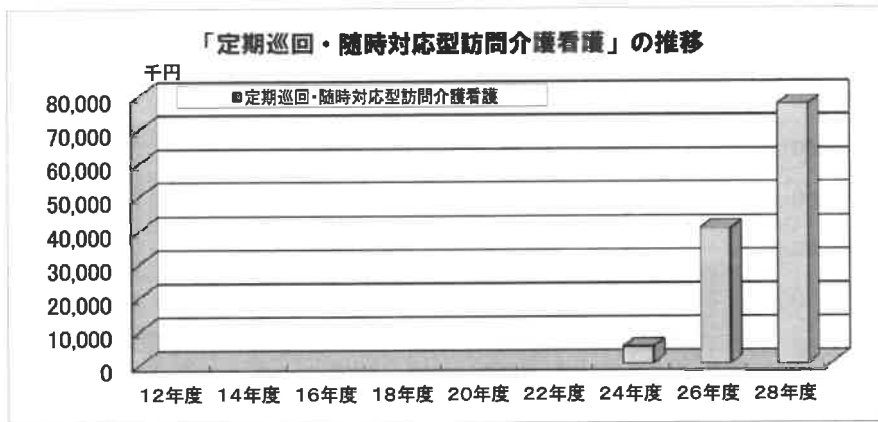
各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



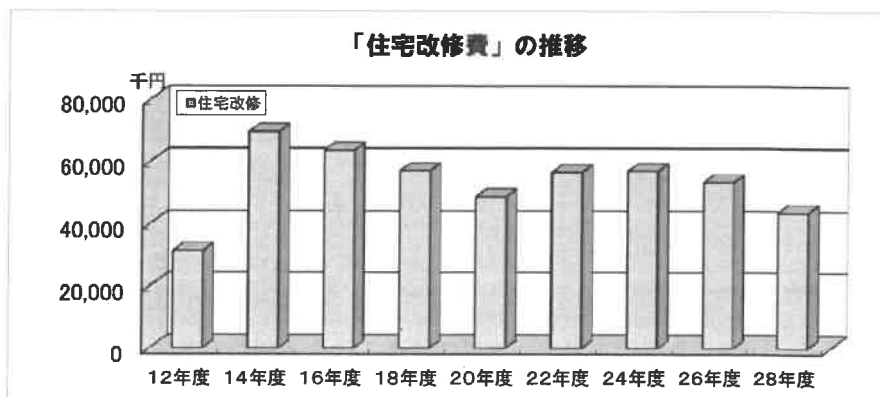
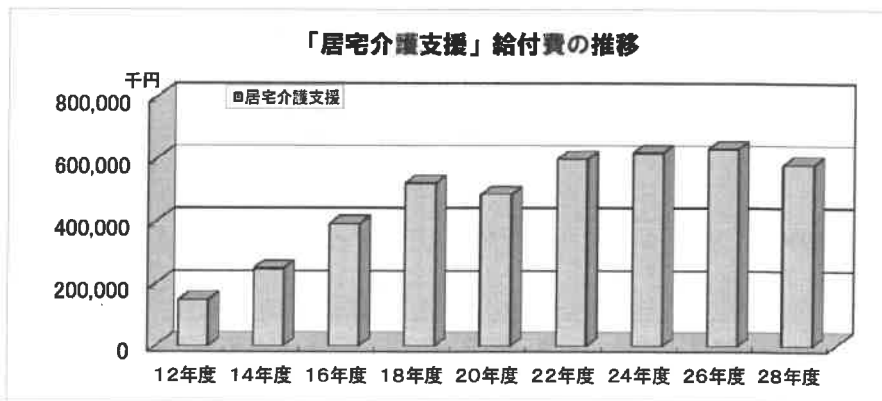
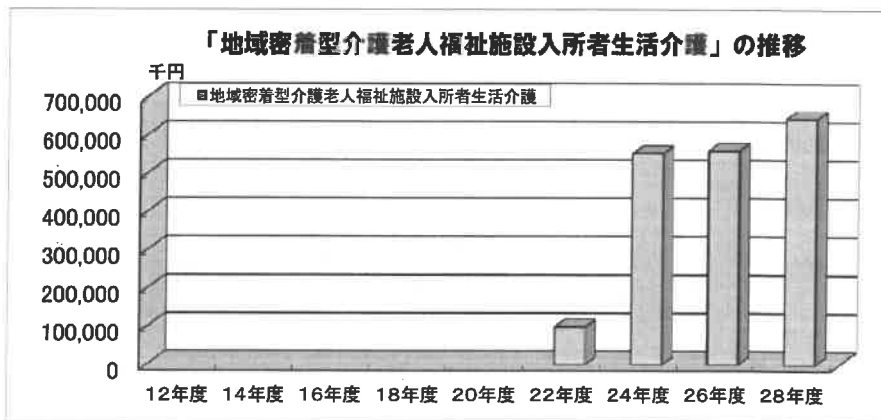
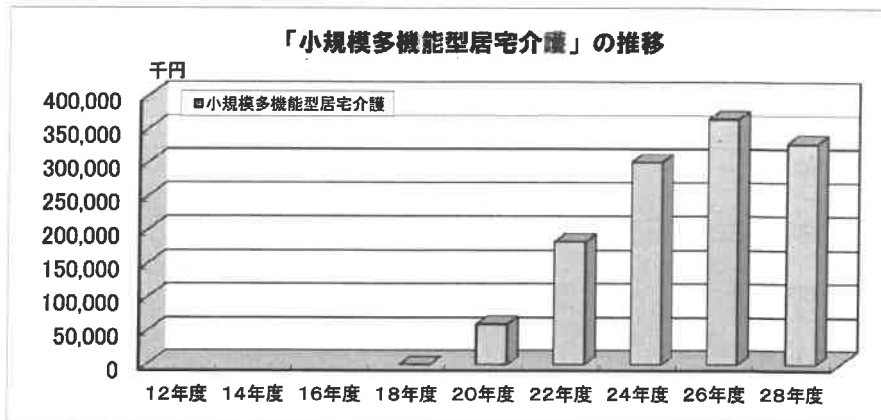
各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



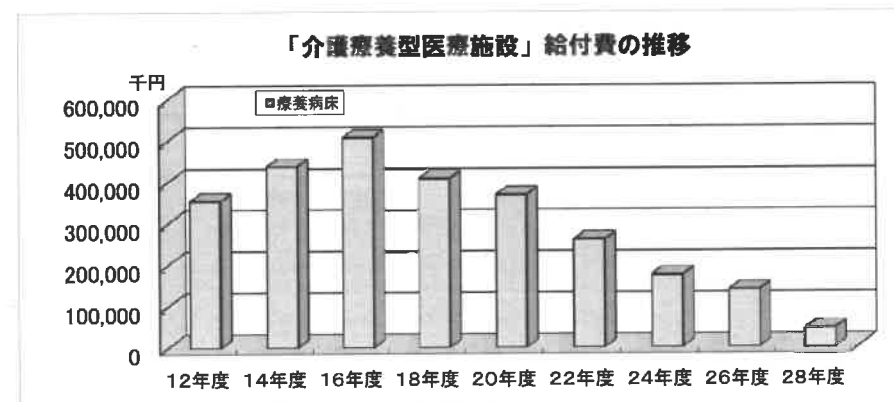
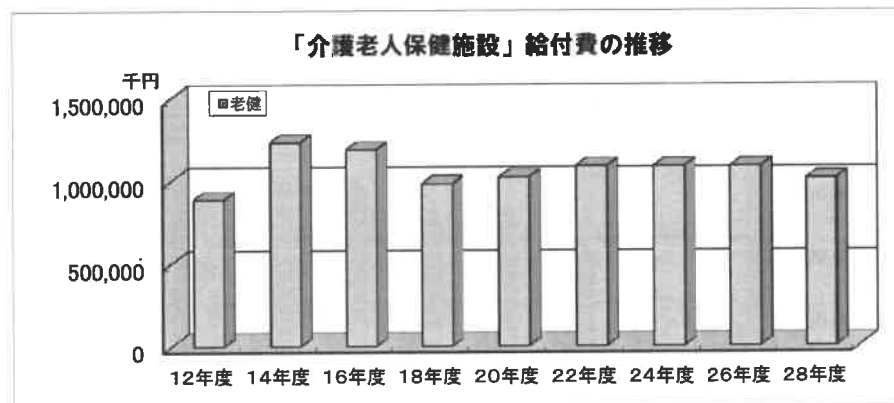
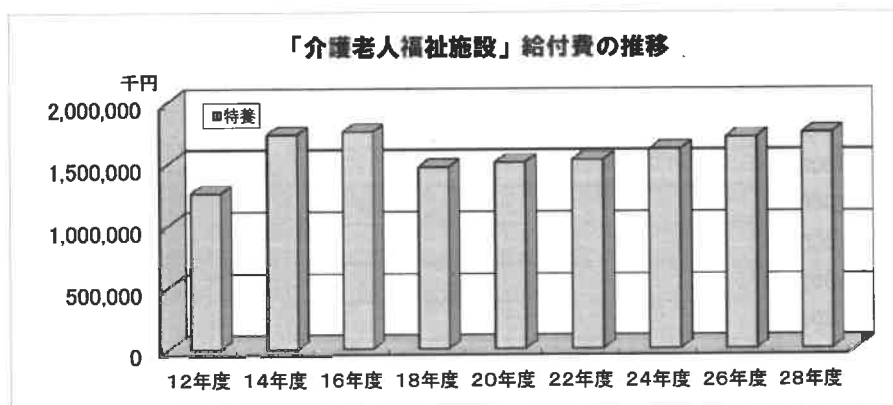
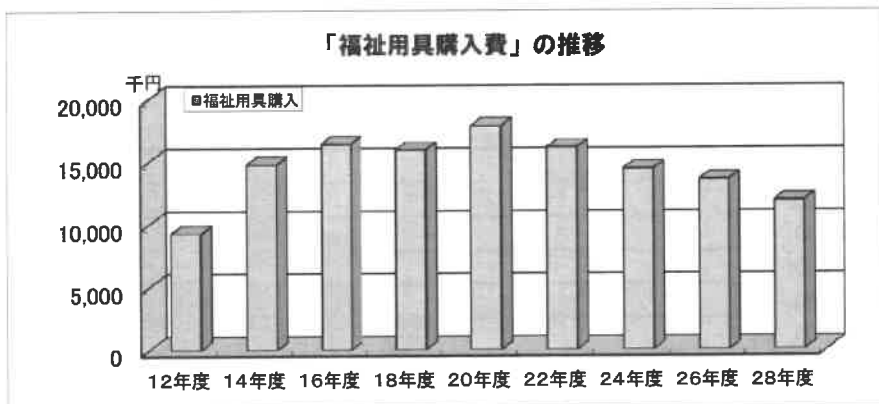
各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



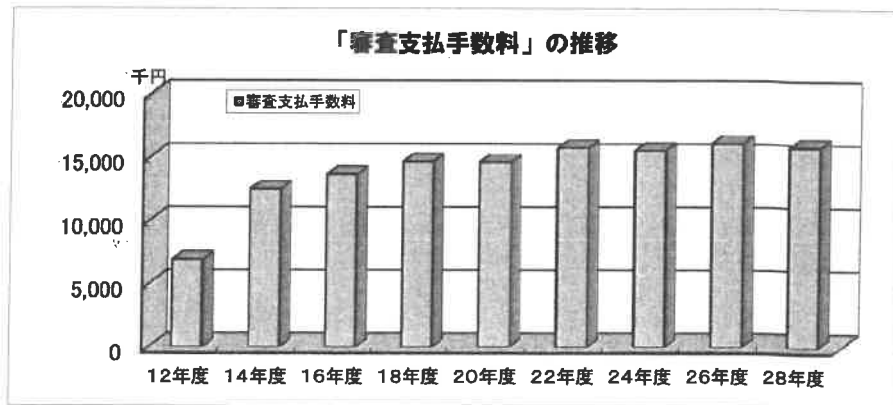
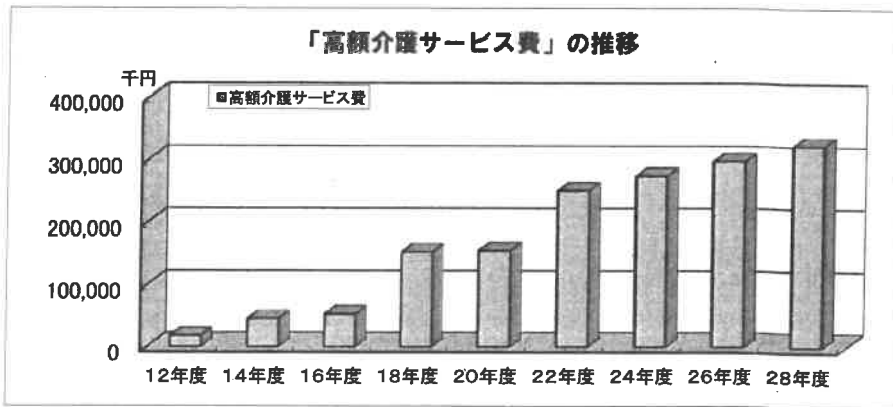
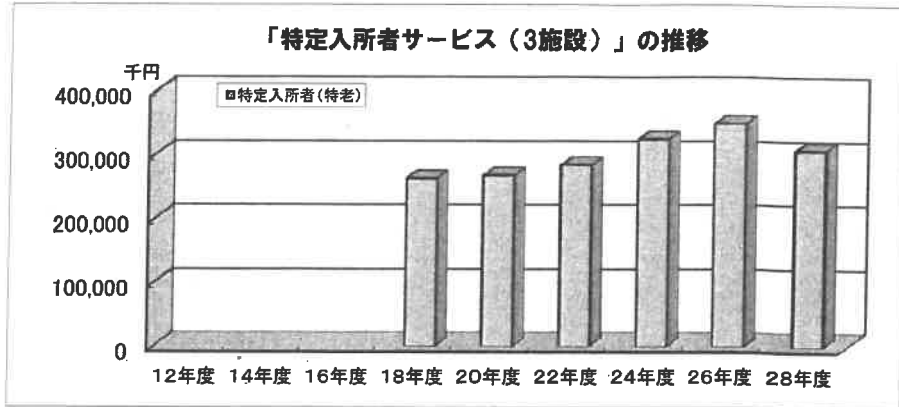
各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成28年度）



高齢者福祉施策一般実施状況（実績）

事業名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度
	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	予算額 (千円)
生き生きデイサービス事業	769	延利用者数 192人	897	延利用者数 224人	953	延利用者数 238人	1,161
老人短期入所事業(特養)	60	利用者 1名	0	利用者 0名	—	—	—
福祉電話貸与事業	786	貸与台数 23台	659	貸与台数 22台	569	貸与台数 21台	726
緊急通報体制整備事業	1,807	設置台数 275台	1,499	設置台数 268台	1,448	設置台数 243台	1,625
見守り推進員活動事業	5,036	見守り推進員 279名	4,960	見守り推進員 285名	4,794	見守り推進員 283名	5,030
要介護者理美容サービス事業	1,525	延利用回数 303回	1,601	延利用回数 392回	1,525	延利用回数 375回	1,709
老人クラブ助成事業	4,026	新居浜市老人 クラブ連合会 97団体 5,883人	3,466	新居浜市老人 クラブ連合会 95団体 5,830人	2,559	新居浜市老人 クラブ連合会 93団体 5,716人	2,679
老人広場整備事業	298	8ヶ所	292	10ヶ所	280	8ヶ所	300
家族介護者慰労金支給事業費	—	—	—	—	—	—	5,179
合計	14,307		13,374		12,128		18,409

地域支援事業実施状況

事業名	平成26年度実績		平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度 予算額 (千円)
	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	
介護予防特定高齢者施策事業費	26,735	車両管理費(1台) 訪問介護予防事業委託費 特定高齢者把握事業:12,906人 通所型介護予防事業参加者:184人	5,421	車両管理費(2台) 訪問介護予防事業:88人 通所型介護予防事業委託費 特定高齢者把握事業:39人 通所型介護予防事業参加者:14人	5,378	車両管理費(1台) 訪問介護予防事業:118人 通所型介護予防事業委託費 特定高齢者把握事業:21人 通所型介護予防事業参加者:13人	-
介護予防一般高齢者施策事業費	2,459	介護予防啓発パンフレット作成 介護予防教室開催(72回、延1,420人) サロン講師派遣(38回) ボランティア養成講座(3回) 健康・介護相談(12回、165人)	10,371	介護予防啓発パンフレット作成 介護予防教室開催(95回、延2,788人) サロン講師派遣(34回) 介護予防リーダー講座(6回) 健康・介護相談(12回、151人)	12,450	介護予防教室開催(86回、延2,174人) 介護予防リーダー講座(6回) 健康・介護相談(12回、151人) 笑いサミット(366人)	22,457
シルバークラブボランティア推進事業費	2,431	ボランティア登録者数 113人 ボランティア登録施設 61施設	2,840	ボランティア登録者数 242人 ボランティア登録施設 79施設	2,887	ボランティア登録者数 291人 ボランティア登録施設 84施設	3,706
笑いによる健康増進事業費	1,890	介護予防寄席(4ヶ所、275人) 介護予防教室(14回、580人) 笑いサミット:311人	1,887	介護予防寄席(4ヶ所、390人) 介護予防教室(14回、723人) 笑いサミット:524人	514	介護予防寄席(2ヶ所、214人)	570
高齢者の生きがいと健康づくり事業費	3,700	14校区100老人クラブと市老連が、地域で 共に声掛け合う活動の中で、支え合う仲 間作りを行った。	3,700	14校区95老人クラブと市老連が、地域で 共に声掛け合う活動の中で、支え合う仲 間作りを行った。	3,700	14校区95老人クラブと市老連が、地域で 共に声掛け合う活動の中で、支え合う仲 間作りを行った。	3,700
高齢者生きがい創造学講座事業費	8,409	講座数:17講座 実人数:435人 年間延参加者数:4,198人	8,187	講座数:17講座 実人数:453人 年間延参加者数:4,479人	8,574	講座数:17講座 実人数:412人 年間延参加者数:4,364人	8,297
高齢者ふれあい介護予防啓発事業費	-	-	407	高齢者ふれあい介護予防啓発事業 (24回、延453人)	-	-	-
介護予防プログラム開発事業費	-	-	1,084	介護予防プログラム作成 (DVD100枚)	-	-	-
健康長寿地域拠点づくり事業費	-	-	5,013	健康長寿地域拠点5か所 デイサービスえびすや(延817人)	11,060	健康長寿地域拠点26か所 デイサービスえびすや(延772人)	15,169
高齢者生きがい創出事業費	-	-	1,971	高齢者生きがい創出事業 (4事業、延6,650人)	997	高齢者生きがい創出事業 (4事業、延1,063人)	-
高齢者ふれあいカフェ事業費	-	-	500	高齢者ふれあいカフェ (12回、289人)	-	-	-
総合相談権利擁護事業費	366	相談受付件数:2,781件 継続的支援件数:256件 地域ケアネットワーク推進協議会開催:63回 認知症サポーター養成講座(35回、2,442人) 権利擁護パンフレット作成	270	相談受付件数:2,871件 継続的支援件数:262件 地域ケアネットワーク推進協議会開催:64回 認知症サポーター養成講座(47回、1,591人) 権利擁護パンフレット作成	81	相談受付件数:1,626件 継続的支援件数:242件 地域ケアネットワーク推進協議会開催:68回 認知症サポーター養成講座(35回、1,342人) 権利擁護パンフレット作成	339

地域支援事業実施状況

事業名	平成26年度実績		平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度
	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	予算額 (千円)
包括的継続的ケアマネジメント支援事業費	104	介護支援専門員研修会開催：7回 介護支援専門員研修会参加者：528人	110	介護支援専門員研修会開催：8回 介護支援専門員研修会参加者：769人 地域ケア会議：17件	543	主任介護支援専門員研修会開催：3回 介護支援専門員研修会開催：7回 介護支援専門員研修会参加者：634人 地域ケア会議：14件	1,122
地域包括支援センター管理事業費	87,139	地域包括支援センター職員の人件費等	92,695	地域包括支援センター職員の人件費等	98,312	地域包括支援センター職員の人件費等	107,137
認知症高齢者地域支え合い事業費			558	認知症高齢者地域支え合い事業委託費 チラシ作成	1,204	認知症高齢者SOSネットワーク協力機関 (150か所) 認知症サポーター養成講座開催回数(35回) 認知症サポーター養成講座養成者数 (1,342人)	4,492
介護費用適正化事業費	20,959	介護費用適正化に従事する職員の人件費等	21,006	介護費用適正化に従事する職員の人件費等	20,544	介護費用適正化に従事する職員の人件費等	21,334
要介護紙おむつ支給事業費	9,293	紙オムツの支給：116,122枚 尿とりパット：185,751枚	8,355	紙オムツの支給：120,934枚 尿とりパット：187,848枚	7,431	紙オムツの支給：95,656枚 尿とりパット：142,946枚	11,403
家族介護者慰労金支給事業費	5,094	在宅介護者慰労金支給 月7,000円 61名、月5,000円 44名	4,912	在宅介護者慰労金支給 月7,000円 66名、月5,000円 29名	4,440	在宅介護者慰労金支給 月7,000円 60名、月5,000円 36名	874
配食サービス事業費	6,969	配食数：延21,531食	6,584	配食数：延19,947食	5,637	配食数：延15,398食	2,907
成年後見制度利用支援事業費	257	市長申し立て：4件	311	市長申し立て：7件	15	市長申し立て：3件	1,449
住宅改修支援事業費	32	利用者：16人	32	利用者：16人	34	利用者：17人	40
介護相談員派遣事業費	951	40施設：延608人派遣	1,370	44施設：延670人派遣	1,646	44施設：延729人派遣	2,144
在宅介護支援啓発事業費			1,120	在宅介護支援啓発事業 (4事業、延498人)	1,011	在宅介護支援啓発事業 (4事業、延514人)	-
健康長寿コーデイネーター配置事業費					2,030	第1層コーデイネーター 1名配置	12,394
計	176,788		178,704		188,488		219,534
平成29年度開始事業							
介護予防・生活支援サービス事業費		(事業内容)要支援1、要支援2及び事業対象者に対する訪問介護サービス費、通所介護サービス費、配食サービス委託料					309,202
介護予防ケアマネジメント費		(事業内容)介護予防・生活支援サービス事業利用者のケアマネジメント、ケアプラン作成委託料、人件費					27,608
審査支払手数料		(事業内容)要支援1、要支援2及び事業対象者に対する訪問介護サービス費、通所介護サービス費の国保連での審査手数料					2,408
認知症高齢者地域支え合い事業補助金		(事業内容)認知症高齢者の徘徊捜索ネットワーク作り、啓蒙・地域の助け合い支え合い活動に対する補助金交付					650
高齢者の楽しみづくりと産直市活性化事業費		(事業内容)一人で出かけることが困難な上部に住む高齢者に、楽しみづくりのため、産直市に出かける機会を提供し、同時に産直市の活性化を行う委託料					525
計							340,393

新居浜市高齢者福祉計画2018 (介護保険事業計画)

新居浜市の現状について

平成29年9月

新居浜市

目次

I. 主な制度改正の概要	1
1. 計画見直しにおける基本的な考え方について	1
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	1
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	6
(3) 高額介護（予防）サービス等の見直し	7
(4) 愛媛県の第7次医療計画との整合性	7
II. 新居浜市の現状	8
1. 人口	8
(1) 現在の人口	8
(2) 人口の推移と将来推計	9
(3) 日常生活圏域別の人口の状況	10
(4) 人口の計画対比	15
2. 要支援・要介護認定者の状況	16
(1) 認定者数と認定率の推移	16
(2) 認定者数の計画対比	17
(3) 認定率の比較	18
3. 1号被保険者1人あたり給付月額の特徴	19
III. 介護保険サービスの利用状況	19
1. 第6期計画値との対比	19
(1) 予防給付（介護予防サービス）	20
(2) 予防給付（地域密着型介護予防サービス）	21
(3) 予防給付（介護予防支援）	21
(4) 介護給付（居宅サービス）	22
(5) 介護給付（地域密着型サービス）	23
(6) 介護給付（居宅介護支援）	23
(7) 介護給付（介護保険施設サービス）	24
(8) 総給付費	24
IV. サービス基盤整備の状況	25
1. 圏域別サービス基盤整備の状況	25

I. 主な制度改正の概要

1. 計画見直しにおける基本的な考え方について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

II. 介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

「介護保険事業計画」は、現在の第6期計画から“地域包括ケア計画”として位置づけられ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとなっています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

特にいわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となっています。

①保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

○高齢化が進展する中で、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

○全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、以下を法律により制度化。

①データに基づく課題分析と対応

（取組み内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）

②適切な指標による実績評価

③インセンティブの付与

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

②新たな介護保険施設の創設

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

新たに「共生型サービス」を位置づけ

○高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



④その他の事項

地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターに、事業の自己評価と、質の向上を図ることを義務づける。

○市町村に、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務づける。

※これらの評価の実施を通じて、そのセンターにおける必要な人員体制を明らかにすることで、市町村における適切な人員体制の確保を促す。

認知症施策の推進

○現行の介護保険制度では、認知症については調査研究の推進等が位置づけられるのみ



○認知症施策をより一層推進させるため、新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を介護保険制度に位置づける。

居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化

○市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、指定拒否や条件付加の仕組みを導入する。

①都道府県による居宅サービス事業者の指定に関して、市町村が都道府県に意見を提出できるようにするとともに、都道府県はその意見を踏まえて指定をするにあたって条件を付すことを可能とする。

②小規模多機能型居宅介護等を更に普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組みを導入する。

【関与の観点】	対象となる都道府県指定のサービス	対象となる市町村指定のサービス
市町村介護保険事業計画との調整等	施設・居住系サービス → 指定拒否(現行)	施設・居住系サービス → 指定拒否(現行)
	居宅サービス ⇨ 条件付加(新設①)	居宅サービス → 条件付加(現行)
小規模多機能型居宅介護等の普及等	通所介護・訪問介護 → 指定拒否・条件付加(現行) ※省令でショートステイを追加予定	地域密着型通所介護 ⇨ 指定拒否(新設②)・条件付加(現行)

有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置を新設する。

前払金保全措置の義務の対象拡大

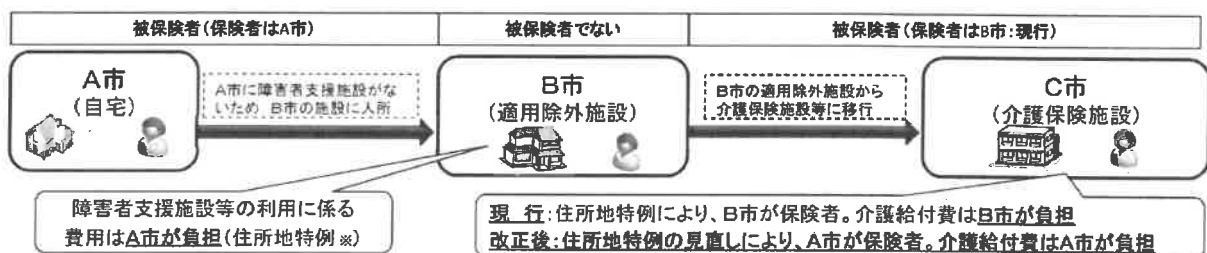
事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。(現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払い金の保全措置の対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。)

その他

- ・各有料老人ホームに利用料金やサービス内容等を都道府県等へ報告することを義務づけるとともに、当該情報を都道府県が公表する。
- ・事業停止命令や倒産等の際には、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けとるために必要な援助を行う。

介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し【平成30年4月施行】

○介護保険適用除外施設(障害者支援施設等)を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とする。



※ 障害者支援施設等に入所した場合には、施設所在地の負担が過度に重くならないよう、障害福祉サービス等の支給決定は、施設入所前の市町村が行う(居住地特例)。また、生活保護で救護施設に入所する場合には同様の仕組みがあるが、生活保護においては、一部都道府県が保護費を支給する。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

平成 30 年 8 月施行

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。

	利用者負担割合
年金収入等 340 万円以上（※1）	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280 万円以上（※2）	2割
年金収入等 280 万円未満	1割

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220 万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額 340 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合 463 万円以上）」とすることを想定。⇒ 単身で年金収入のみの場合 344 万円以上に相当

※2 「合計所得金額 160 万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額 280 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合 346 万円以上）」⇒単身で年金収入のみの場合 280 万円以上に相当

② 介護納付金への総報酬割の導入

平成 29 年 7 月施行

- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』としているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）

【総報酬割導入のスケジュール】

	平成 29 年度		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	～7月	8月～			
総報酬割合	なし	1/2	1/2	3/4	全面

(3) 高額介護（予防）サービス等の見直し

①高額介護（予防）サービス費の見直し

平成 29 年 8 月施行

高額介護（予防）サービス費については、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、

- ①第4段階の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げる。
- ②世帯内の全ての被保険者（利用者ではない被保険者を含む）が1割負担の世帯については、新たに、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12 ヶ月）の負担上限額を設定する。（3年間の時限措置。平成 29 年 8 月 1 日からの1年間分の自己負担額から。）

②高額医療合算介護（予防）サービス費の見直し

平成 30 年 8 月施行

高額医療合算介護（予防）サービス費については、医療保険制度における高額医療費制度の見直しに伴い、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおりとする。ただし、一般所得者及び現役並みの所得者のうち課税所得 145 万円以上 380 万円未満のもの算定基準額については据え置くこととする。なお、見直し後の算定基準額については、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの間のサービス分から適用することとする。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並みの所得（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般所得者	56 万円

<見直し後>

所得要件	算定基準額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円（据え置き）
一般所得者	56 万円（据え置き）

(4) 愛媛県の第 7 次医療計画との整合性

平成 29 年度は、県が医療法に基づく第 7 次医療計画を策定します。

病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、新居浜市高齢者福祉計画 2018（介護保険事業計画）におけるサービス事業量は、第 7 次医療計画との整合性を図る必要があります。

今後、医療から介護への転換がどの程度見込まれるのか等、県からの情報を基に事業量の見込みを行います。

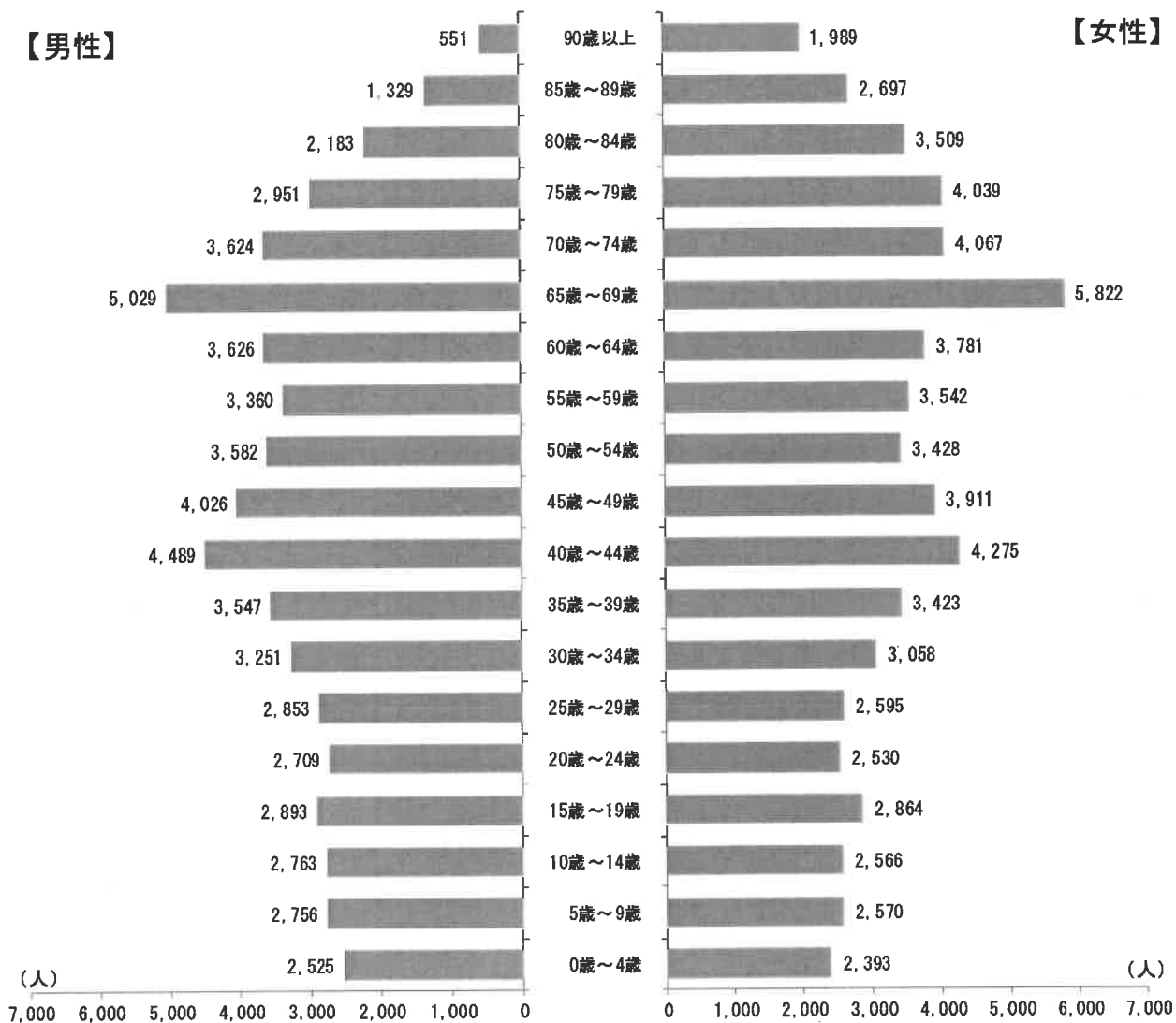
II. 新居浜市の現状

1. 人口

(1) 現在の人口

平成 29 年 5 月末時点の人口ピラミッドを見ると、市で最も人口が多い層は、男女ともに 65～69 歳となっており、既に 1 号被保険者に該当しています。

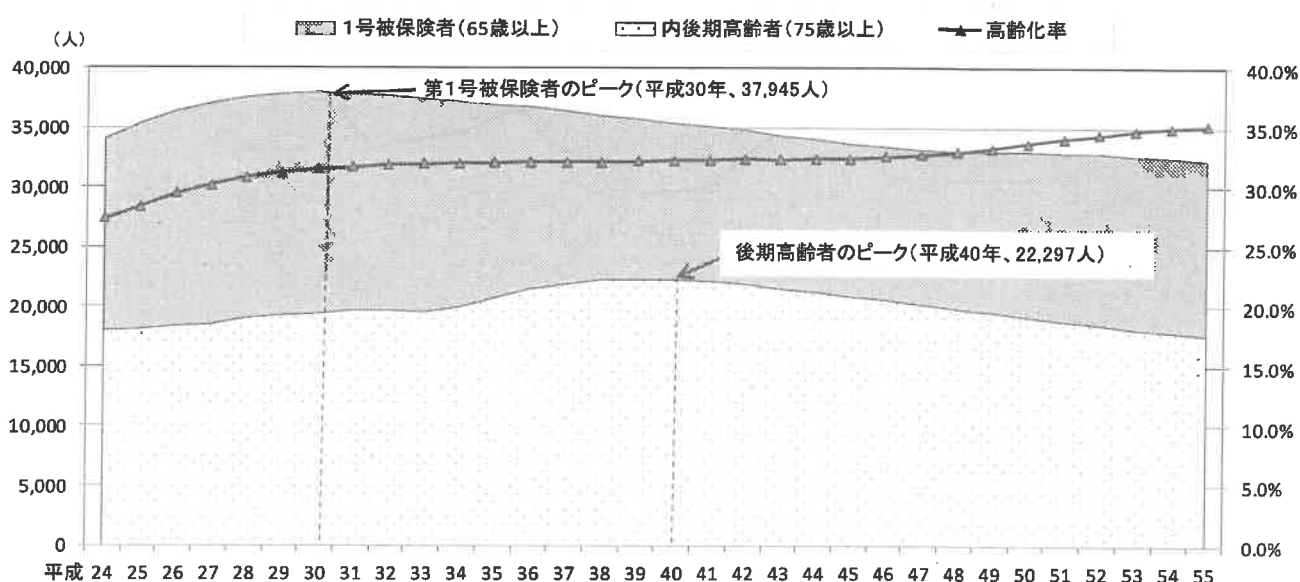
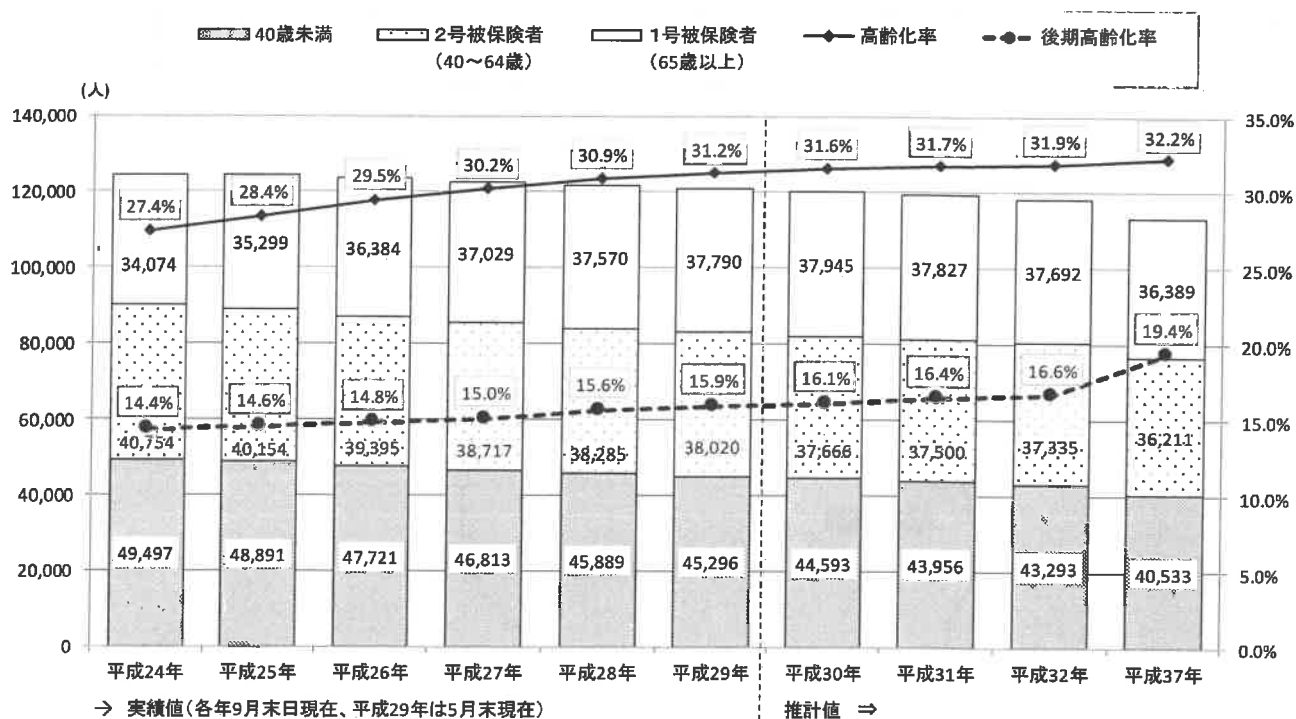
また、男性より女性の高齢者が多くなっています。



(2) 人口の推移と将来推計

総人口は、平成24年(124,325人)から平成29年(121,106人)と3,219人減少していますが、1号被保険者にあたる65歳以上人口は、平成24年(34,074人)から平成29年(37,790人)と3,716人増加しています。

9月時点の将来推計結果では、本市は平成30年に高齢者(65歳以上)人口のピークを迎え、それ以降は減少に転じる見込みとなっていますが、後期高齢者(75歳以上)人口については、平成40年まで増加する見込みとなっています。



※出典：実績値は住民基本台帳、推計値は9月現在推計値

(3) 日常生活圏域別の人口の状況

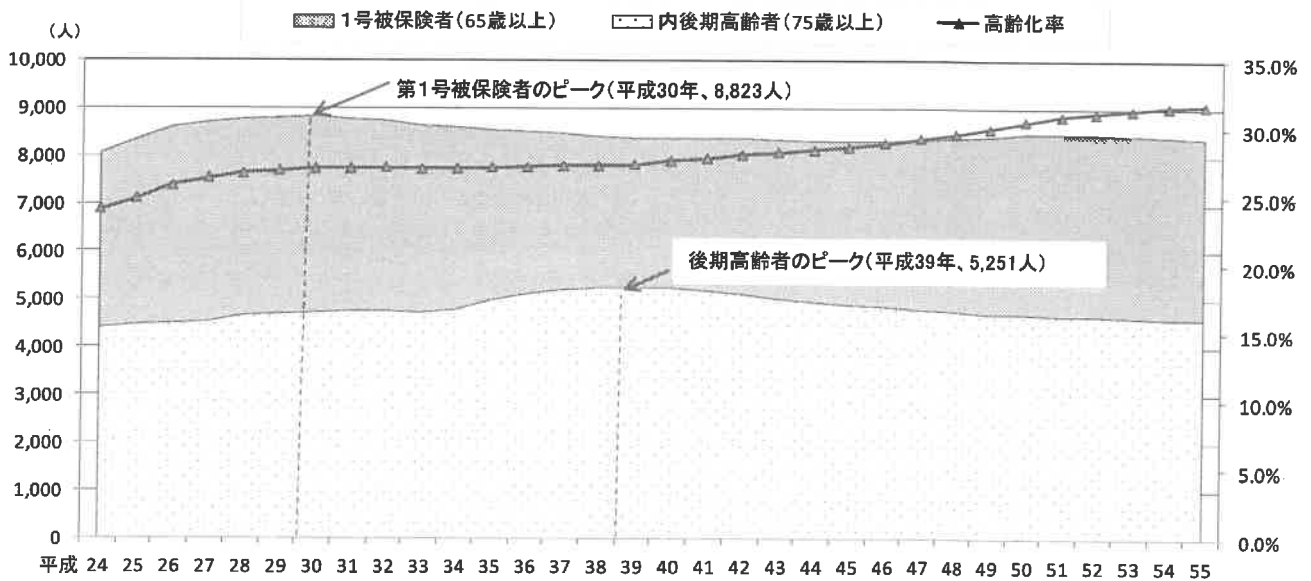
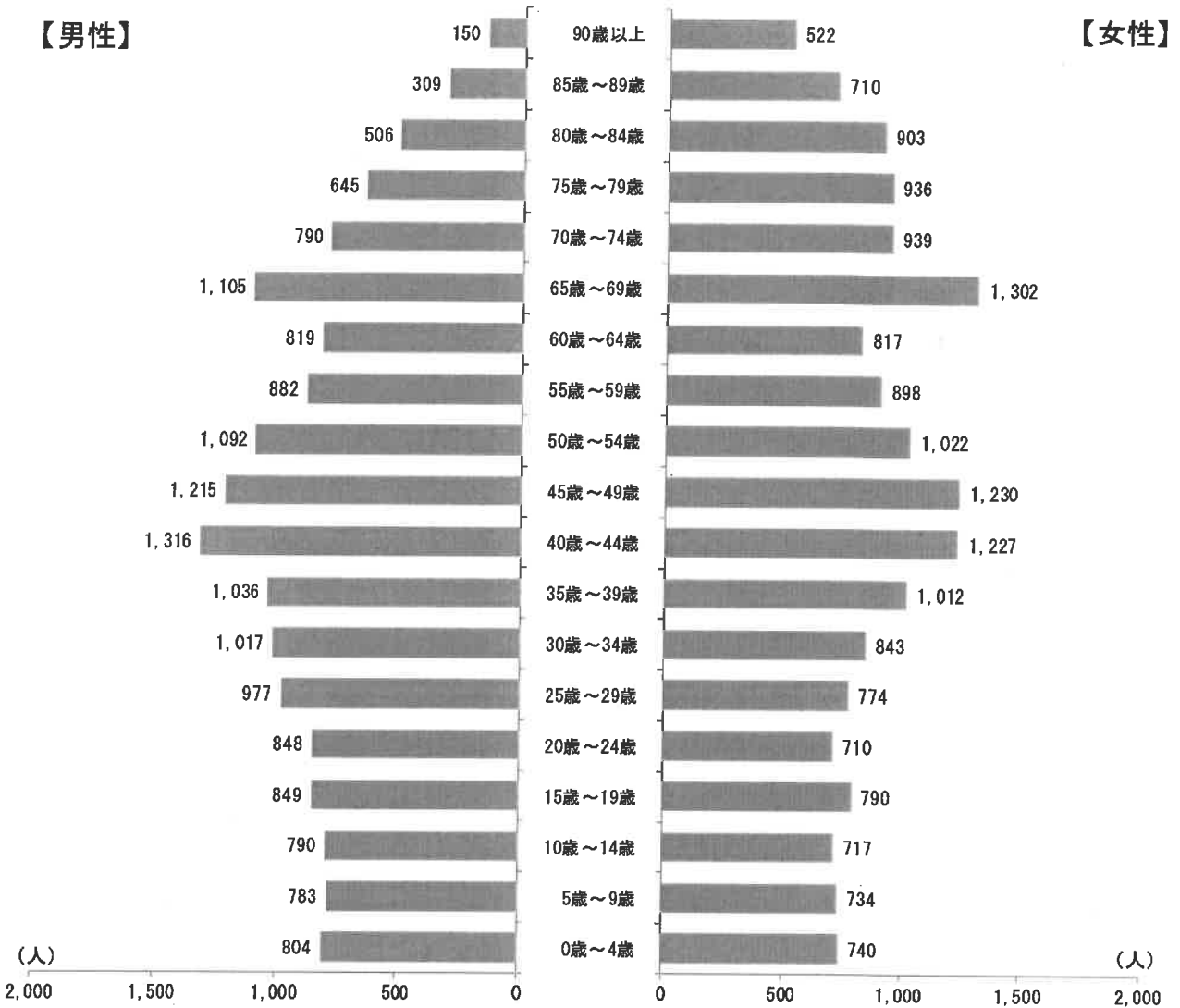
国においては、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたっては、概ね30分以内で活動できる範囲としています。

本市では、高齢者人口や地域における様々な活動単位等を考慮して、「川西圏域」「川東圏域」「上部西圏域」「上部東圏域」の4つの「日常生活圏域」を設定しています。

各圏域の高齢者人口等の状況は次ページの通りとなっています。

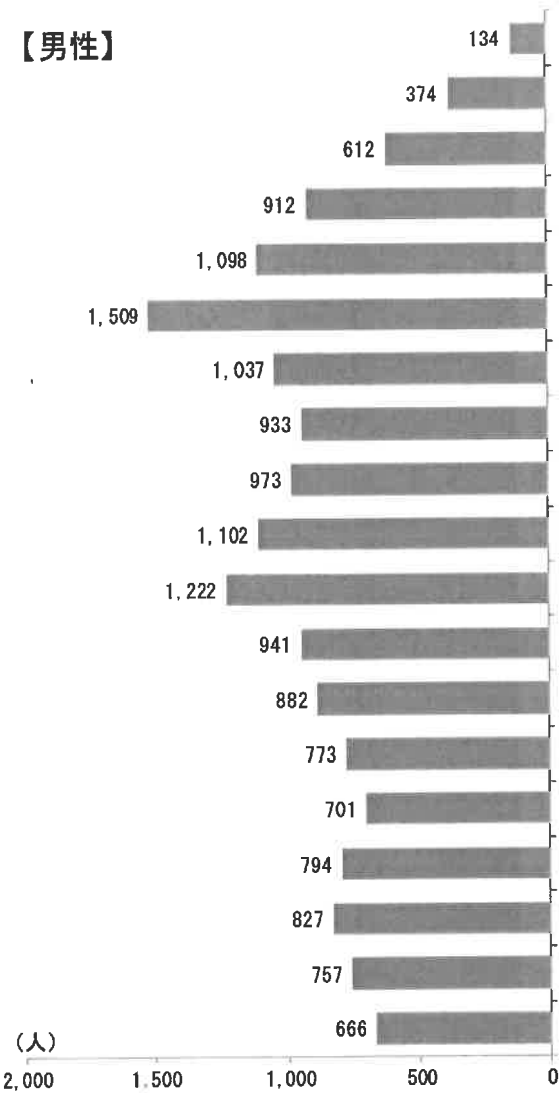


①川西圏域

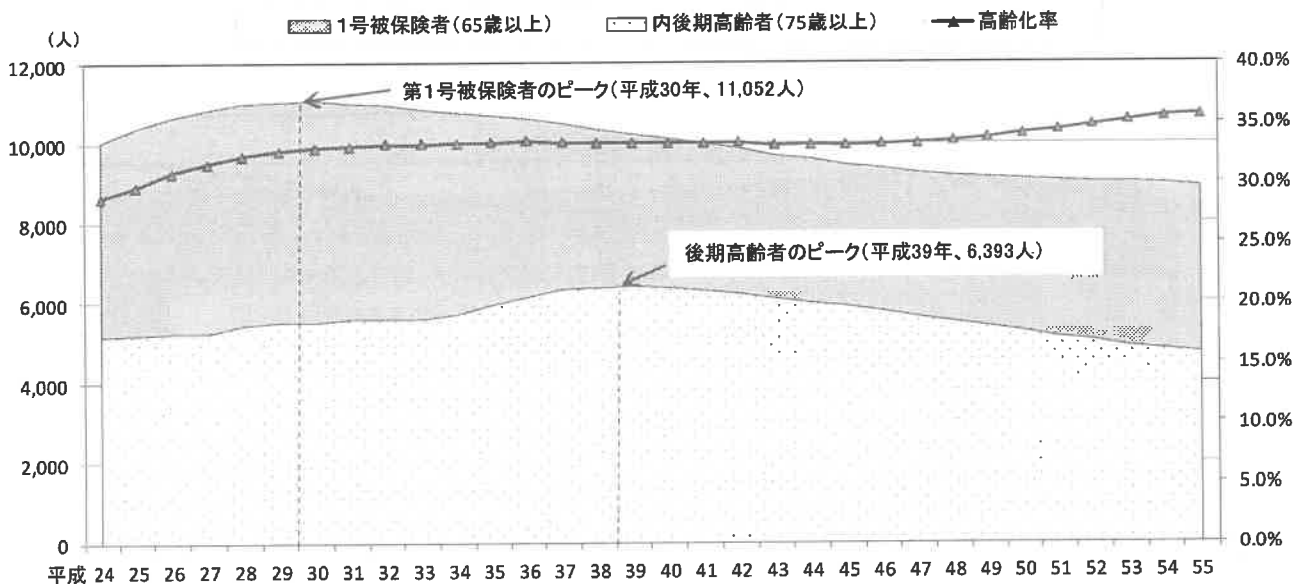
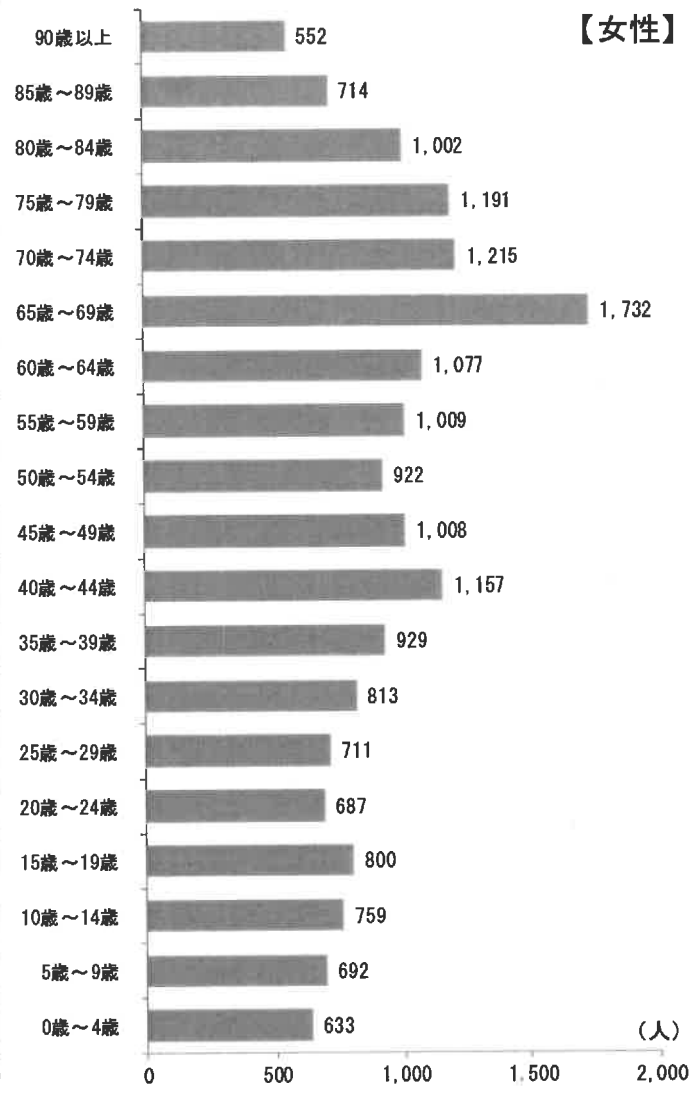


②川東圏域

【男性】

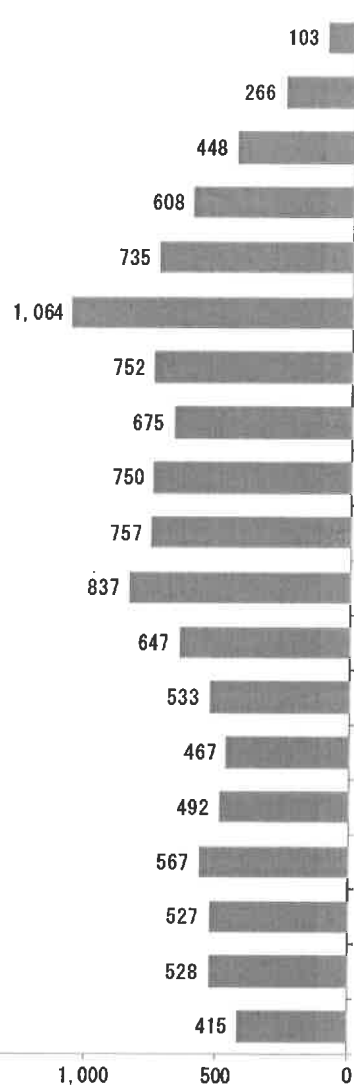


【女性】

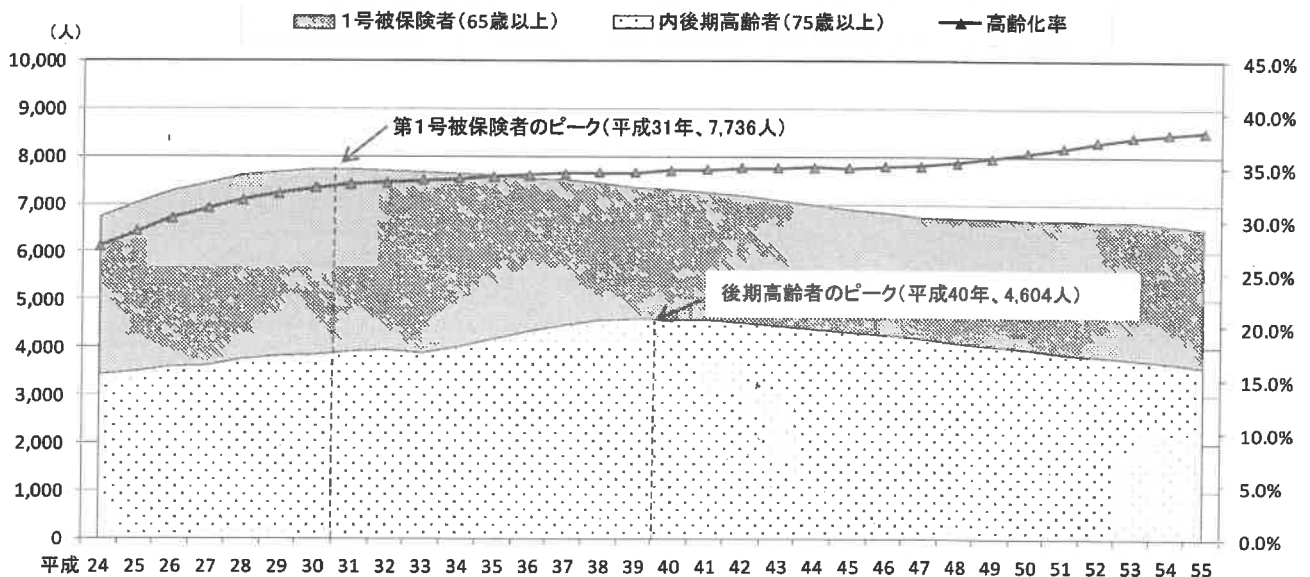
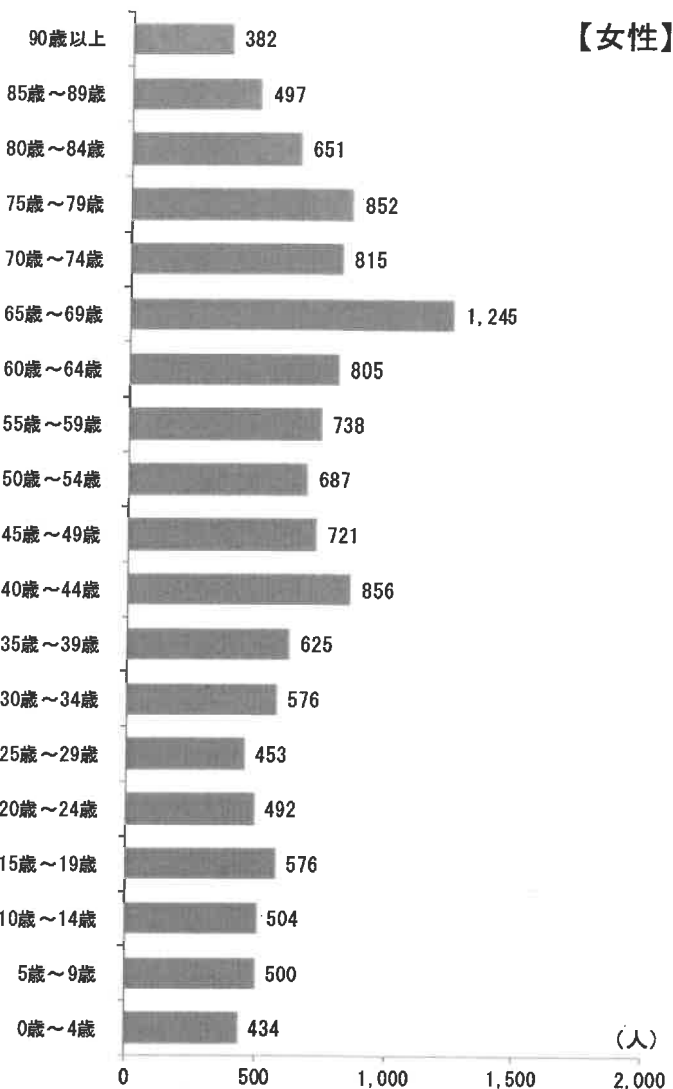


③上部西圏域

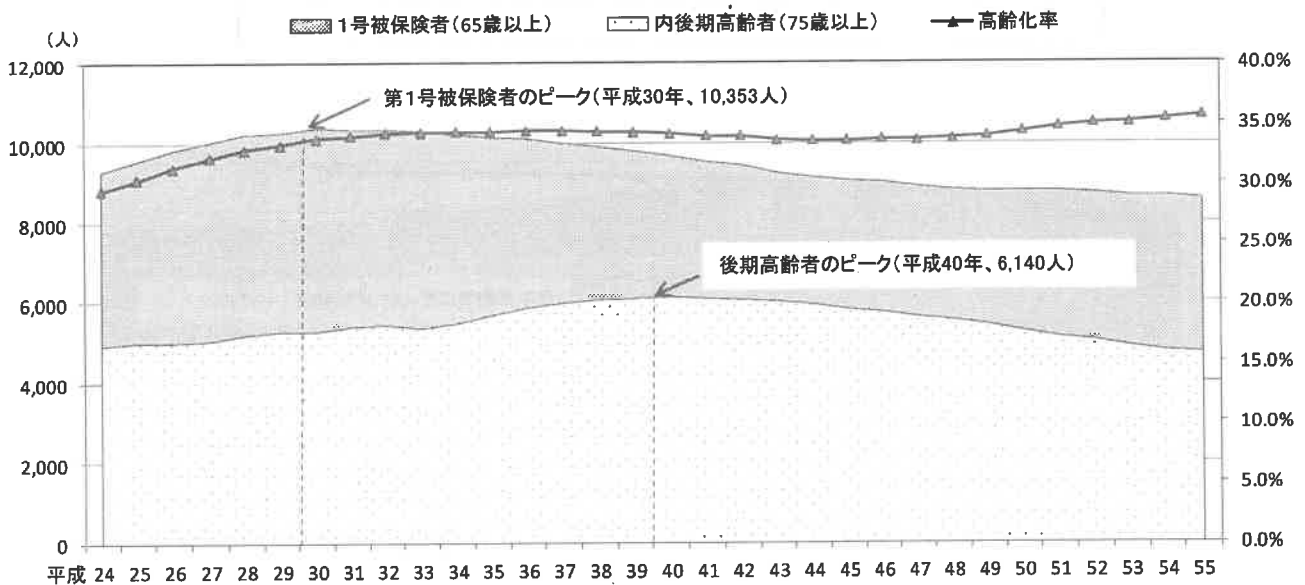
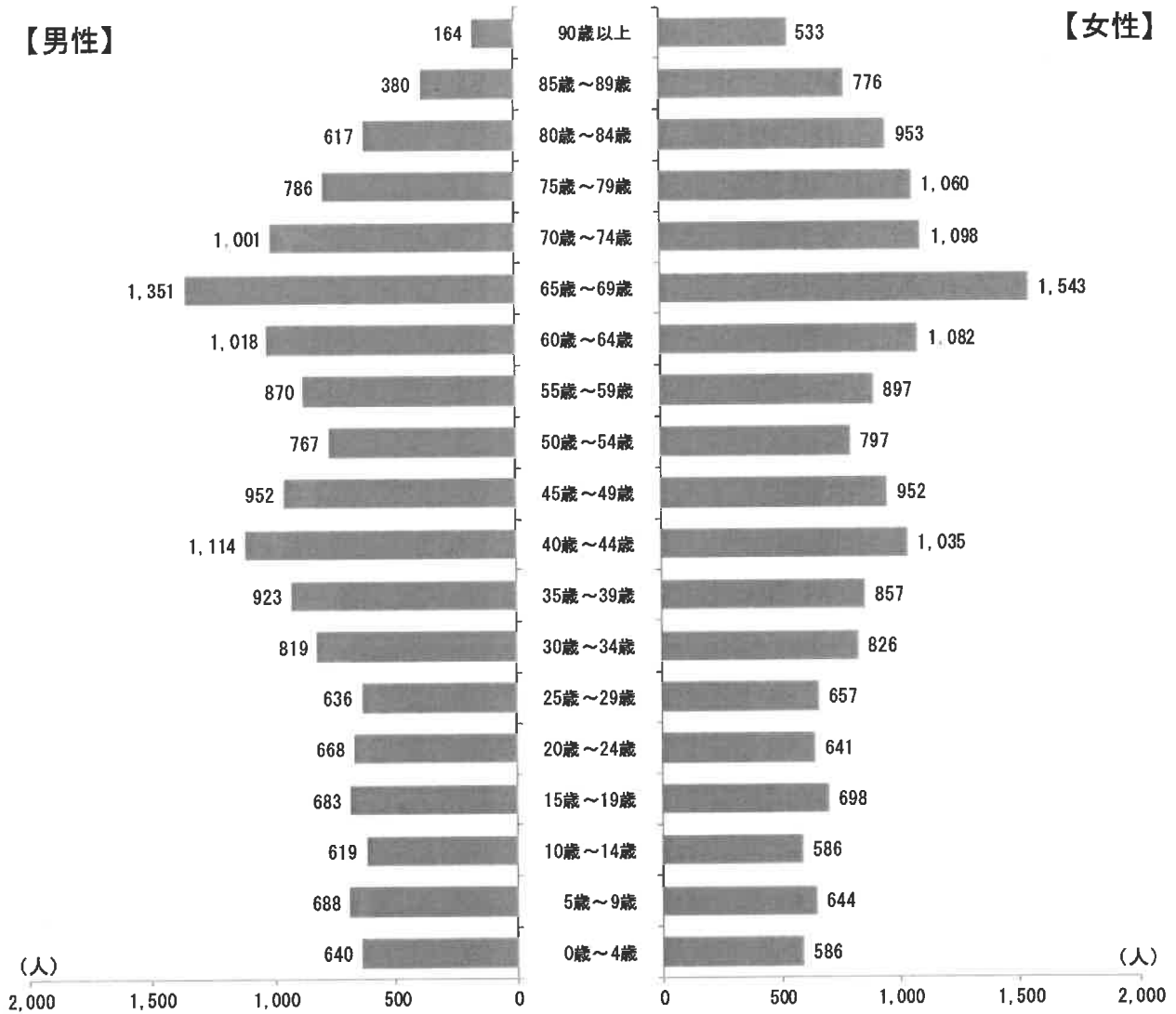
【男性】



【女性】



④上部東圏域

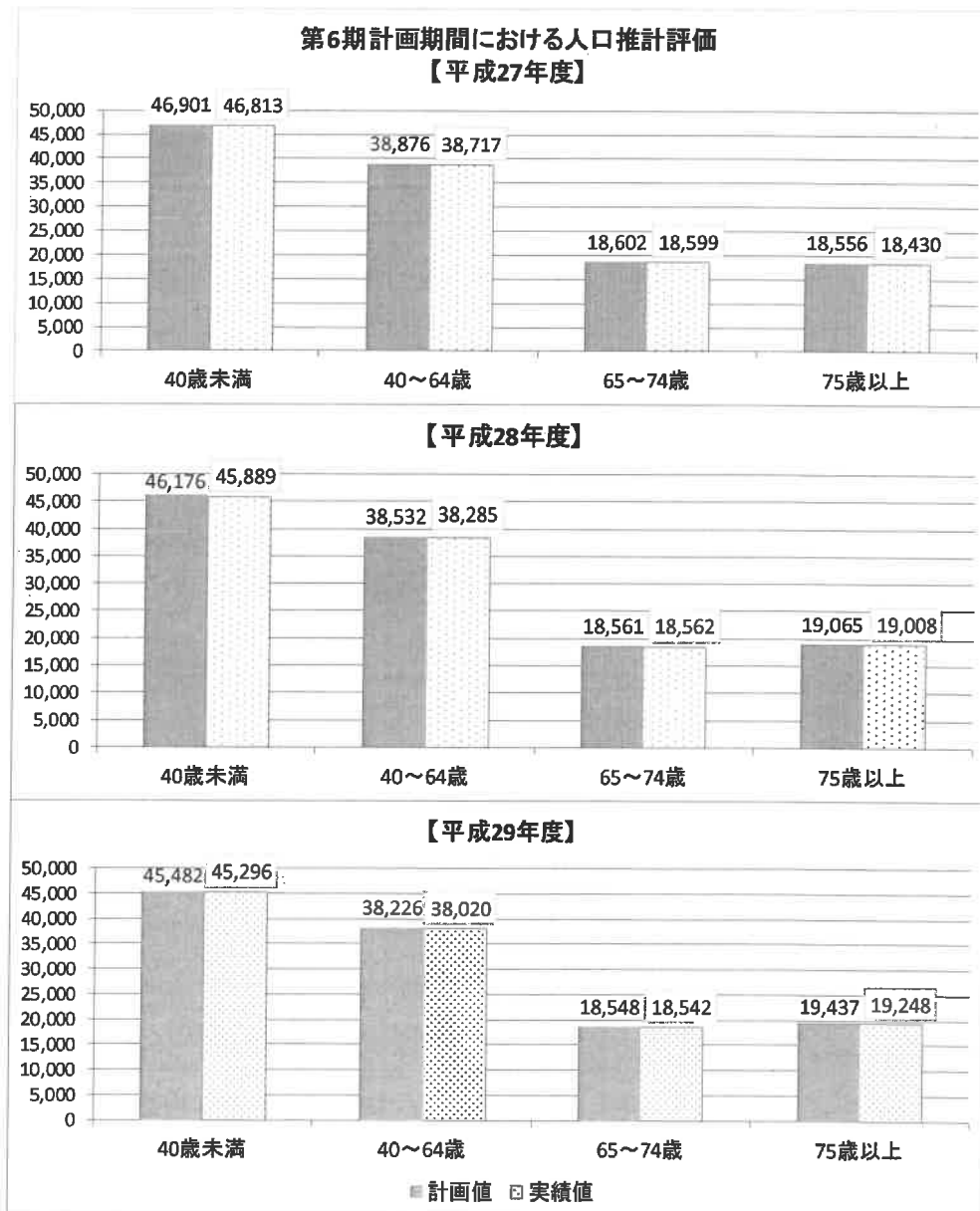


(4) 人口の計画対比

6期計画期間における人口の計画対比をみると、64歳未満人口は計画値を下回って推移しています。高齢者人口については、前期(65～74歳)は概ね計画どおり、後期(75歳以上)は計画値を下回って推移しています。

	平成27年		平成28年		平成29年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
40歳未満	46,901	46,813	46,176	45,889	45,482	45,296
40～64歳	38,876	38,717	38,532	38,285	38,226	38,020
65～74歳	18,602	18,599	18,561	18,562	18,548	18,542
75歳以上	18,556	18,430	19,065	19,008	19,437	19,248
総人口	122,935	122,559	122,334	121,744	121,693	121,106
高齢化率	30.2%	30.2%	30.8%	30.9%	31.2%	31.2%

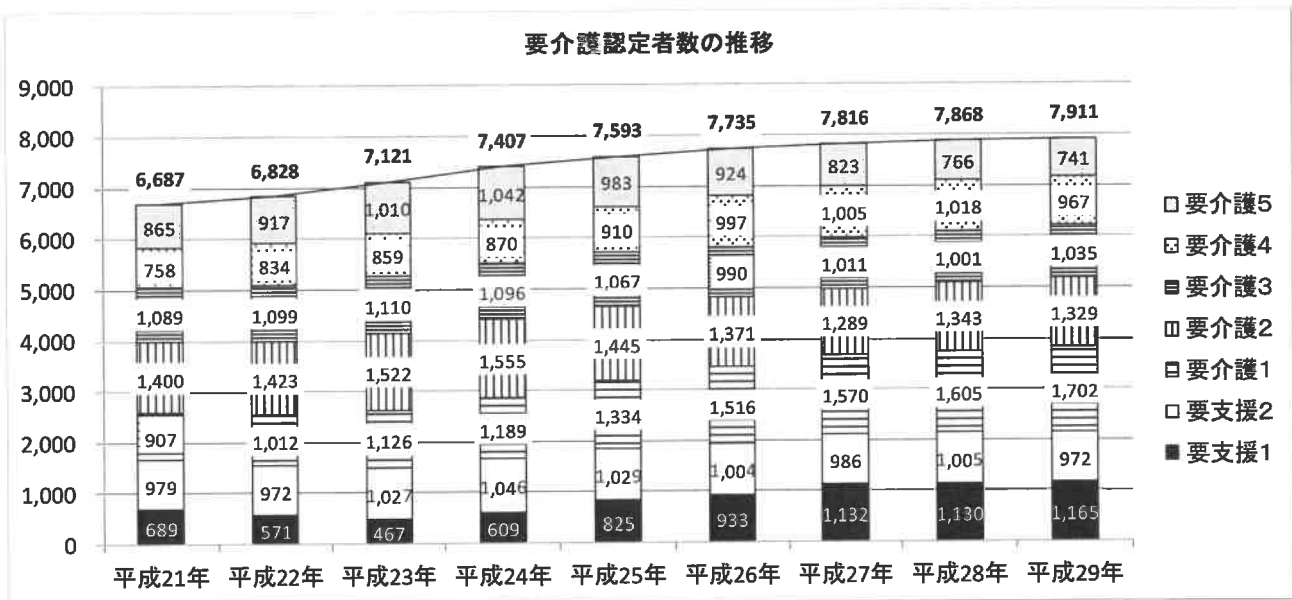
※出典：実績値は平成27・28年は9月末、平成29年は5月末住民基本台帳人口



2. 要支援・要介護認定者の状況

(1) 認定者数と認定率の推移

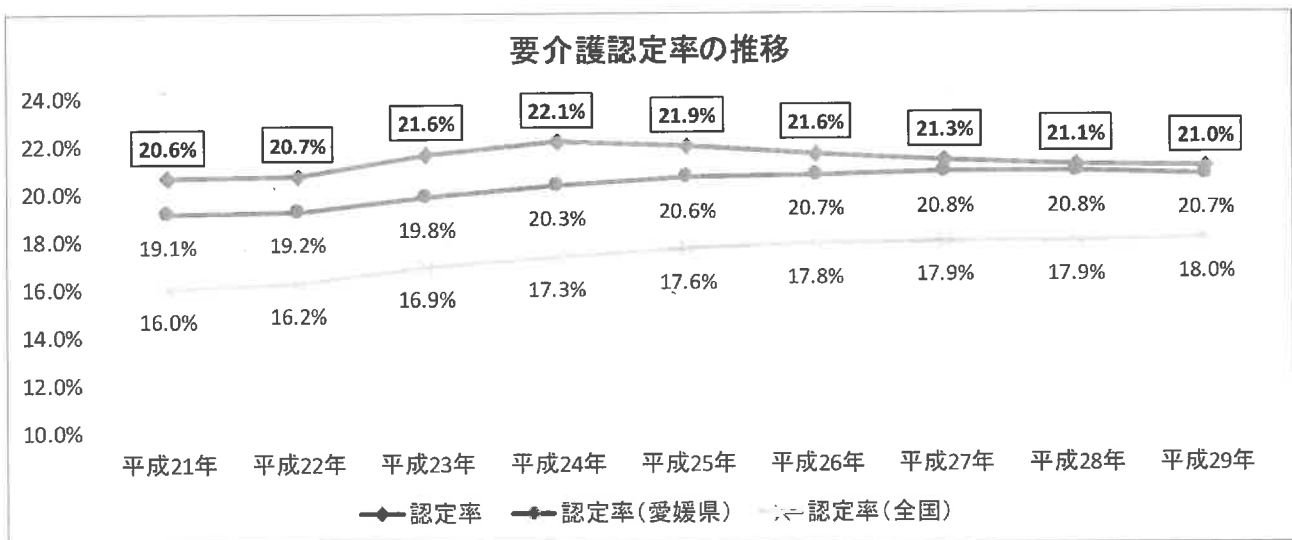
認定者数をみると、平成 21 年以降増加傾向となっており、平成 29 年 3 月時点で 7,911 人となっています。



※出典：「見える化」システムより（年報値、平成 29 年のみ 3 月月報値）

認定率の推移をみると、平成 24 年以降低下傾向となっており、平成 29 年 3 月時点の認定率は 21.0%となっています。

認定率を全国平均、愛媛県平均と比較すると、各年で全国・県平均を上回っています。



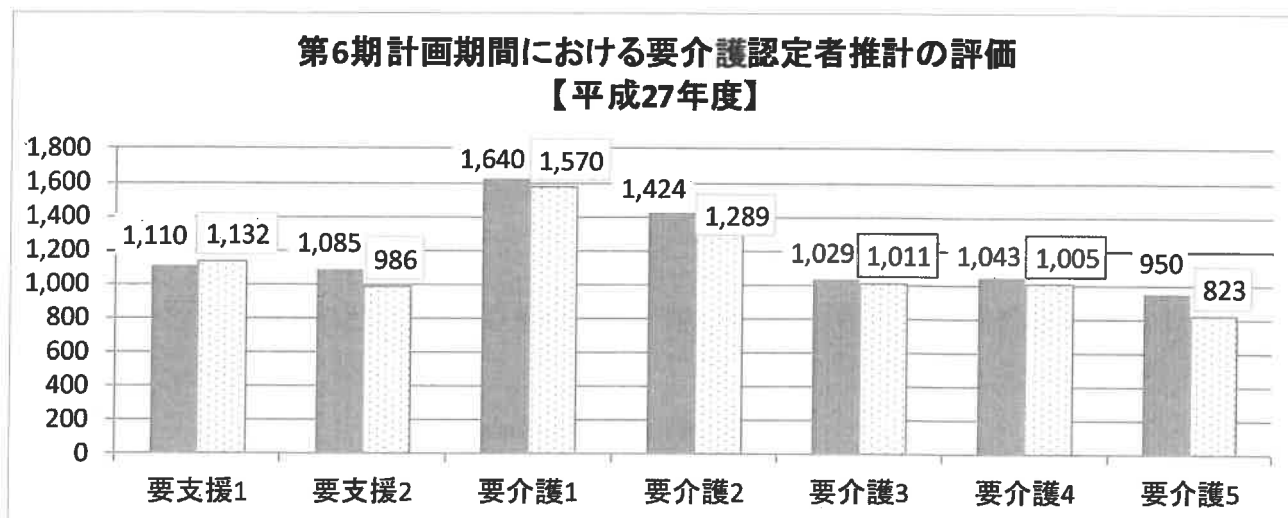
※出典：「見える化」システムより（年報値、平成 29 年のみ 3 月月報値）

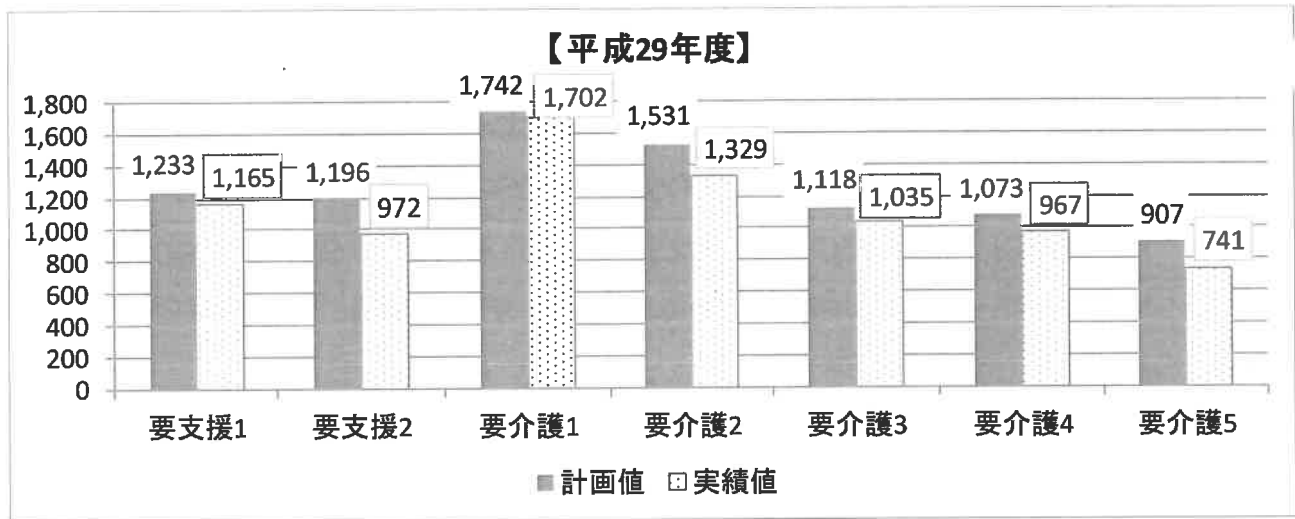
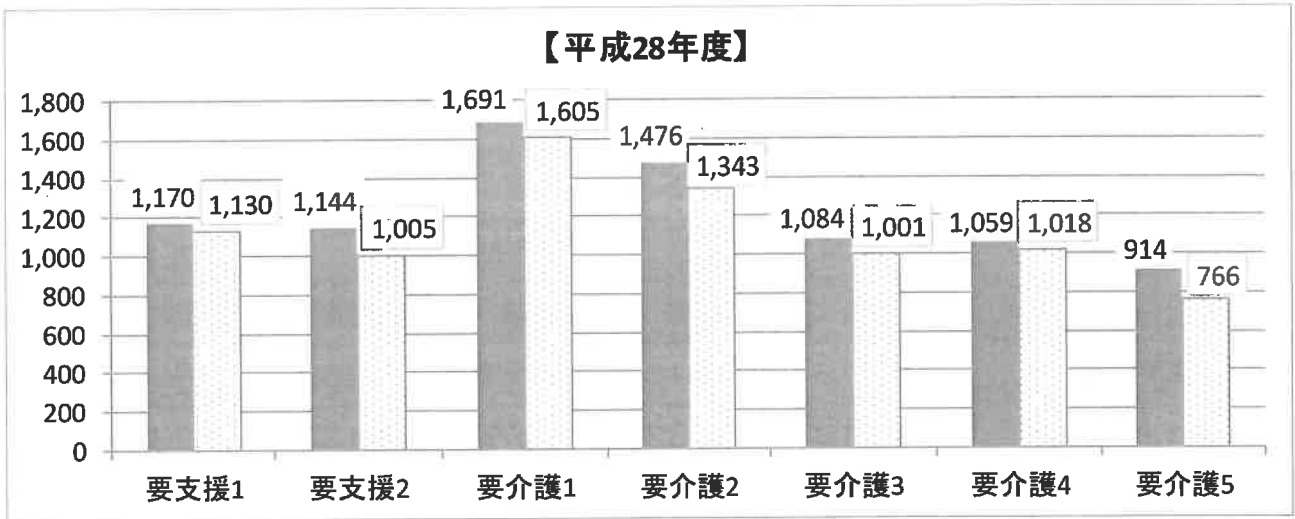
(2) 認定者数の計画対比

認定者数の計画対比をみると、計画値を大幅に下回って推移しており、平成 29 年 3 月時点で計画より 889 人少なくなっています。

	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
認定者数	8,279	7,816	8,536	7,868	8,800	7,911
要支援 1	1,110	1,132	1,170	1,130	1,233	1,165
要支援 2	1,085	986	1,144	1,005	1,196	972
要介護 1	1,640	1,570	1,691	1,605	1,742	1,702
要介護 2	1,424	1,289	1,476	1,343	1,531	1,329
要介護 3	1,029	1,011	1,084	1,001	1,118	1,035
要介護 4	1,043	1,005	1,059	1,018	1,073	967
要介護 5	950	823	914	766	907	741

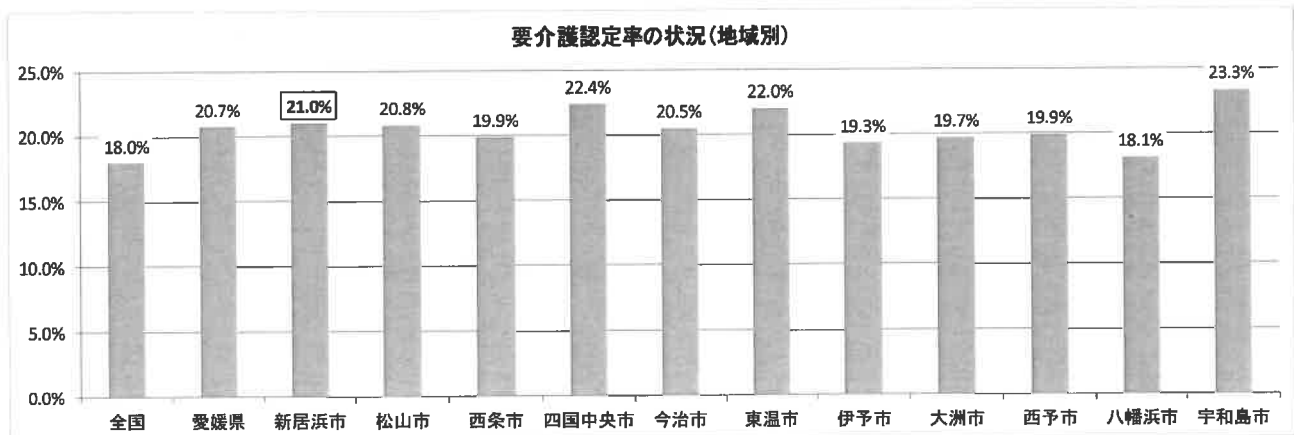
※出典：「見える化」システムより（年報値、平成 29 年のみ 3 月月報値）





(3) 認定率の比較

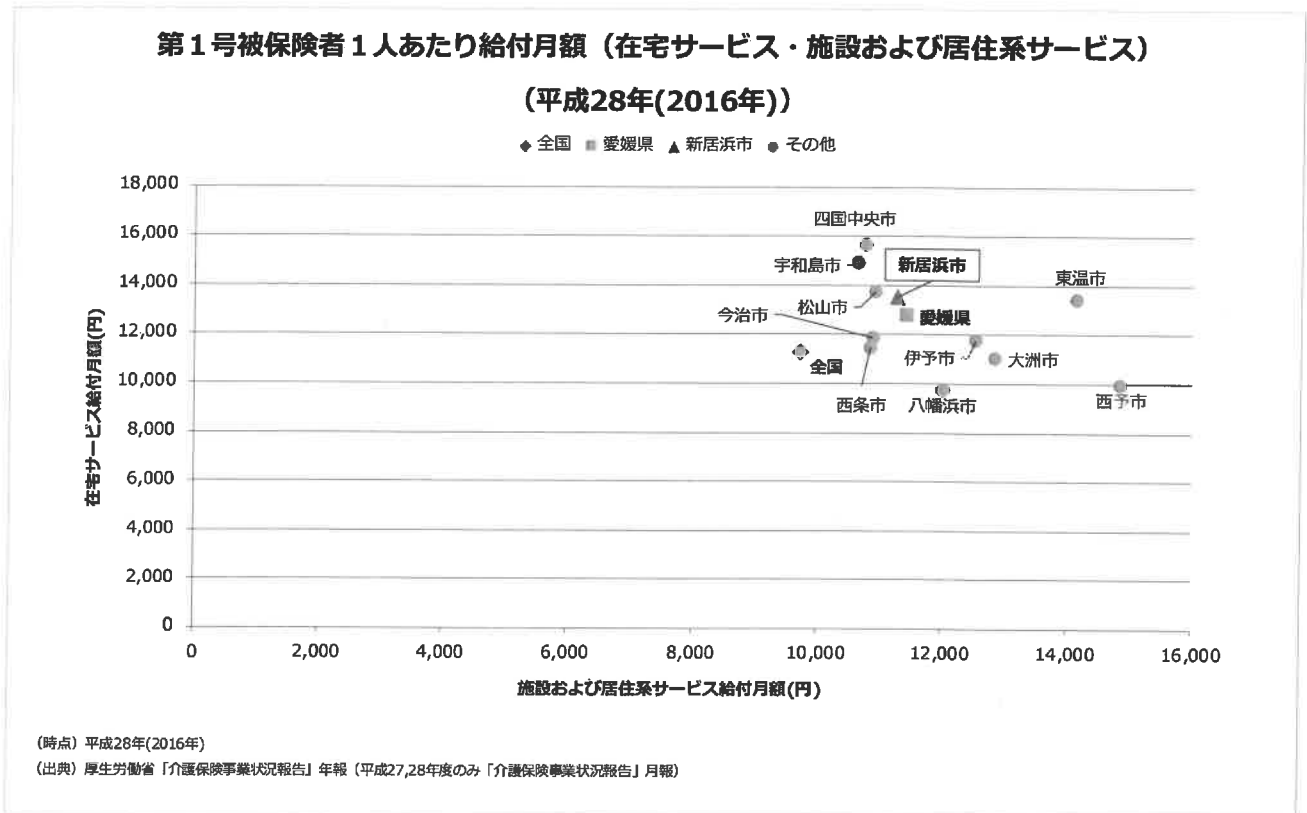
認定率を県内他市と比較した結果は、以下の通りとなっています。



※出典：「見える化」システムより（「介護保険事業状況報告」平成29年3月月報値）

3. 1号被保険者1人あたり給付月額の特徴

平成28年の1号被保険者1人あたり給付月額の状況をみると、本市は施設・居住系サービスの給付月額は11,287円、在宅サービスは13,531円となっており、全国平均（施設・居住系9,728円、在宅11,317円）、愛媛県平均（施設・居住系11,436円、在宅12,777円）と比べると、在宅サービスの給付月額が全国・県平均より高く、施設・居住系サービスの給付月額が全国平均より高く、県平均より低くなっています。



※出典：「見える化」システムより

Ⅲ. 介護保険サービスの利用状況

1. 第6期計画値との対比

各サービス別に第6期計画で立てた計画値と実績とを比較して、第6期計画の評価・分析を行いました。

※**計画値** 第6期介護保険事業計画の目標値（単位：千円）

※**給付実績** 平成27年度は年報（見える化システム）、平成28年度は介護保険事業状況報告月報12か月分より集計（単位：千円）

※給付費は年額、人数は1月当たりの人数となっています。

※**計画対比** 実績値÷計画値で、計画値に対する割合を算出

（千円単位以下の関係で、率が一致しない場合があります。）

(1) 予防給付（介護予防サービス）

介護予防サービスの合計をみると、平成27年度は計画対比89.4%、平成28年度は82.6%と計画を下回っています。

給付費の計画対比で110%以上となっているサービスについては、介護予防訪問看護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(1) 介護予防サービス	524,881	587,202	89.4%	527,112	637,835	82.6%
①介護予防訪問介護	164,256	173,635	94.6%	163,776	187,566	87.3%
利用人数	764	811	94.2%	765	878	87.1%
②介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③介護予防訪問看護	15,800	14,666	107.7%	20,605	15,491	133.0%
利用人数	45	41	110.8%	65	44	146.8%
④介護予防訪問リハビリテーション	177	1,692	10.5%	620	2,375	26.1%
利用人数	1	5	15.0%	2	8	18.8%
⑤介護予防居宅療養管理指導	2,154	2,732	78.8%	2,518	3,498	72.0%
利用人数	28	27	101.9%	28	35	79.5%
⑥介護予防通所介護	192,260	222,201	86.5%	186,899	241,226	77.5%
利用人数	609	605	100.6%	597	659	90.7%
⑦介護予防通所リハビリテーション	72,712	101,367	71.7%	71,288	107,632	66.2%
利用人数	193	214	90.2%	195	228	85.6%
⑧介護予防短期入所生活介護	3,102	2,387	130.0%	3,669	3,290	111.5%
利用人数	8	11	72.7%	9	15	61.1%
⑨介護予防短期入所療養介護（老健）	21	0	-	90	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑩介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	10,823	6,140	176.3%	11,054	6,128	180.4%
利用人数	13	6	216.7%	14	6	233.3%
⑫介護予防住宅改修	18,884	22,195	85.1%	16,266	25,273	64.4%
利用人数	21	27	79.0%	19	31	59.9%
⑬介護予防福祉用具貸与	41,305	36,163	114.2%	47,262	40,496	116.7%
利用人数	735	668	110.0%	794	748	106.1%
⑭特定介護予防福祉用具販売	3,387	4,024	84.2%	3,065	4,860	63.1%
利用人数	15	15	97.2%	13	18	70.4%

(2) 予防給付（地域密着型介護予防サービス）

地域密着型介護予防サービスをみると、平成27年度は計画対比83.8%、平成28年度は97.1%と計画を下回っています。

給付費の計画対比で110%以上となっているサービスについては、介護予防認知症対応型共同生活介護となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(2) 地域密着型介護予防サービス	10,952	13,064	83.8%	13,981	14,397	97.1%
①介護予防認知症対応型通所介護	917	2,176	42.1%	932	3,152	29.6%
利用人数	1	3	38.9%	2	4	43.8%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	6,359	7,933	80.2%	7,930	8,295	95.6%
利用人数	9	9	99.1%	11	9	116.7%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	3,676	2,955	124.4%	5,119	2,950	173.5%
利用人数	2	1	150.0%	2	1	200.0%

(3) 予防給付（介護予防支援）

介護予防支援の給付費をみると、平成27年度は計画対比107.0%、平成28年度は103.3%となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(3) 介護予防支援	82,265	76,878	107.0%	84,170	81,470	103.3%
利用人数	1,555	1,538	101.1%	1,589	1,633	97.3%

(4) 介護給付（居宅サービス）

居宅サービスの合計をみると、平成 27 年度は計画対比 93.0%、平成 28 年度は 89.8%と、計画を下回る実績となっています。

給付費の計画対比で 110%以上となっているサービスについては、訪問看護、特定施設入居者生活介護となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(1) 居宅サービス	4,714,230	5,069,481	93.0%	4,447,308	4,953,638	89.8%
①訪問介護	825,854	945,515	87.3%	823,420	986,686	83.5%
利用人数	1,421	1,620	87.7%	1,402	1,712	81.9%
②訪問入浴介護	13,371	11,912	112.2%	10,995	11,525	95.4%
利用人数	23	21	109.5%	20	20	97.5%
③訪問看護	116,959	107,200	109.1%	127,088	108,504	117.1%
利用人数	264	247	107.0%	309	250	123.8%
④訪問リハビリテーション	4,605	15,901	29.0%	4,087	17,683	23.1%
利用人数	15	51	30.2%	11	57	19.0%
⑤居宅療養管理指導	33,099	33,773	98.0%	37,998	35,496	107.0%
利用人数	417	416	100.2%	453	437	103.6%
⑥通所介護	1,971,361	2,058,344	95.8%	1,738,060	1,829,695	95.0%
利用人数	1,804	1,921	93.9%	1,595	1,719	92.8%
⑦通所リハビリテーション	779,116	819,694	95.0%	726,936	822,942	88.3%
利用人数	742	810	91.6%	708	823	86.1%
⑧短期入所生活介護	401,067	520,023	77.1%	402,088	538,735	74.6%
利用人数	439	516	85.0%	410	543	75.5%
⑨短期入所療養介護（老健）	33,057	32,617	101.3%	33,605	37,431	89.8%
利用人数	39	41	95.5%	36	47	77.1%
⑩短期入所療養介護（病院等）	544	581	93.7%	0	608	0.0%
利用人数	1	1	75.0%	0	1	0.0%
⑪特定施設入居者生活介護	184,145	139,435	132.1%	200,283	147,560	135.7%
利用人数	85	72	117.9%	95	76	124.3%
⑫福祉用具貸与	308,012	332,534	92.6%	306,474	358,675	85.4%
利用人数	2,152	2,363	91.1%	2,219	2,586	85.8%
⑬特定福祉用具販売	10,097	11,517	87.7%	8,821	12,917	68.3%
利用人数	33	43	77.3%	31	49	63.1%
⑭住宅改修	32,943	40,435	81.5%	27,452	45,181	60.8%
利用人数	37	54	69.3%	33	60	55.0%

(5) 介護給付（地域密着型サービス）

地域密着型サービスの合計をみると、平成27年度は計画対比100.6%、平成28年度は99.1%と概ね計画通りの実績となっています。

給付費の計画対比で110%以上となっているサービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(2) 地域密着型サービス	2,562,314	2,546,604	100.6%	2,860,303	2,886,834	99.1%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	56,309	61,583	91.4%	77,156	60,773	127.0%
利用人数	40	49	81.3%	56	50	111.8%
②夜間対応型訪問介護	1,745	2,598	67.2%	402	2,696	14.9%
利用人数	15	21	70.6%	4	21	16.7%
③認知症対応型通所介護	128,216	142,186	90.2%	120,973	153,479	78.8%
利用人数	96	107	89.6%	89	116	76.4%
④小規模多機能型居宅介護	320,256	370,284	86.5%	321,167	374,110	85.8%
利用人数	140	162	86.2%	148	165	89.8%
⑤認知症対応型共同生活介護	1,419,492	1,348,676	105.3%	1,435,902	1,376,602	104.3%
利用人数	489	482	101.4%	505	493	102.5%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	636,296	621,277	102.4%	643,069	621,317	103.5%
利用人数	198	203	97.4%	200	203	98.4%
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑨地域密着型通所介護	0	0	-	261,635	297,857	87.8%
利用人数	0	0	-	317	3,177	10.0%

(6) 介護給付（居宅介護支援）

居宅介護支援の給付費をみると、平成27年度は計画対比97.5%、平成28年度は86.4%と、計画を下回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(3) 居宅介護支援	543,618	557,644	97.5%	498,091	576,505	86.4%
利用人数	3,366	3,523	95.5%	3,319	3,657	90.8%

(7) 介護給付（介護保険施設サービス）

介護保険施設サービスの合計をみると、平成27年度は計画対比96.1%、平成28年度は91.6%と、計画を下回る実績となっています。

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(4) 介護保険施設サービス	2,943,403	3,061,582	96.1%	2,804,293	3,060,982	91.6%
①介護老人福祉施設	1,808,171	1,805,576	100.1%	1,746,943	1,805,432	96.8%
利用人数	603	604	99.8%	597	604	98.8%
②介護老人保健施設	1,034,099	1,114,349	92.8%	1,012,091	1,114,167	90.8%
利用人数	339	360	94.1%	335	360	93.0%
③介護療養型医療施設	101,134	141,657	71.4%	45,258	141,383	32.0%
利用人数	27	38	70.4%	14	38	37.1%

(8) 総給付費

総給付費をみると、平成27年度は計画対比95.5%、平成28年度は92.0%と、計画を下回る実績となっています。

	平成27年度			平成28年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
総給付費	11,381,664	11,912,455	95.5%	11,235,257	12,211,661	92.0%
予防給付費計	618,098	677,144	91.3%	625,262	733,702	85.2%
介護給付費計	10,763,566	11,235,311	95.8%	10,609,995	11,477,959	92.4%

IV サービス基盤整備の状況

1. 圏域別サービス基盤整備の状況

平成 29 年 9 月現在の各施設整備状況は以下のとおりとなります。

【施設サービス施設整備状況】

日常生活圏域	川西圏域	川東圏域	上部西圏域	上部東圏域	合計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3施設 (270床)	1施設 (50床)	2施設 (80床)	3施設 (220床)	9施設 (620床)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	2施設 (127床)	1施設 (80床)	1施設 (100床)	1施設 (80床)	5施設 (387床)
介護療養型医療施設	1施設 (12床)	—	1施設 (8床)	—	2施設 (20床)

【地域密着型サービス施設整備状況】

日常生活圏域	川西圏域	川東圏域	上部西圏域	上部東圏域	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	1施設	—	—	2施設
認知症対応型通所介護	2施設	—	—	1施設	3施設
地域密着型介護老人福祉施設	1施設 (29床)	3施設 (87床)	1施設 (29床)	2施設 (58床)	7施設 (203床)
小規模多機能型居宅介護	2施設	2施設	1施設	3施設	8施設
認知症対応型共同生活介護	8施設 (134床)	9施設 (144床)	7施設 (120床)	6施設 (108床)	30施設 (506床)
地域密着型通所介護	5施設	4施設	2施設	2施設	13施設

※平成 29 年 9 月以降の整備予定

- ・平成 30 年 3 月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 施設整備・上部西圏域
- ・平成 30 年 3 月に介護老人福祉施設 40 床増床・上部東圏域

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
在宅介護実態調査

調査結果報告書

～ 概要版 ～

平成 29 年 9 月

新居浜市

目 次

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査.....	1
1 調査の実施について.....	1
2 回収状況.....	1
3 回答者の属性.....	2
(1) 圏域別.....	2
(2) 認定状況別.....	3
4 調査結果.....	4
(1) 家族構成.....	4
(2) 介護・介助の状況と主な原因.....	5
(3) リスク該当状況.....	8
(4) 知的能動性.....	11
(5) 社会的役割.....	12
(6) 孤食の状況.....	13
(7) 会・グループ等への参加頻度.....	14
(8) 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向.....	15
(9) 主観的幸福感.....	16
(10) 疾病の状況.....	17
(11) 介護保険について.....	18
(12) 認知症について.....	30
(13) その他.....	33
在宅介護実態調査結果.....	36
1 調査の実施について.....	36
2 回収状況.....	36
3 調査結果.....	36
(1) 世帯類型.....	36
(2) 家族等による介護の状況.....	37
(3) 介護のための離職の有無.....	37
(4) 主な介護者について.....	38
(5) 介護保険サービス以外の支援・サービスについて.....	42
(6) 施設等への入所・入居の検討状況.....	43

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本調査は、平成 30 年度から始まる「新居浜市高齢者福祉計画 2018 兼第 7 期介護保険事業計画」の策定に向けて、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況および各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国が示した調査票に市独自の項目を追加した形で実施しました。

1 調査の実施について

対象者	平成 29 年 5 月 1 日現在、新居浜市にお住まいの 65 歳以上の方のうち、無作為抽出した 3,041 名（要介護 1～5 の認定を受けている方は除く）
実施期間	平成 29 年 6 月 23 日（金）～平成 29 年 7 月 25 日（火）
実施方法	郵送配布、郵送回収

2 回収状況

	配布数	回収数（有効回答数）	回収率（有効回答率）	
全体	3,041 件	2,619 件（2,602 件）	86.1%（85.6%）	
圏域別	川西	684 件	578 件（576 件）	84.5%（84.2%）
	川東	902 件	763 件（761 件）	84.6%（84.4%）
	上部西	633 件	567 件（563 件）	89.6%（88.9%）
	上部東	822 件	706 件（697 件）	85.9%（84.8%）
	不明	-	5 件（5 件）	-

※全問無回答及び、本人が現在入所中・入院中のため回答できないと答えた方は有効回答には含まれておりません。

3 回答者の属性

(1) 圏域別

	全体	圏域				不明
		川西	川東	上部西	上部東	
全体	2,602人 100.0%	576人 22.1%	761人 29.2%	563人 21.6%	697人 26.8%	5人 0.2%
男性	1,102人 100.0%	246人 22.3%	314人 28.5%	244人 22.1%	298人 27.0%	- -
65-69歳	382人 100.0%	80人 20.9%	113人 29.6%	87人 22.8%	102人 26.7%	- -
70-74歳	282人 100.0%	65人 23.0%	78人 27.7%	54人 19.1%	85人 30.1%	- -
75-79歳	217人 100.0%	46人 21.2%	63人 29.0%	51人 23.5%	57人 26.3%	- -
80-84歳	152人 100.0%	39人 25.7%	42人 27.6%	32人 21.1%	39人 25.7%	- -
85歳以上	69人 100.0%	16人 23.2%	18人 26.1%	20人 29.0%	15人 21.7%	- -
女性	1,495人 100.0%	330人 22.1%	447人 29.9%	319人 21.3%	399人 26.7%	- -
65-69歳	471人 100.0%	106人 22.5%	152人 32.3%	96人 20.4%	117人 24.8%	- -
70-74歳	332人 100.0%	66人 19.9%	92人 27.7%	80人 24.1%	94人 28.3%	- -
75歳以上	305人 100.0%	63人 20.7%	92人 30.2%	65人 21.3%	85人 27.9%	- -
80-84歳	228人 100.0%	60人 26.3%	67人 29.4%	45人 19.7%	56人 24.6%	- -
85歳以上	159人 100.0%	35人 22.0%	44人 27.7%	33人 20.8%	47人 29.6%	- -
性別・年齢不明	5人 100.0%	- -	- -	- -	- -	5人 100.0%

※個人が特定できなかつた5人は不明として扱っています。

(2) 認定状況別

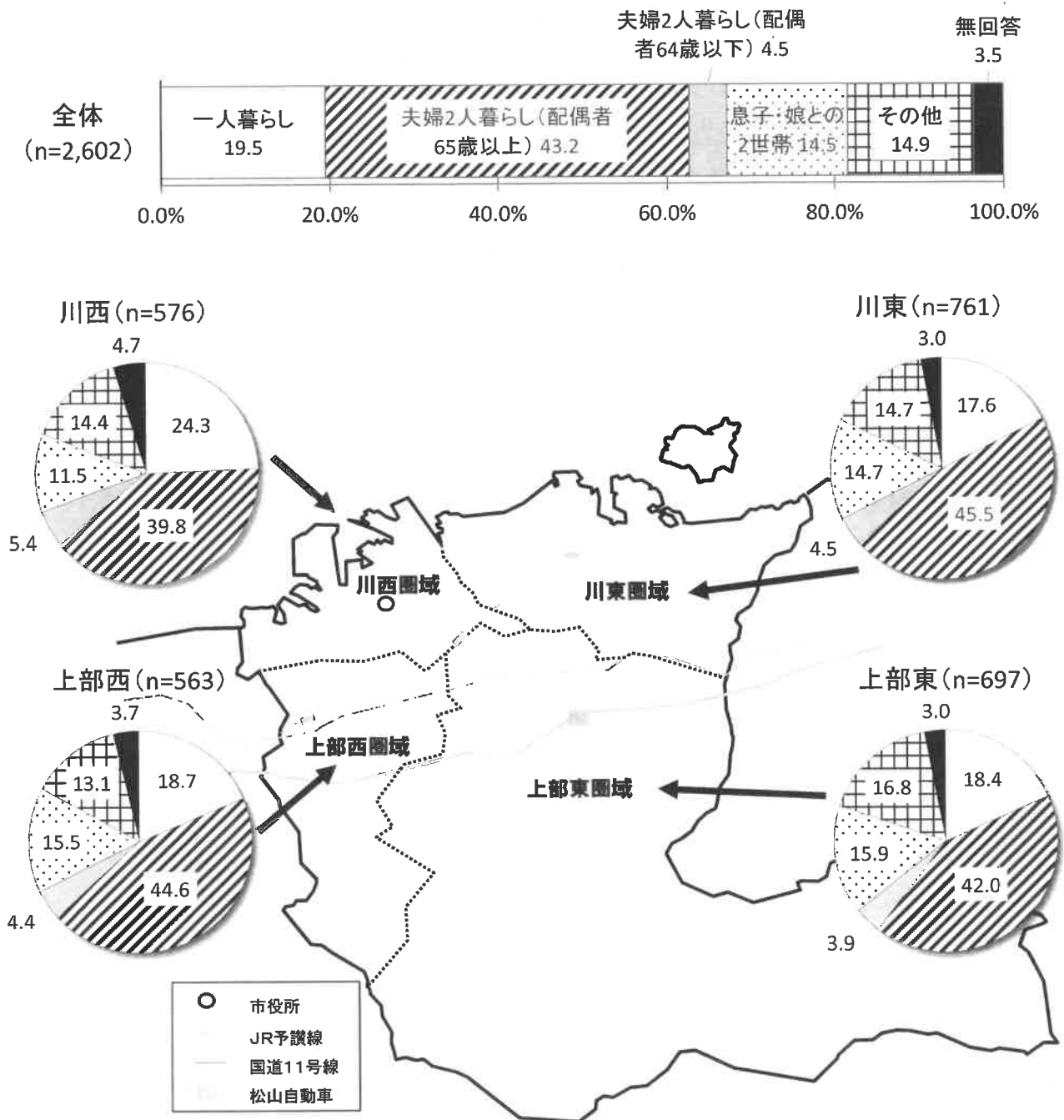
	全体	一般 高齢者	要支援	要支援		不明
				要支援 1	要支援 2	
全体	2,602 人 100.0%	2,416 人 92.9%	181 人 7.0%	98 人 3.8%	83 人 3.2%	5 人 0.2%
男性	1,102 人 100.0%	1,063 人 96.5%	39 人 3.5%	19 人 1.7%	20 人 1.8%	- -
65-69 歳	382 人 100.0%	377 人 98.7%	5 人 1.3%	1 人 0.3%	4 人 1.0%	- -
70-74 歳	282 人 100.0%	275 人 97.5%	7 人 2.5%	1 人 0.4%	6 人 2.1%	- -
75-79 歳	217 人 100.0%	211 人 97.2%	6 人 2.8%	5 人 2.3%	1 人 0.5%	- -
80-84 歳	152 人 100.0%	141 人 92.8%	11 人 7.2%	4 人 2.6%	7 人 4.6%	- -
85 歳以上	69 人 100.0%	59 人 85.5%	10 人 14.5%	8 人 11.6%	2 人 2.9%	- -
女性	1,495 人 100.0%	1,353 人 90.5%	142 人 9.5%	79 人 5.3%	63 人 4.2%	- -
65-69 歳	471 人 100.0%	469 人 99.6%	2 人 0.4%	- -	2 人 0.4%	- -
70-74 歳	332 人 100.0%	322 人 97.0%	10 人 3.0%	4 人 1.2%	6 人 1.8%	- -
75-79 歳	305 人 100.0%	277 人 90.8%	28 人 9.2%	19 人 6.2%	9 人 3.0%	- -
80-84 歳	228 人 100.0%	179 人 78.5%	49 人 21.5%	28 人 12.3%	21 人 9.2%	- -
85 歳以上	159 人 100.0%	106 人 66.7%	53 人 33.3%	28 人 17.6%	25 人 15.7%	- -
性別・年齢不明	5 人 100.0%	- -	- -	- -	- -	5 人 100.0%

4 調査結果

(1) 家族構成

家族構成をみると、全体では「一人暮らし」19.5%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」43.2%、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」4.5%、「息子・娘との2世帯」14.5%、「その他」14.9%となっています。

圏域別にみると、「一人暮らし」の方は川西で最も多く、唯一20%以上となっています。また、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の方は川東が45.5%と最も多くなっていますが、川西を除くいずれの圏域も40%を超えています。

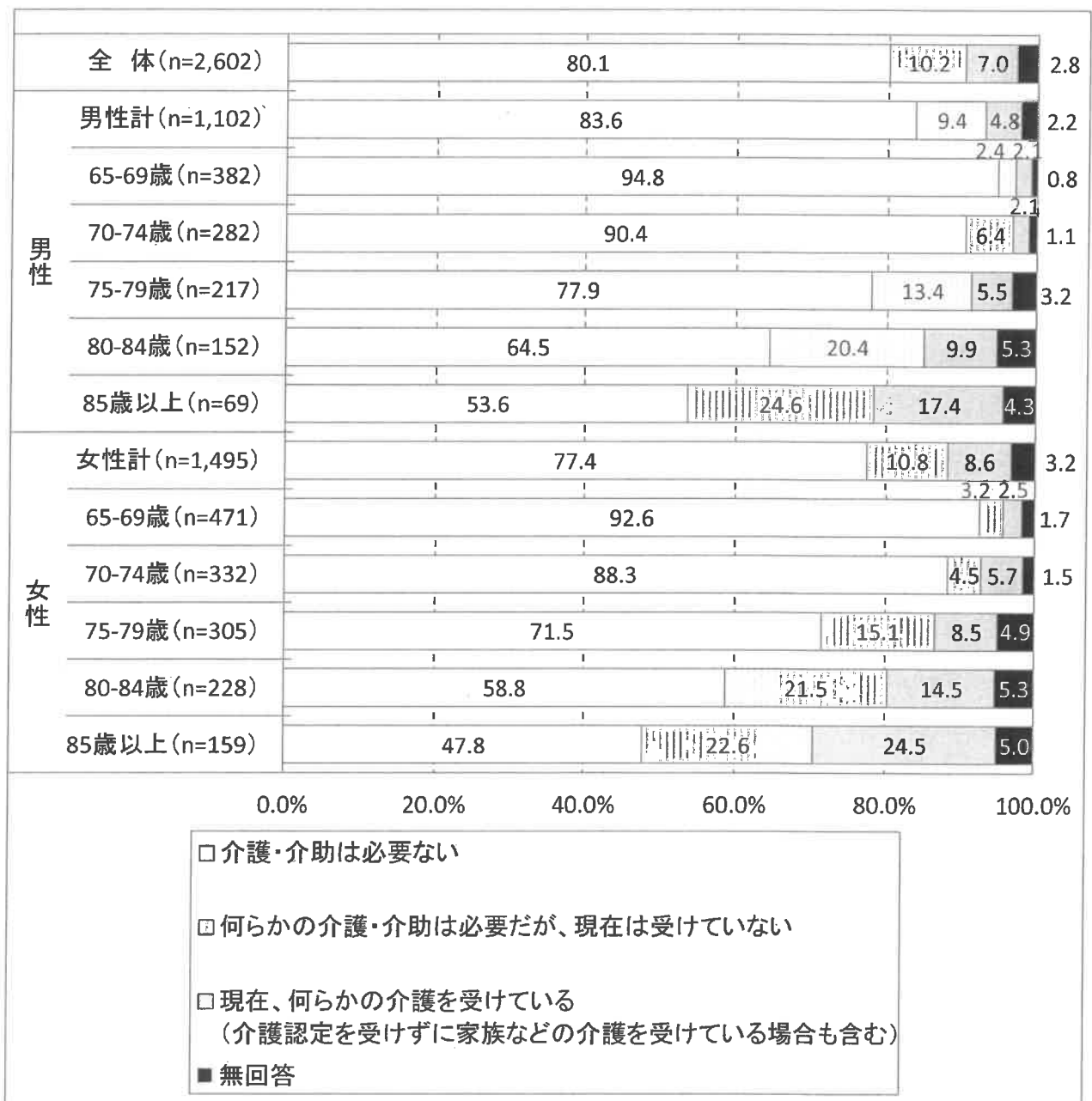


(2) 介護・介助の状況と主な原因

① 普段の生活における介護・介助の必要性

普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かをみると、全体の80.1%が「介護・介助は必要ない」と答えており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(10.2%) または「現在、何らかの介護を受けている」(7.0%) と答えた“何らかの介護・介助が必要な方”は全体の17.2%となっています。

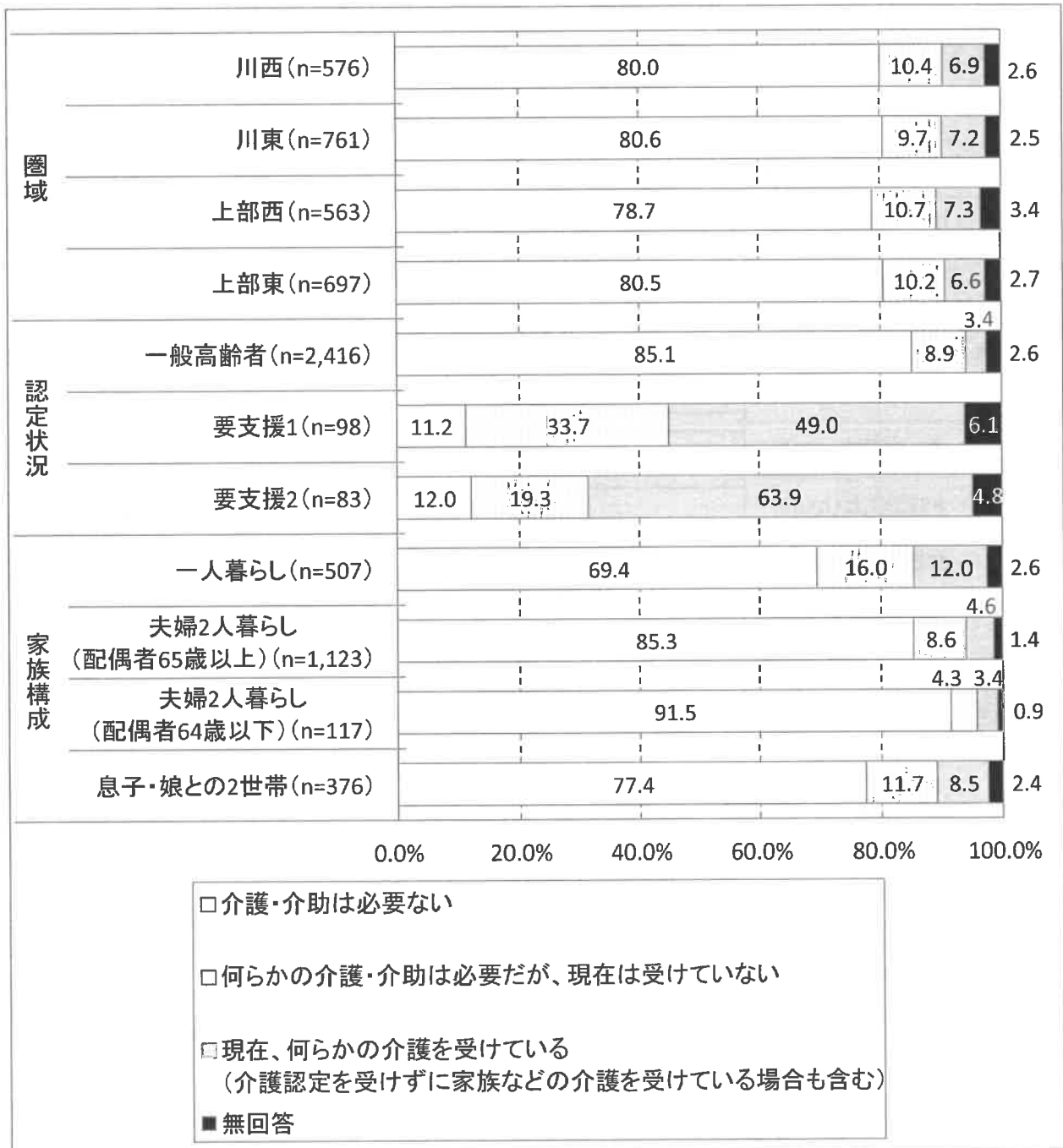
“何らかの介護・介助が必要な方”をみると、男性(14.2%)より女性(19.4%)に多く、年齢別にみると、男性・女性ともに年齢が上がるにつれて多くなっており、85歳以上では男性は42.0%、女性は47.1%を占めています。



“何らかの介護・介助が必要な方”を圏域別にみると、上部西（18.0%）が最も多く、上部東（16.8%）が最も少なくなっていますが、いずれの圏域も約20%とあまり差はみられませんでした。

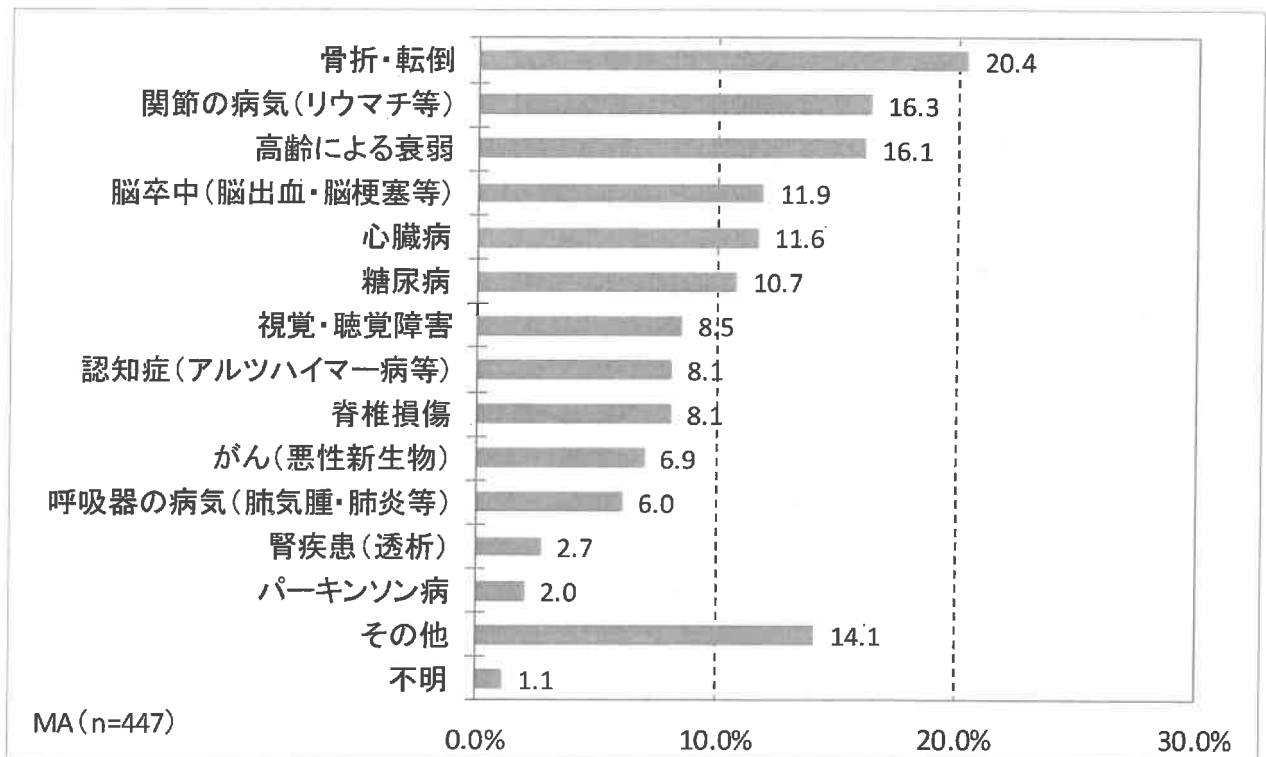
認定状況別にみると、介護度が上がるにつれて多くなっており、要支援1と2の方の約80%が何らかの介護・介助が必要な状態となっています。

家族構成別にみると、一人暮らしの28.0%が何らかの介護・介助を必要としていることがわかります。



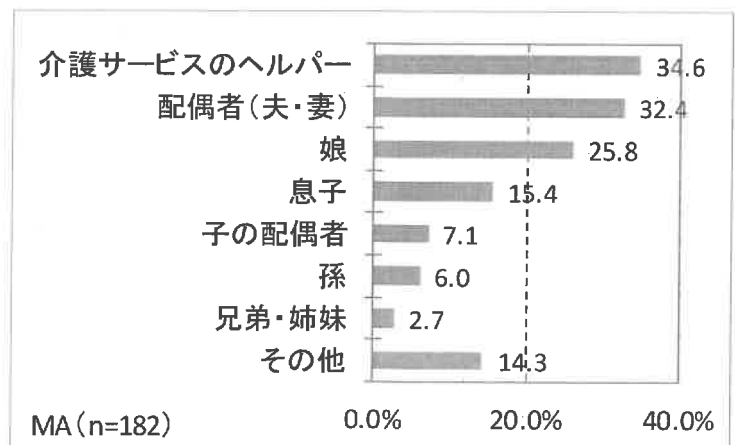
②介護・介助が必要になった主な原因

“何らかの介護・介助が必要な方”の介護・介助が必要になった主な原因をみると、「骨折・転倒」が最も多く20.4%、次いで、「関節の病気(リウマチ等)」が16.3%、「高齢による衰弱」が16.1%の順で多くなっており、高齢による筋力の低下や生活習慣などによる疾病が多くを占めています。



③主な介護・介助者

「現在、何らかの介護を受けている」と答えた方の主な介護・介助者をみると、「介護サービスのヘルパー」34.6%、「配偶者(夫・妻)」32.4%となっています。

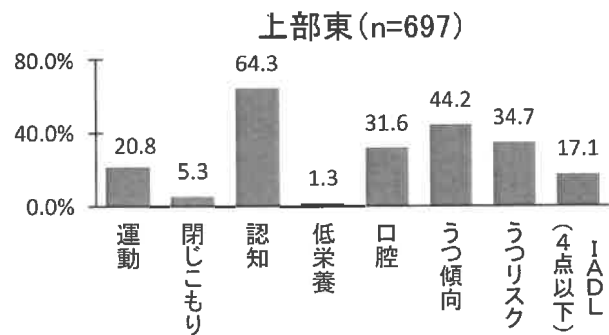
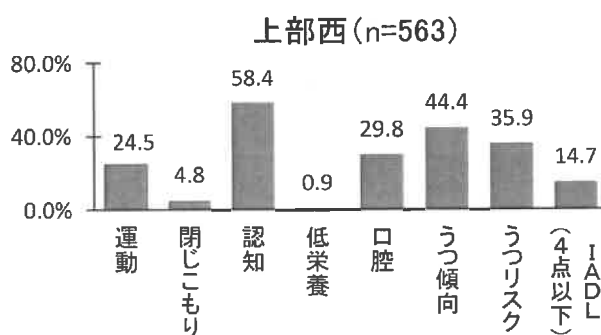
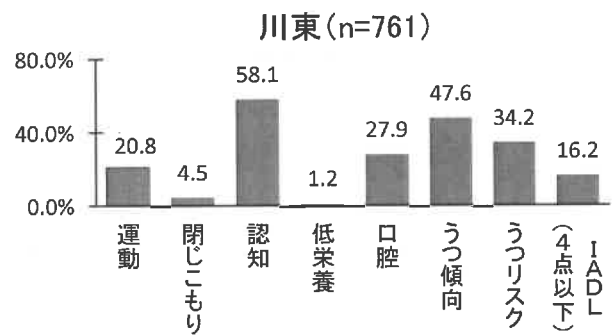
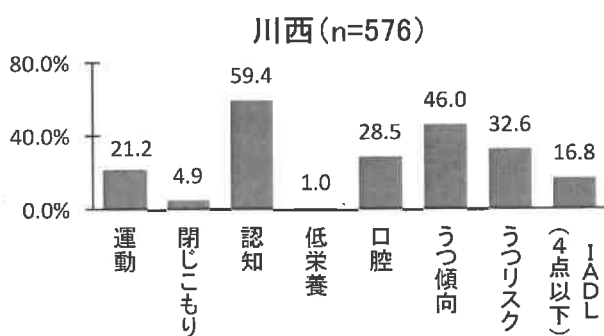
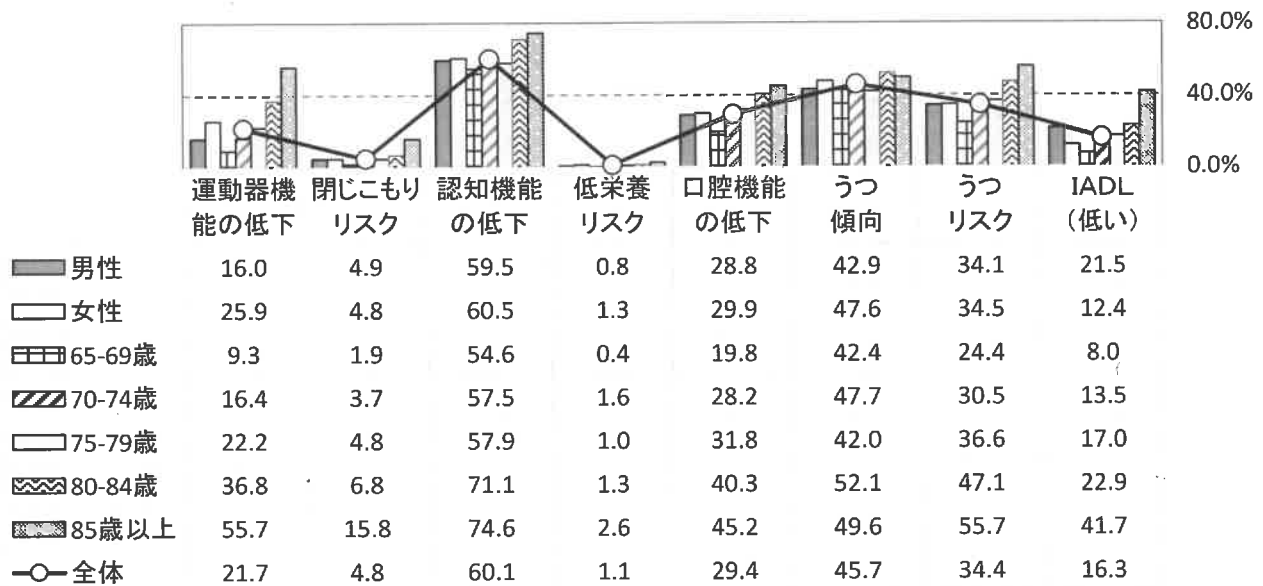


(3) リスク該当状況

リスク該当状況をみると、全体では認知機能の低下（60.1%）、うつ傾向（45.7%）、うつリスク（34.4%）、口腔機能の低下（29.4%）、IADL（低い）（16.3%）、運動器機能の低下（21.7%）、閉じこもりリスク（4.8%）、低栄養リスク（1.1%）の順で該当率が高くなっています。

運動器機能の低下と IADL は性別による差が約 10%ありますが、他のリスクはいずれも 5%未満となっています。また、低栄養リスク、うつ傾向は年齢による差はあまりみられません、他のリスクは年齢が上がるにつれて該当率が高くなっています。

圏域別にみると、川東はうつ傾向、上部西は運動機能の低下、うつリスク、上部東はその他の該当率がそれぞれ他の圏域に比べて高くなっています。



※参考

運動器機能の低下

以下の設問に対して5問中3問以上該当する場合は、運動器機能の低下している高齢者となります。

設問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
15分位続けて歩いていますか	できない
過去1年間に転んだことがありますか	何度もある／1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である／やや不安である

閉じこもりリスク

以下の設問に対して該当する場合は、閉じこもり傾向のある高齢者となります。

設問	選択肢
週に1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない／週1回

認知機能の低下

以下の設問に対して該当する場合は、認知機能の低下がみられる高齢者となります。

設問	選択肢
物忘れが多いと感じますか	はい

低栄養リスク

以下の設問に対して2問中2問該当する場合は、低栄養状態にある高齢者となります。

設問	選択肢
身長・体重から算出されるBMI（体重（kg）÷身長（m） ² ）	18.5未満
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい

口腔機能の低下

以下の設問に対して3問中2問該当する場合は、口腔機能の低下している高齢者となります。

設問	選択肢
【咀嚼機能低下】半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい
【嚥下機能低下】お茶や汁物等でむせることがありますか	はい
【肺炎発症リスク】口の渇きが気になりますか	はい

うつ傾向

以下の設問に対して2問中いずれか1つでも該当する場合は、うつ傾向の高齢者となります。

設問	選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	はい
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	はい

うつリスク

以下の設問に対して5問中2項目以上に該当する場合は、うつリスクのある高齢者となります。

設問	選択肢
(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい
(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい
(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる	はい
(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい
(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい

手段的自立度 (IADL)

以下の設問を5点満点で判定し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」と評価。

設問	選択肢	配点
バスや電車(自動車)を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	できるし、している/ できるけどしていない	1点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるし、している/ できるけどしていない	1点
自分で食事の用意をしていますか	できるし、している/ できるけどしていない	1点
自分で請求書の支払いをしていますか	できるし、している/ できるけどしていない	1点
自分で預貯金の出し入れをしていますか	できるし、している/ できるけどしていない	1点

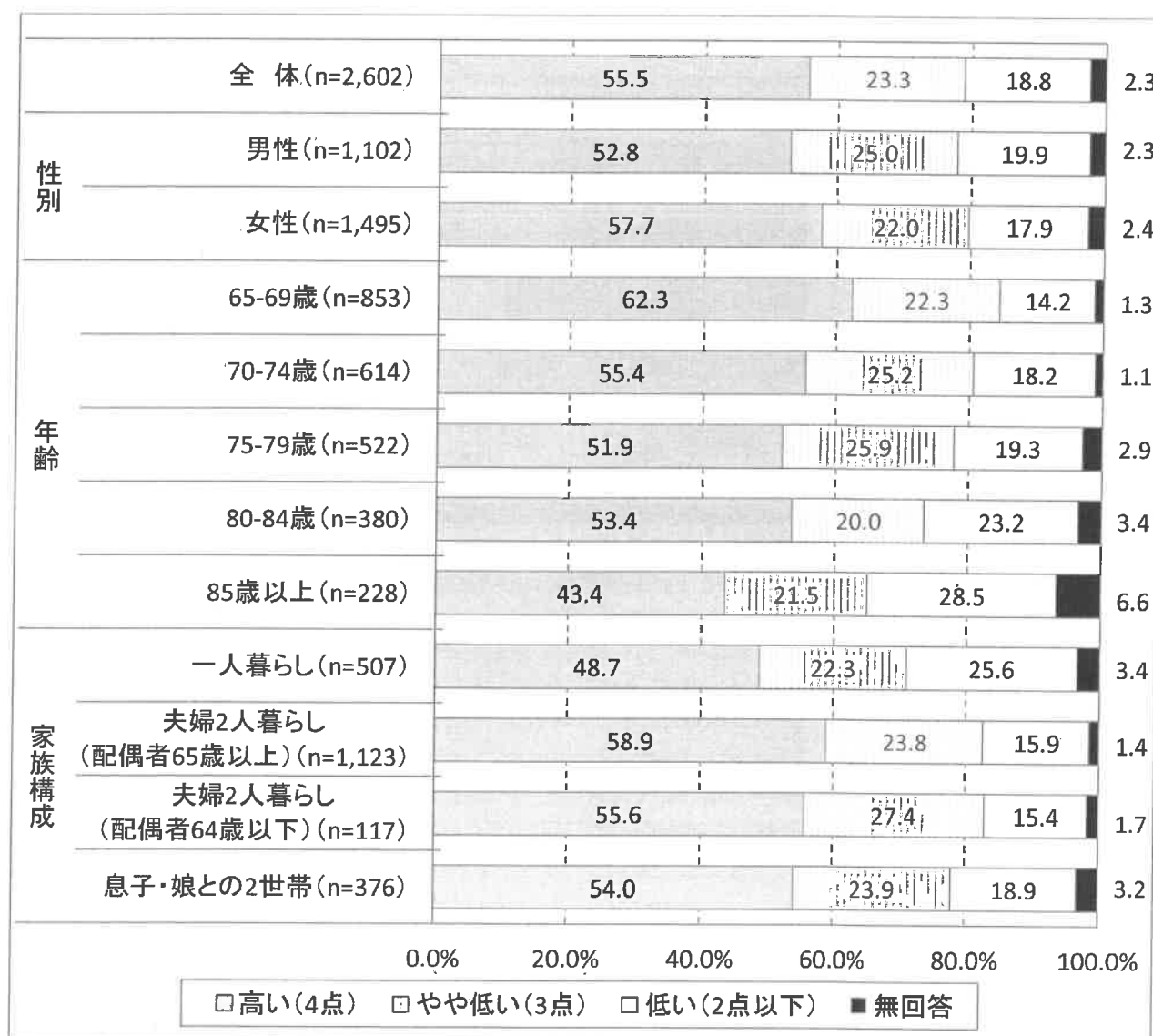
※手段的自立度 (IADL) とは、『手段的日常生活動作』と訳され、日常生活を送る上で必要な動作のうち、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ることなどを指します。

(4) 知的能動性

以下の設問を4点満点で判定し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価。

設問	選択肢	配点
年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	はい	1
新聞を読んでいますか	はい	1
本や雑誌を読んでいますか	はい	1
健康についての記事や番組に関心がありますか	はい	1

知的能動性が“低い(「やや低い」を含む)”方は全体の42.1%を占めており、女性(39.9%)より男性(44.9%)に多く、年齢別にみると、65-69歳のみ30%台となっており、70-84歳では40%台、85歳以上では50.0%を占めています。また、家族構成別にみると、夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)のみ40%未満となっています。

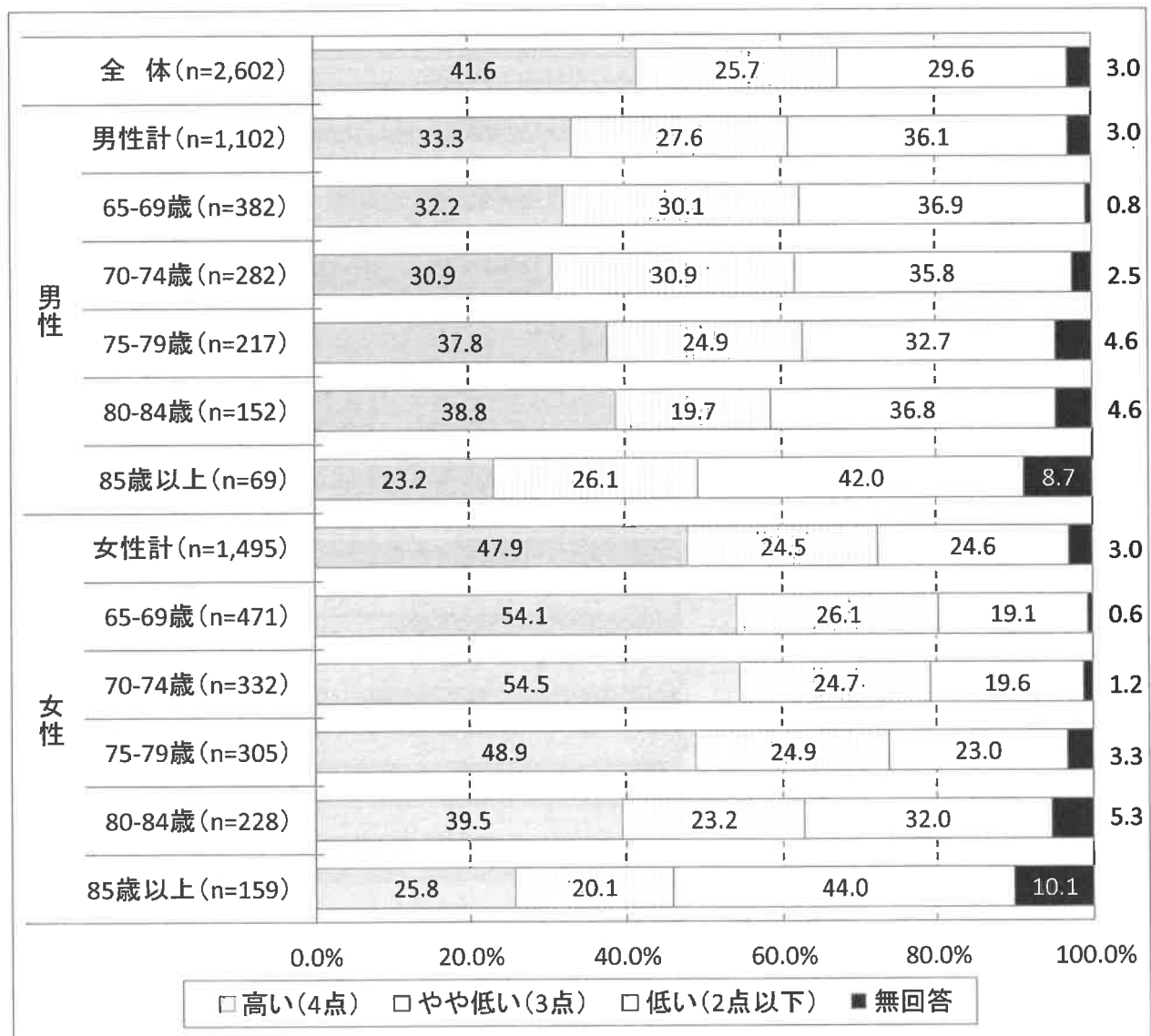


(5) 社会的役割

以下の設問を4点満点で判定し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価。

設問	選択肢	配点
友人の家を訪ねていますか	はい	1
家族や友人の相談にのっていますか	はい	1
病人を見舞うことができますか	はい	1
若い人に自分から話しかけることがありますか	はい	1

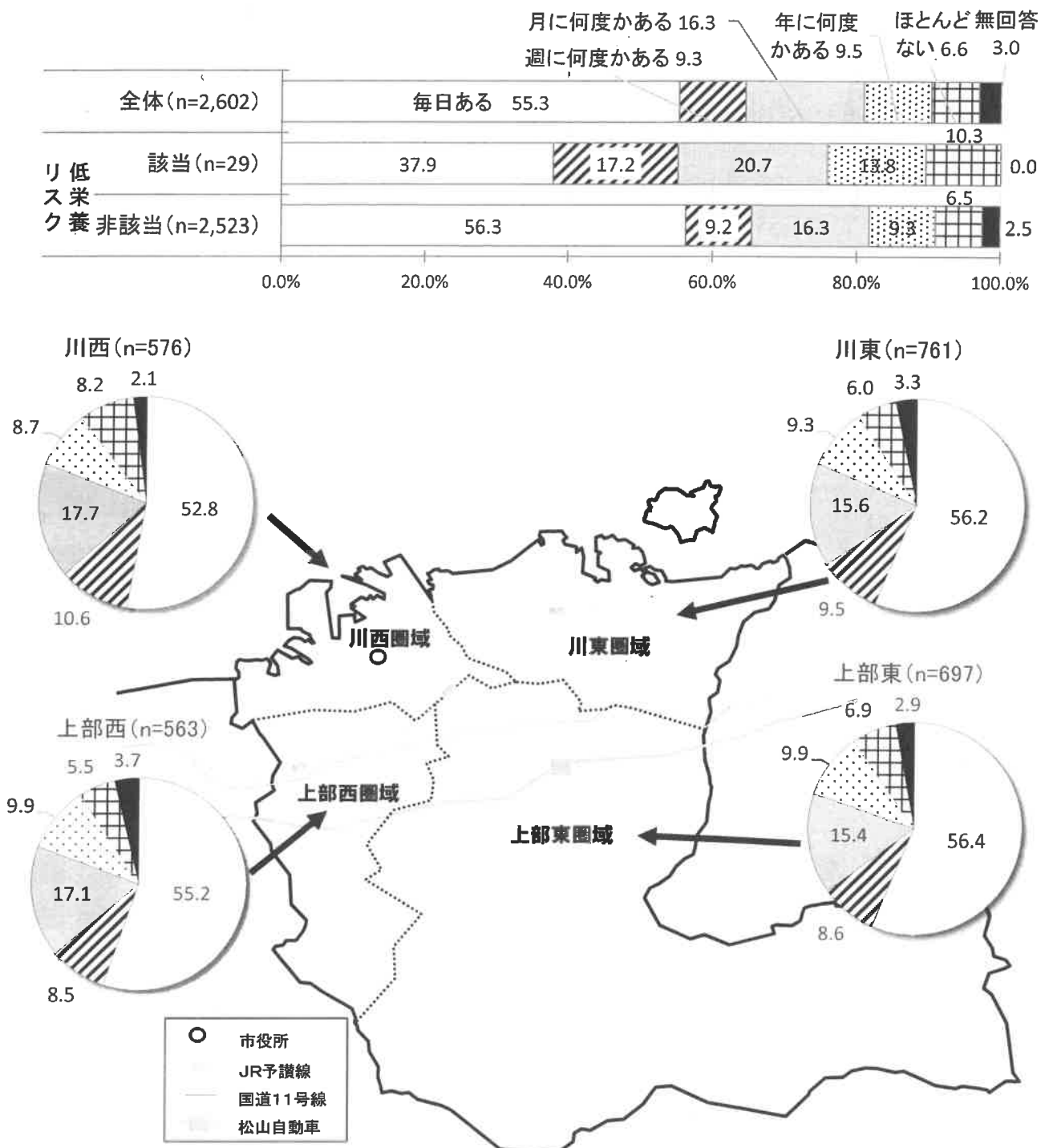
社会的役割が“低い(「やや低い」を含む)”方は全体の55.3%を占めており、女性(49.1%)より男性(63.7%)に多く、年齢別にみると、男性はすべての年齢、女性は80歳以上で50%を超えています。



(6) 孤食の状況

どなたかと食事をともにする機会の有無をみると、全体の55.3%は「毎日ある」と答えていますが、「年に何度かある」および「ほとんどない」と答えた“孤食傾向のある方”も16.1%を占めています。また、低栄養リスクの該当状況別にみると、非該当者に比べて該当者のほうが“孤食傾向のある方”が多くなっており、低栄養リスクの該当者のうち10.3%が「ほとんどない」と答えています。

“孤食傾向のある方”を圏域別にみると、川西（16.9%）に最も多く、「月に何度かある」と答えた方も含めると、34.6%となっています。



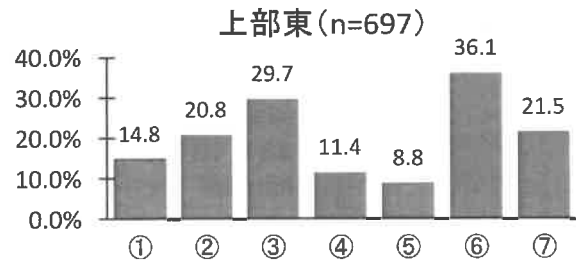
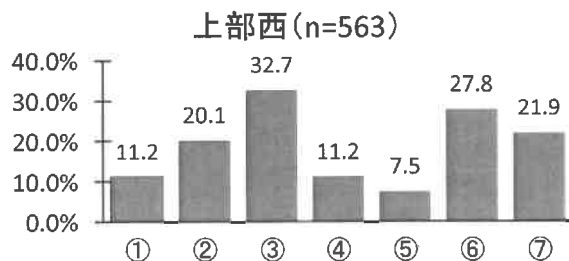
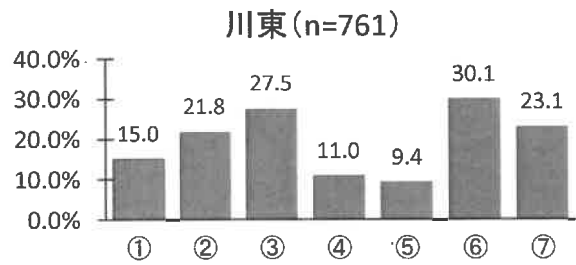
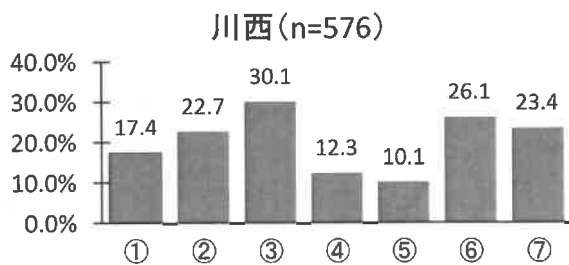
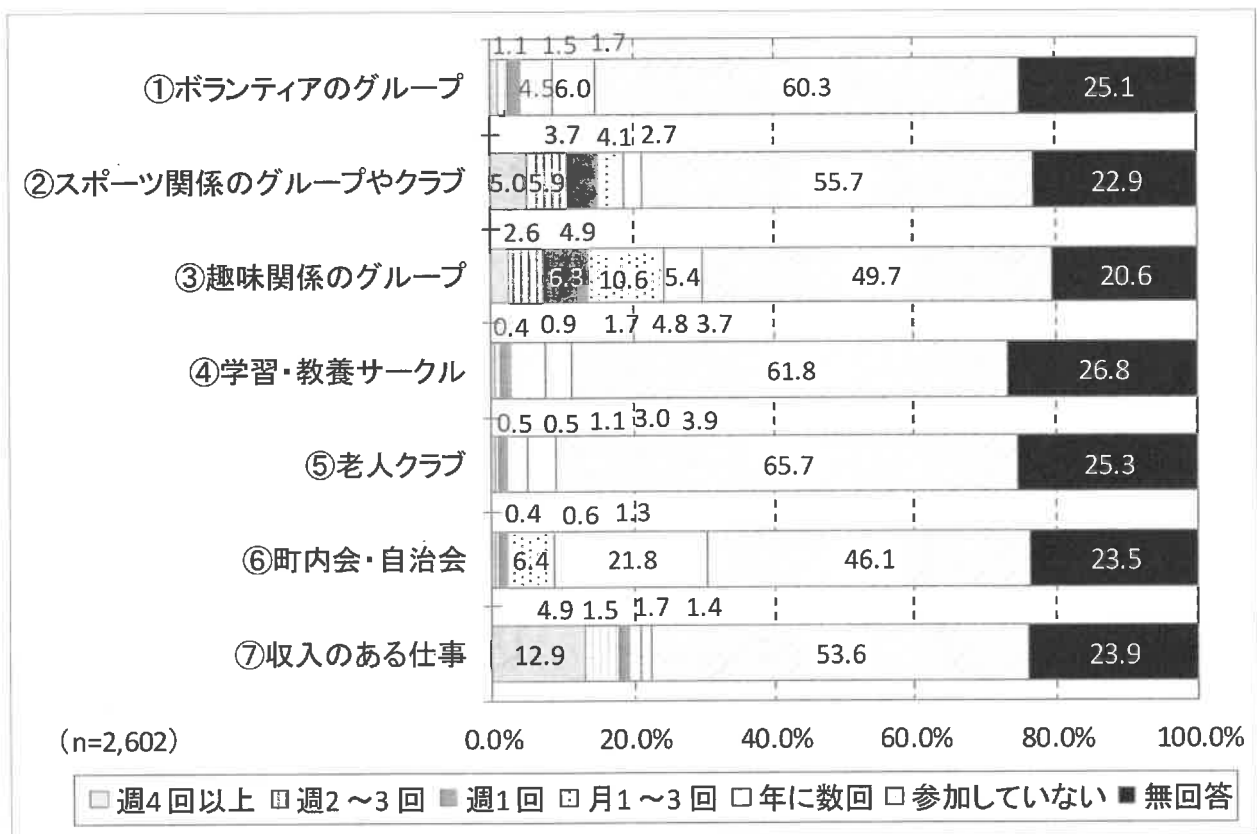
(7) 会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度をみると、最も“参加頻度が高い(「参加していない」・「無回答」除く)もの”は⑥町内会・自治会(30.5%)、次いで、③趣味関係のグループ(29.8%)、⑦収入のある仕事(22.4%)の順となっています。

「年に数回」も除くと、③趣味関係のグループ(24.4%)、⑦収入のある仕事(21.0%)、②スポーツ関係のグループやクラブ(18.7%)の順で多くなっています。

また、⑦収入のある仕事をみると、①から⑥の他の活動と比べて「週4回以上」と答えた方が多くなっています。

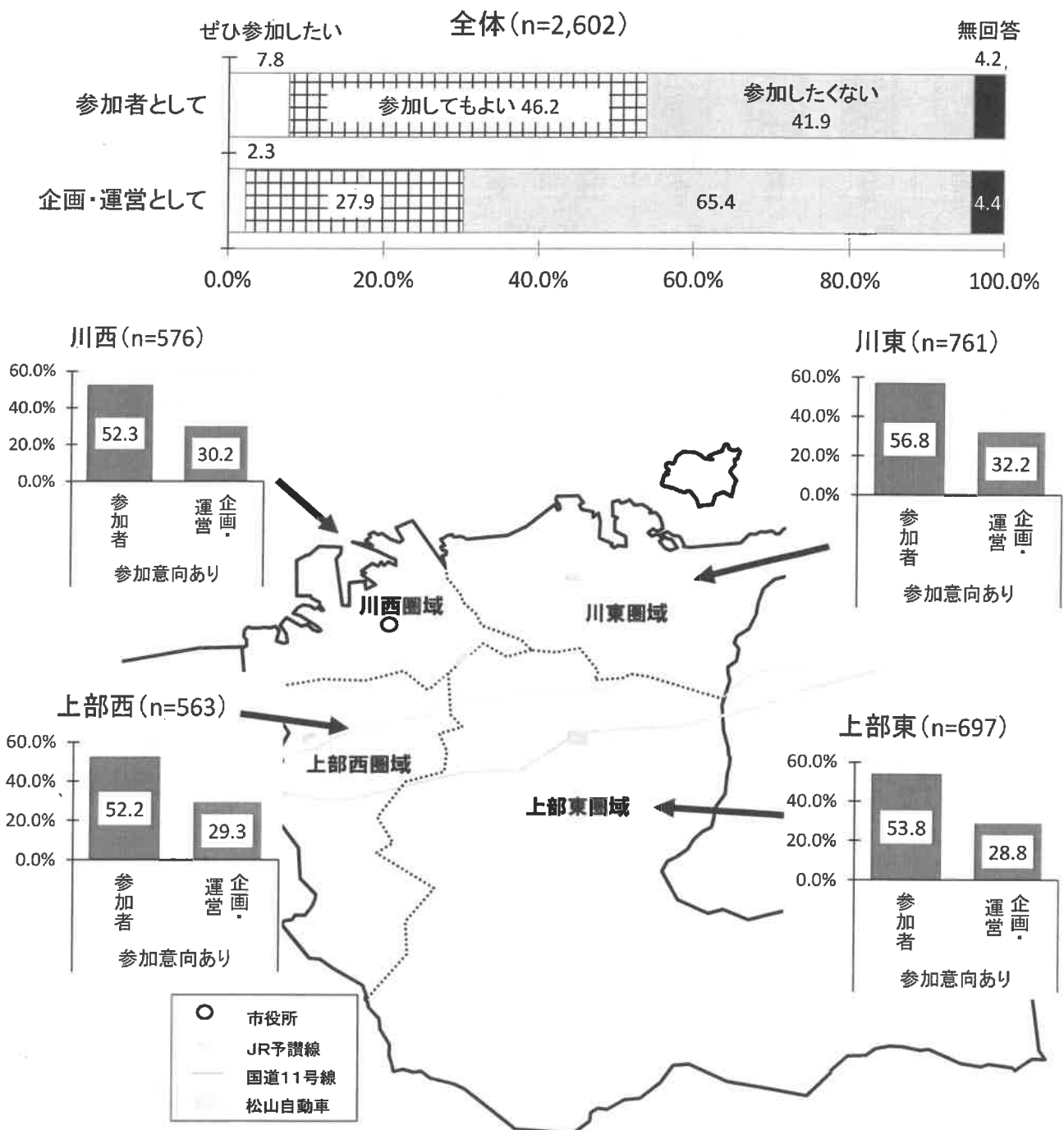
圏域別にみると、川西は①②④⑤⑦、上部西は③、上部東は⑥の参加頻度が高くなっています。



(8) 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者または企画・運営として参加してみたいと思うかたずねると、「ぜひ参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた“参加意向がある方”は参加者としては54.0%、企画・運営としては30.2%と、参加者としての参加意向のほうが高くなっています。

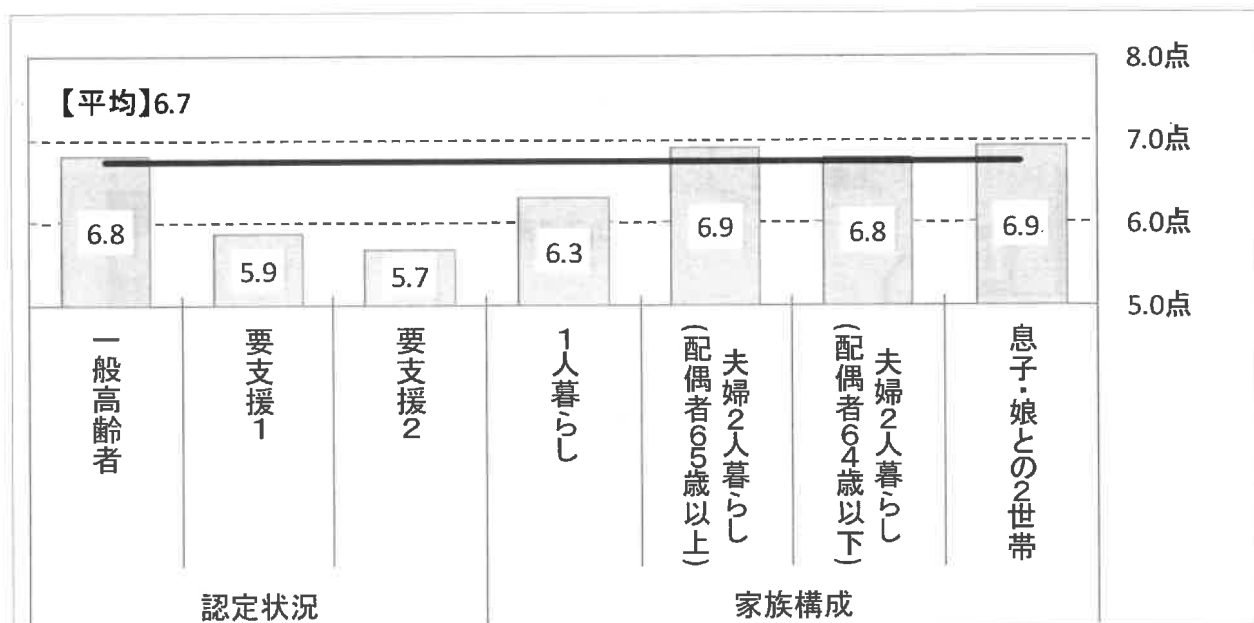
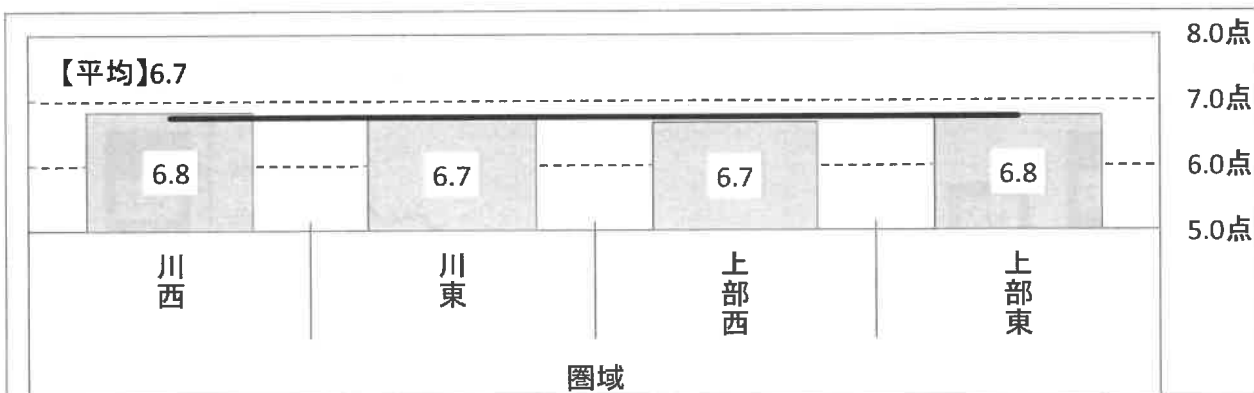
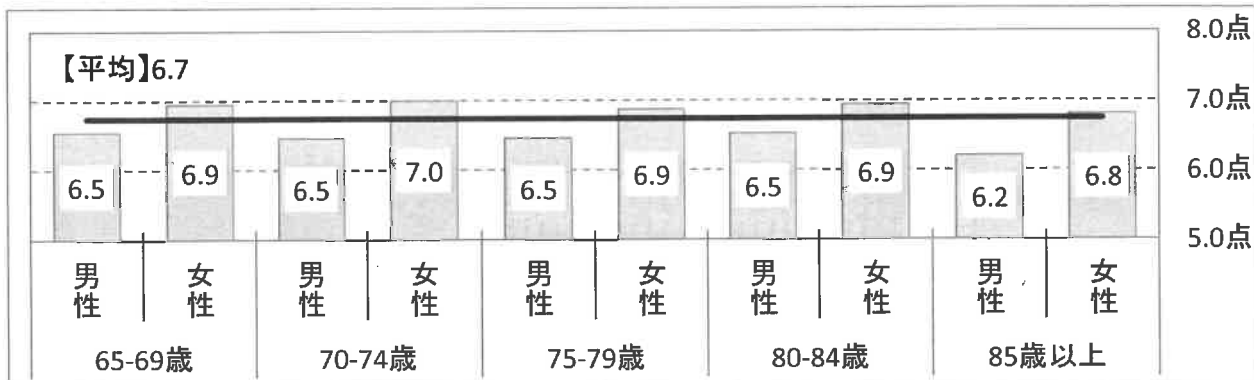
圏域別にみると、参加者としては川東（56.8%）、企画・運営としても川東（32.2%）に最も多くなっています。



(9) 主観的幸福感

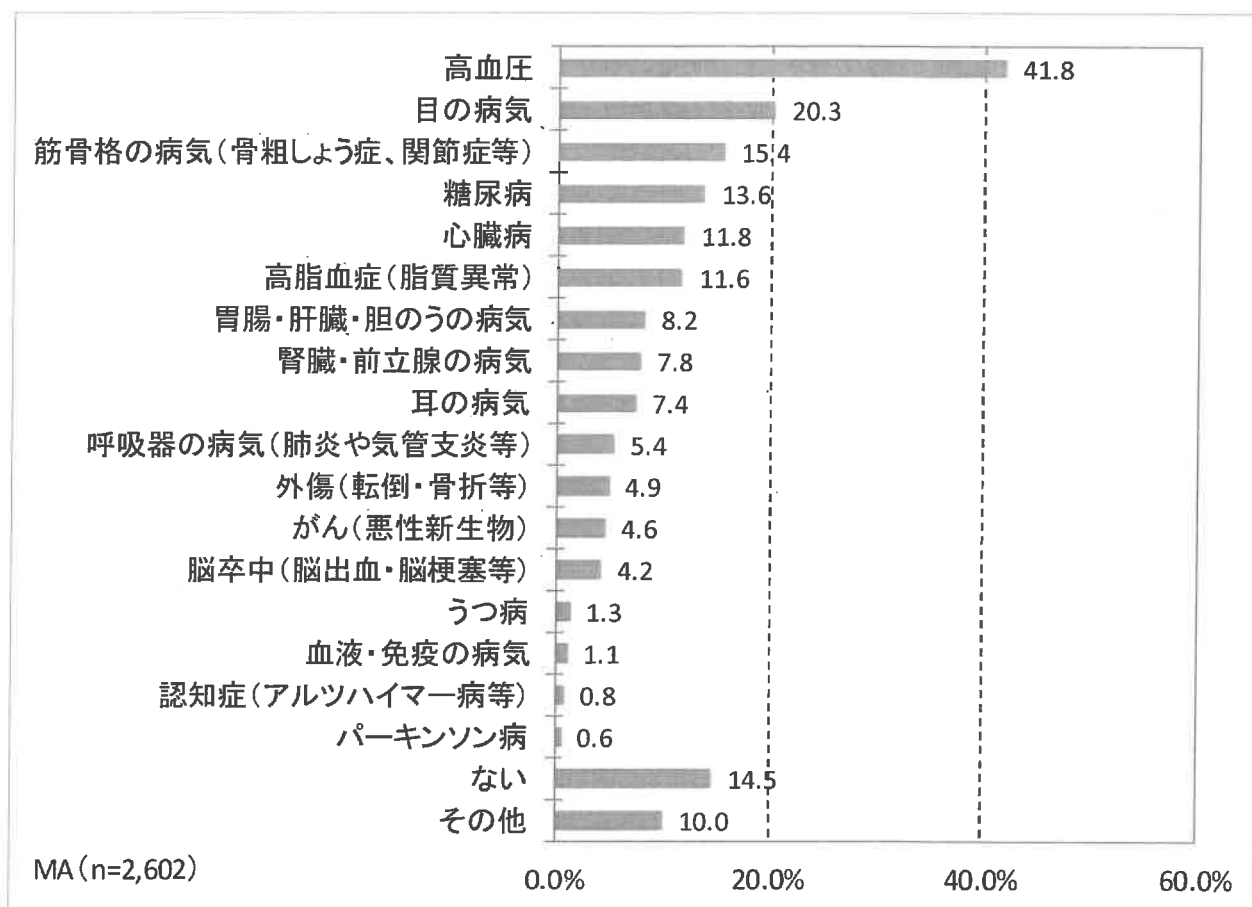
現在どの程度幸せか、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として10点満点で回答してもらった結果、平均は6.7点となっています。

性別・年齢別にみると、いずれの年齢でも男性より女性の幸福感が高く、圏域による差はあまりみられず、認定状況別にみると要支援1・2、家族構成別にみると一人暮らしが平均点を下回っています。



(10) 疾病の状況

現在治療中、または後遺症のある病気をみると、「高血圧」41.8%が最も多くなっています。次いで、「目の病気」20.3%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」15.4%の順となっており、高血圧・糖尿病・高脂血症・脳卒中などの“生活習慣病”に該当している方が多くを占めていることがわかります。

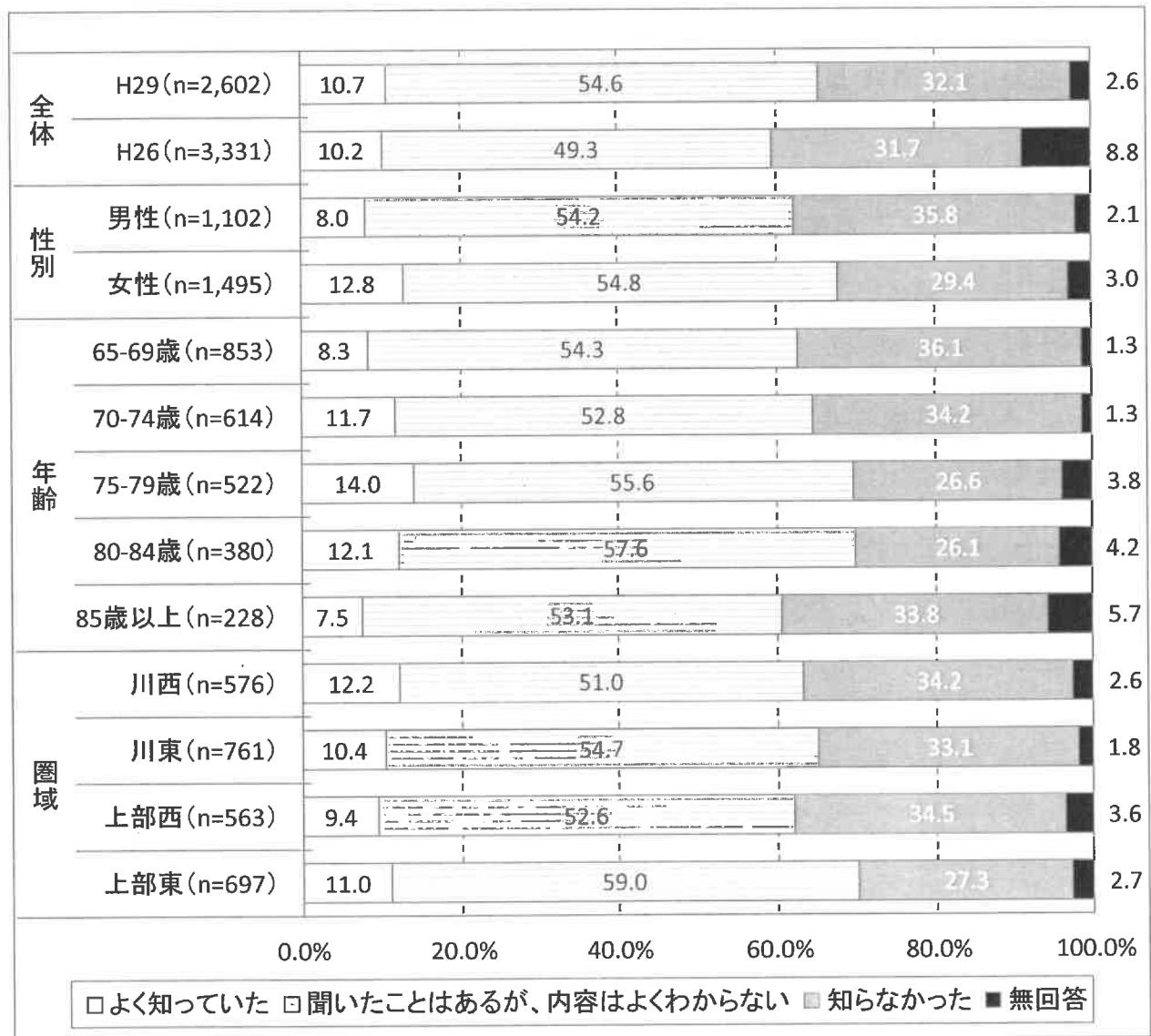


(11) 介護保険について

①介護予防事業の認知度

新居浜市が行っている介護予防事業（介護予防教室やPPK体操など）の認知度をみると、全体では10.7%が「よく知っていた」と答えており、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」と答えた54.6%も合わせると“認知度”は65.3%となっており、H26※と比べると、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」と答えた方が若干多くなっています。

“認知度”は男性（62.2%）より女性（67.6%）が高く、年齢別にみると、75-79歳（69.6%）、80-84歳（69.7%）で高くなっています。圏域別にみると、上部東が唯一70.0%を占めています。



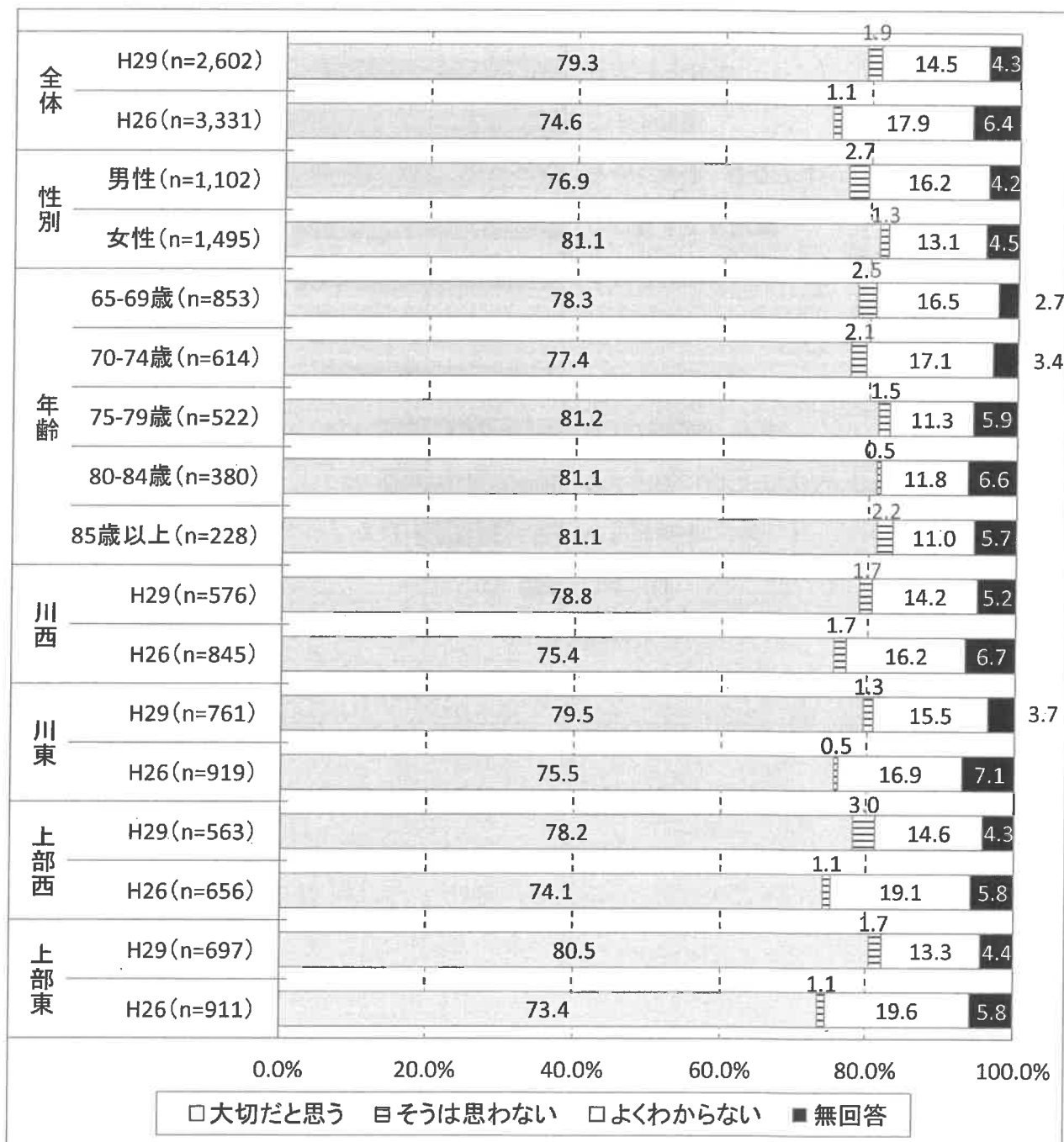
※H26：H26に実施した同調査の結果

②介護予防の取り組みの推進

介護予防の取り組みを推進することは、大切であると思うかをみると、全体では79.3%が「大切だと思う」と答えており、H26と比べると約5%多くなっています。

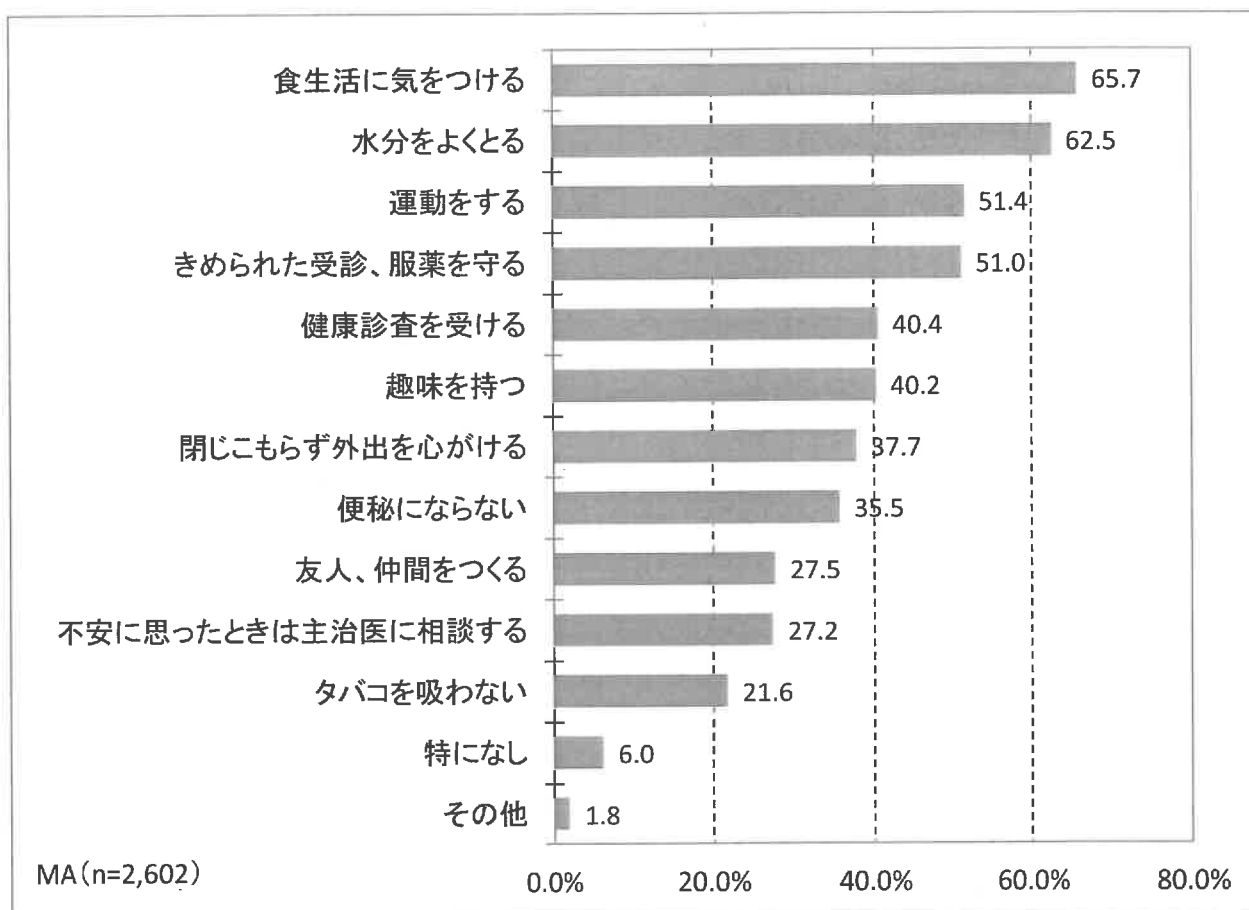
「大切だと思う」と答えた方は男性（76.9%）より女性（81.1%）に若干多く、75歳以上で80%を超えています。

また、すべての圏域でH26より「大切だと思う」と答えた方が多くなっています。



③健康管理や介護予防、認知症予防のための取り組み

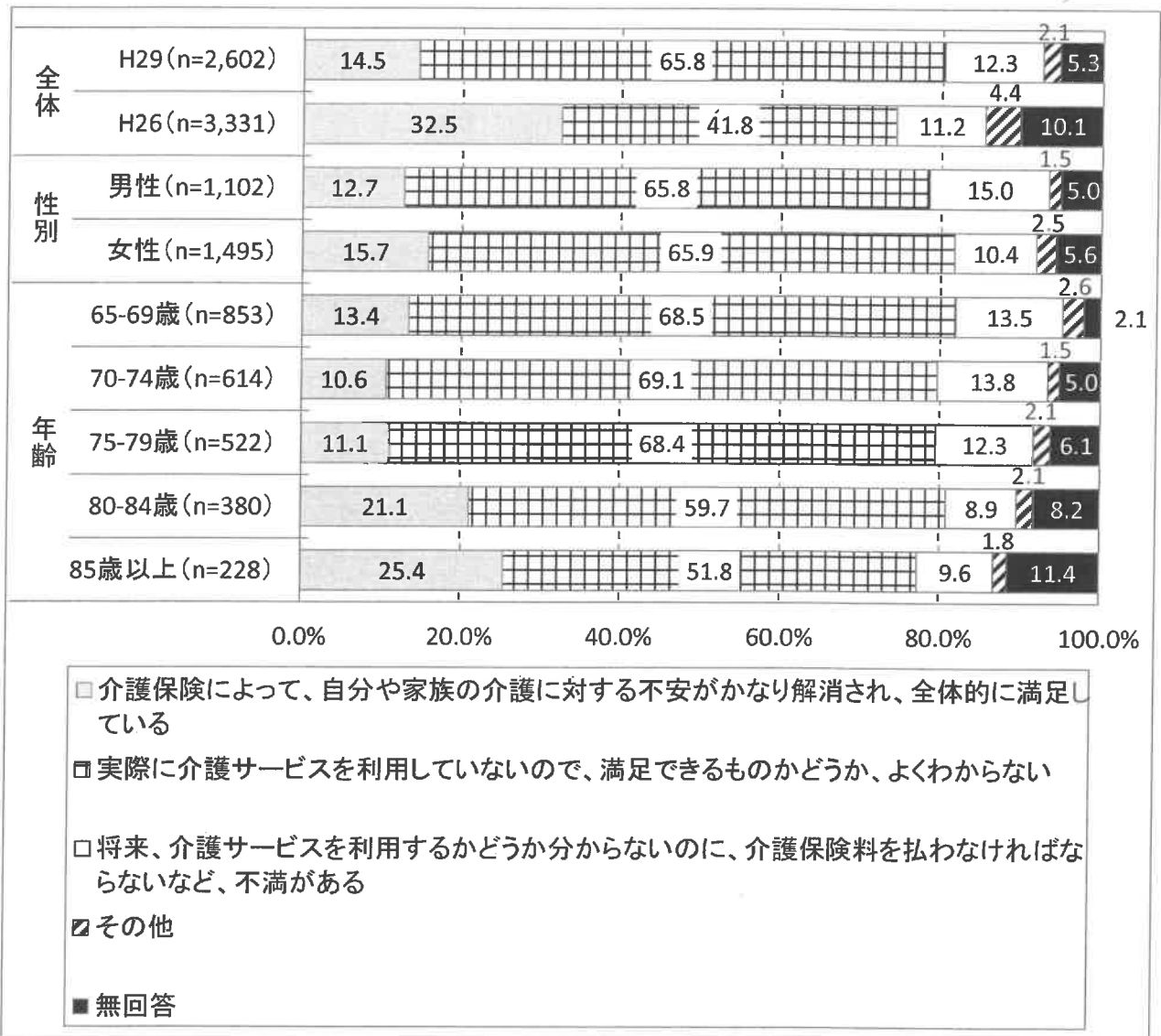
健康管理や介護予防、認知症予防のために、何か取り組んでいることがあるかをみると、「食生活に気をつける」、「水分をよくとる」と答えた方が60%を超えており、「特になし」と答えた方は全体の6.0%となっており、ほとんどの方が何かしら認知症予防に向けた取り組みを行っていることがわかります。



④現在の介護保険に対する評価

現在の介護保険に対するあなたの評価として、一番近いものをみると、全体では「介護保険によって、自分や家族の介護に対する不安がかなり解消され、全体的に満足している」と答えた方は14.5%となっており、H26（32.5%）の半数以下となっています。

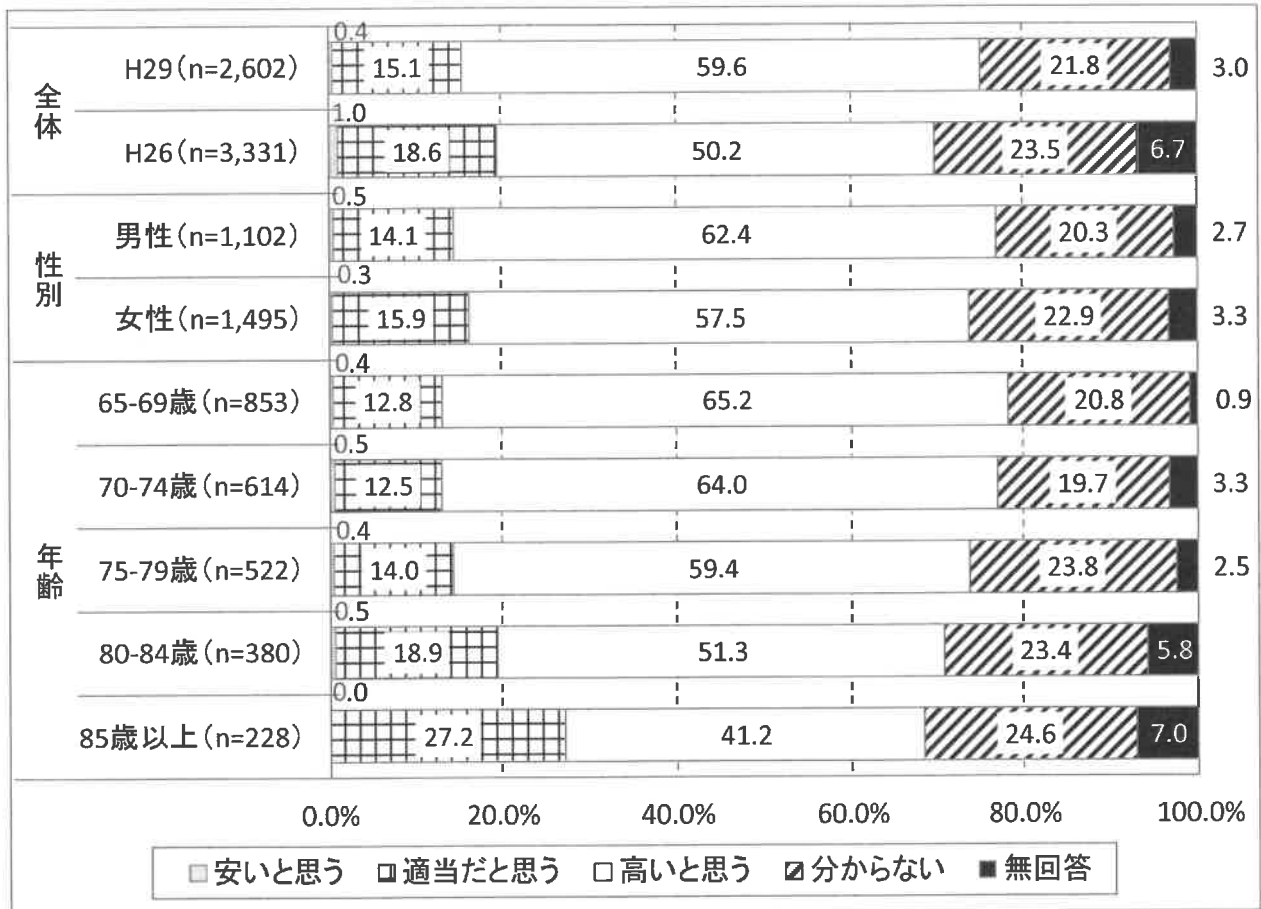
性別による差はあまりみられませんが、年齢別にみると、「介護保険によって、自分や家族の介護に対する不安がかなり解消され、全体的に満足している」と答えた方は80歳未満では10%程度、80歳以上では20%を超えています。



⑤介護保険料の額について

現在、納付されている介護保険料の額についてどのように感じているかをみると、全体では「高いと思う」と答えた方がH26と比べて約10%多くなっています。

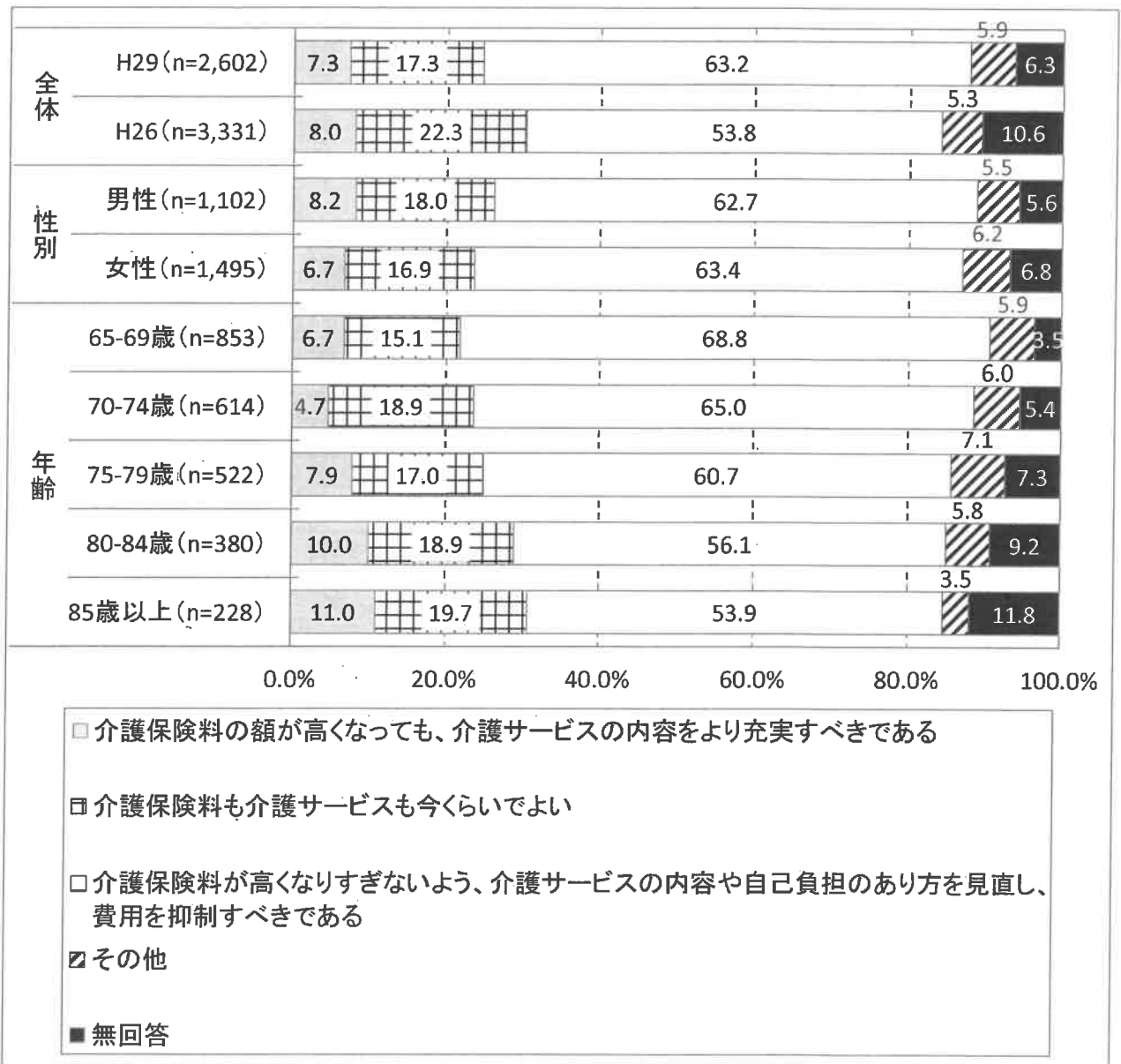
性別にみると、「高いと思う」と答えた方は女性(57.5%)より男性(62.4%)に多く、年齢が低くなるにつれて多くなっています。



⑥介護保険のあり方について

介護保険のあり方について、あなたの考え方に最も近いものをみると、全体では「介護保険料が高くなりすぎないように、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制すべきである」と答えた方が最も多く、63.2%を占めており、H26 と比べても多くなっています。

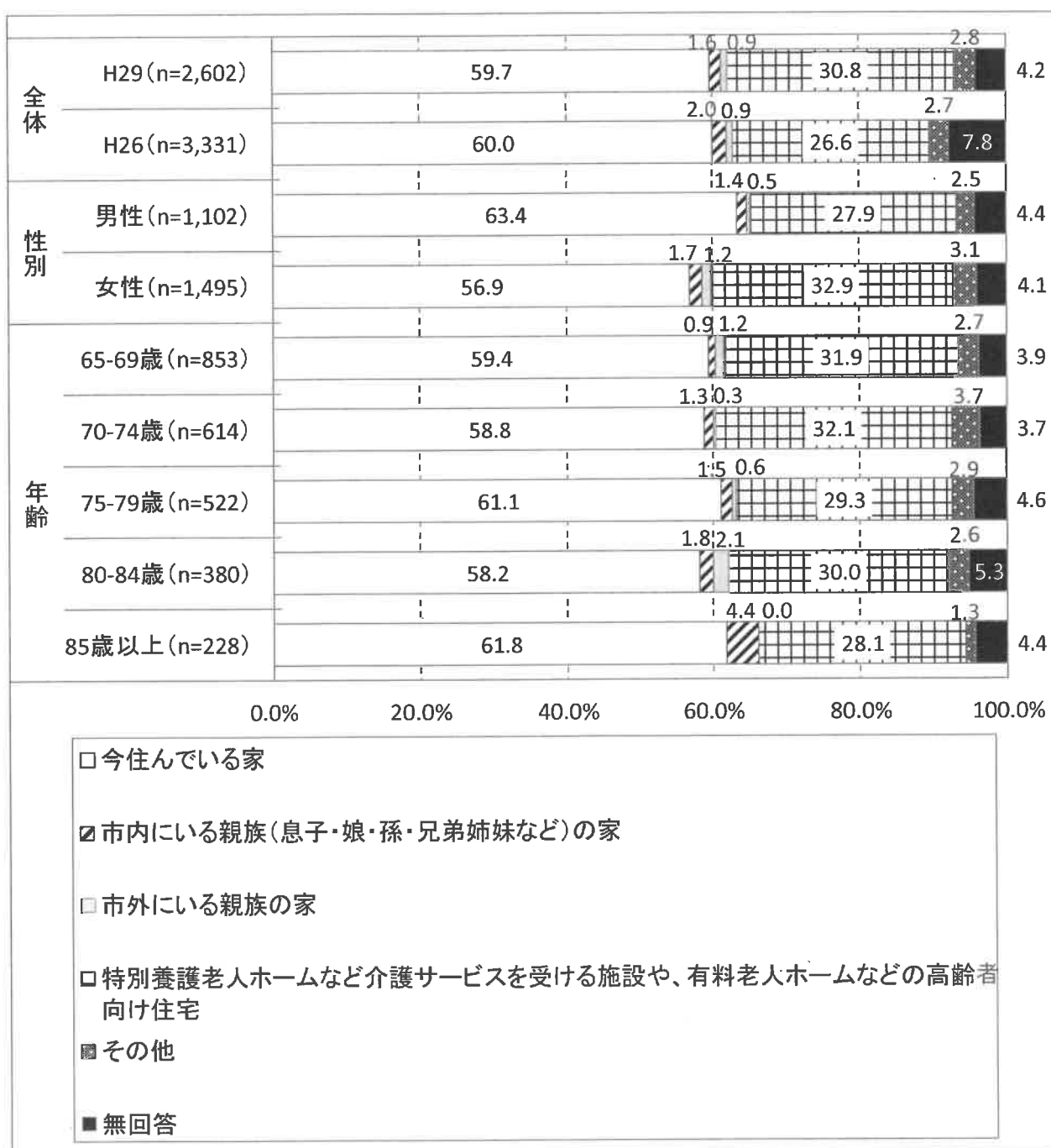
性別による差はあまりみられませんが、年齢が上がるにつれて「介護保険料が高くなりすぎないように、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制すべきである」と答えた方が少なくなっています。



⑦介護が必要になった際の住まいについて

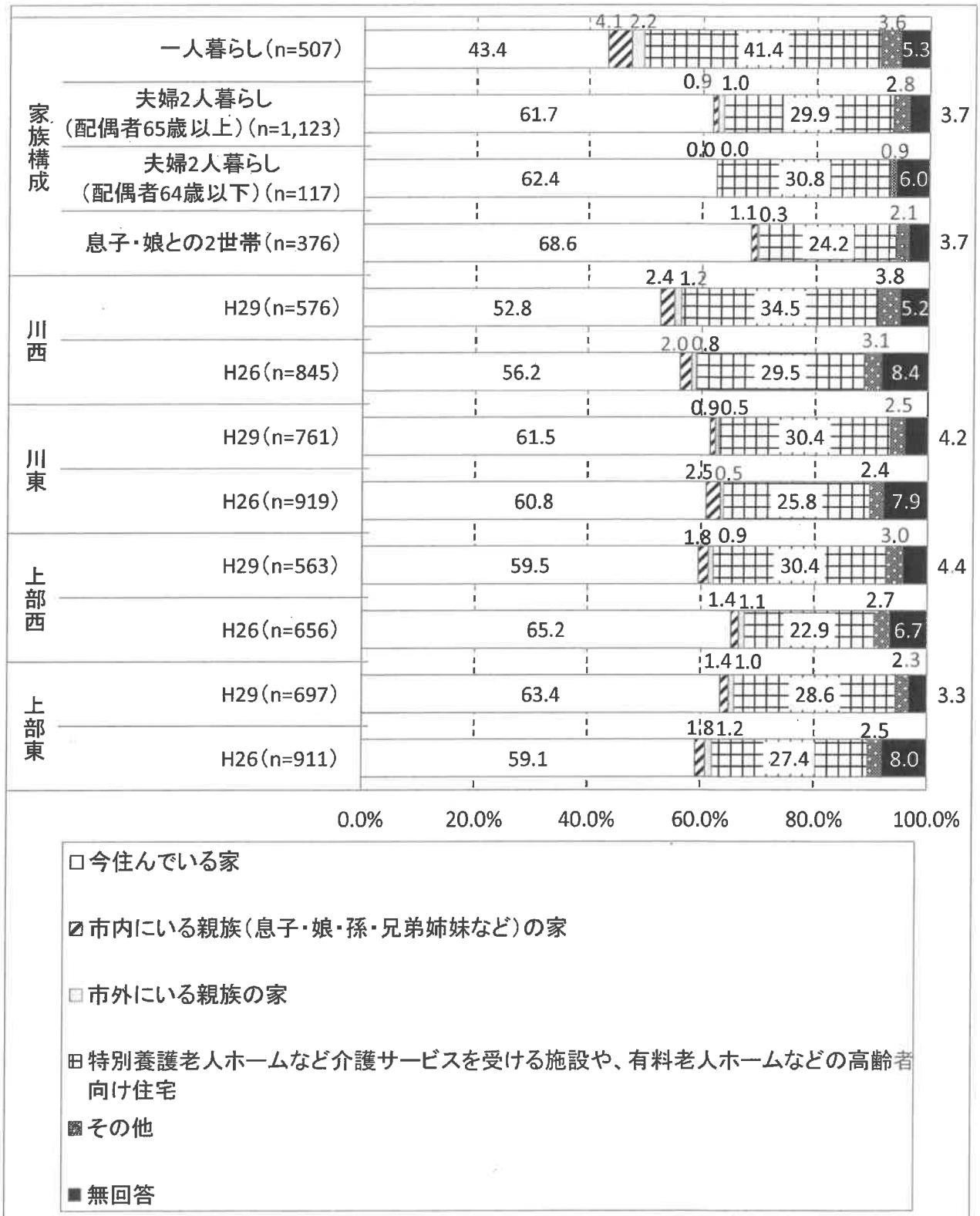
将来、仮に介護が必要になった場合、どこで暮らしたいと思うかをみると、全体では“自宅”（「今住んでいる家」と答えた方）が最も多く59.7%を占めており、次いで、“施設等”（「特別養護老人ホームなど介護サービスを受ける施設や、有料老人ホームなどの高齢者向け住宅」と答えた方）が30.8%となっています。H26と比べると、“施設等”と答えた方が若干多くなっています。

性別に“施設等”を希望している方をみると、男性（27.9%）より女性（32.9%）に多く、年齢別にみると、いずれも30%程度を占めています。



家族構成別にみると、一人暮らしは“施設等”が約40%を占めており、他の家族構成に比べて約10%多くなっています。

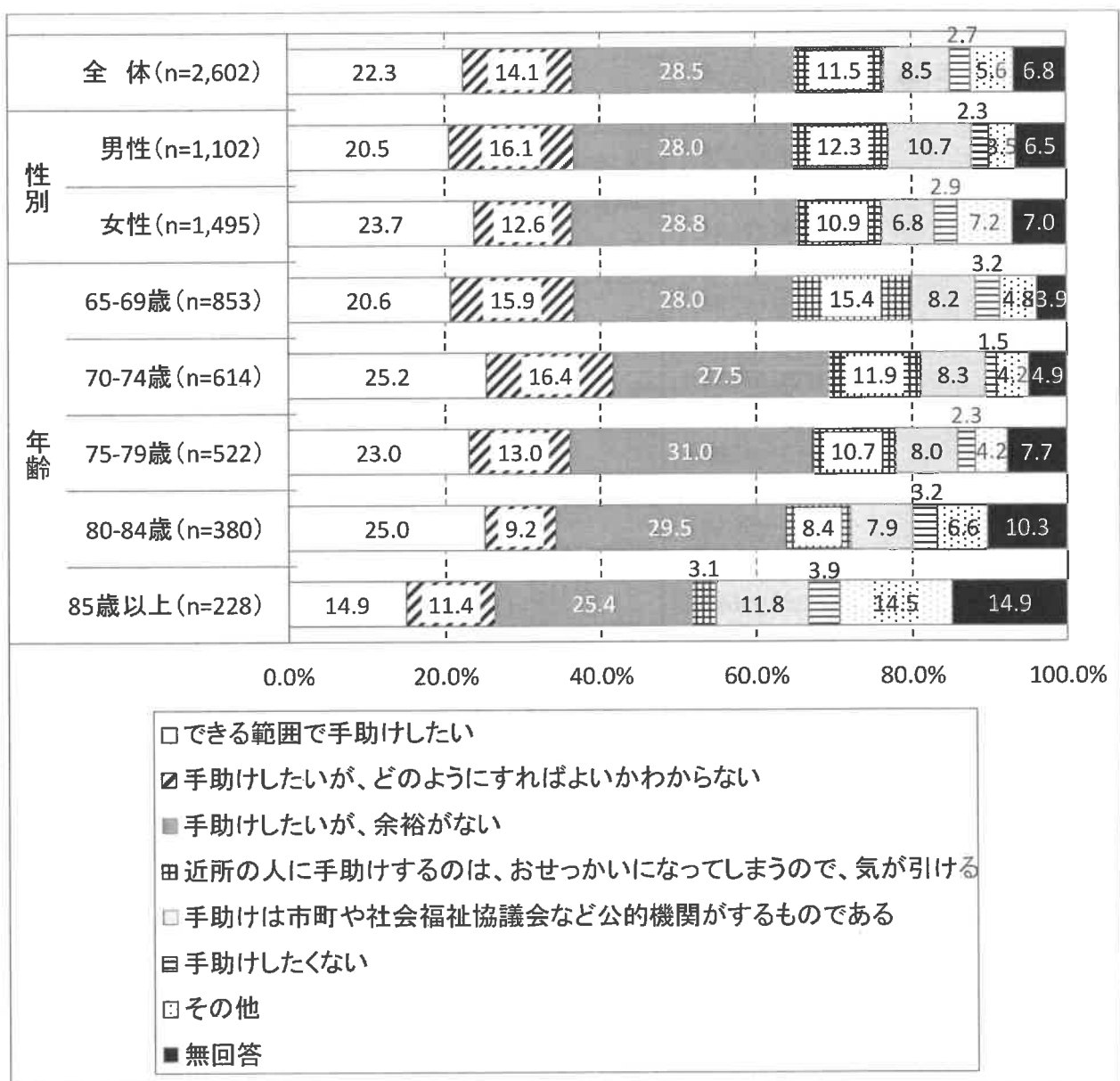
圏域別にH26と比べると、いずれの圏域も“施設等”を希望している方が多くなっています。



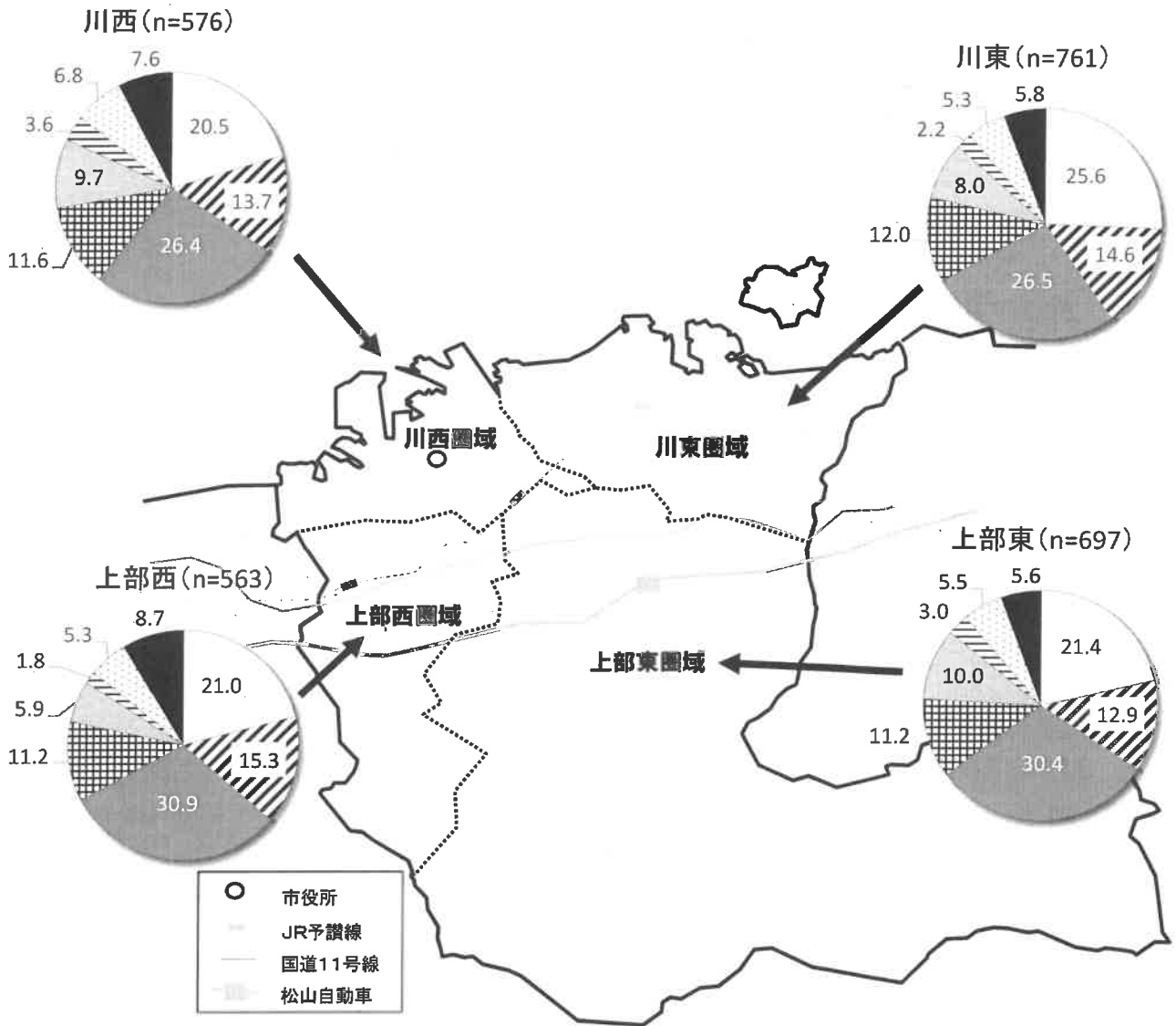
⑧一人暮らしの高齢者などへの手助けについて

地域で何らかの日常生活上の支援を必要としている一人暮らしの高齢者などへの手助けについて、あなたの考えに近いものをみると、全体では「手助けしたいが、余裕がない」と答えた方が最も多く、28.5%を占めており、「できる範囲で手助けしたい」、「手助けしたいが、どのようにすればよいかわからない」、「手助けしたいが、余裕がない」と答えた“手助けしたい方”は全体の64.9%を占めています。

性別による差はあまりみられませんでしたが、年齢別に“手助けしたい方”をみると、70-74歳(69.1%)に最も多く、85歳以上(51.7%)に最も少なく、その差は約20%となっています。

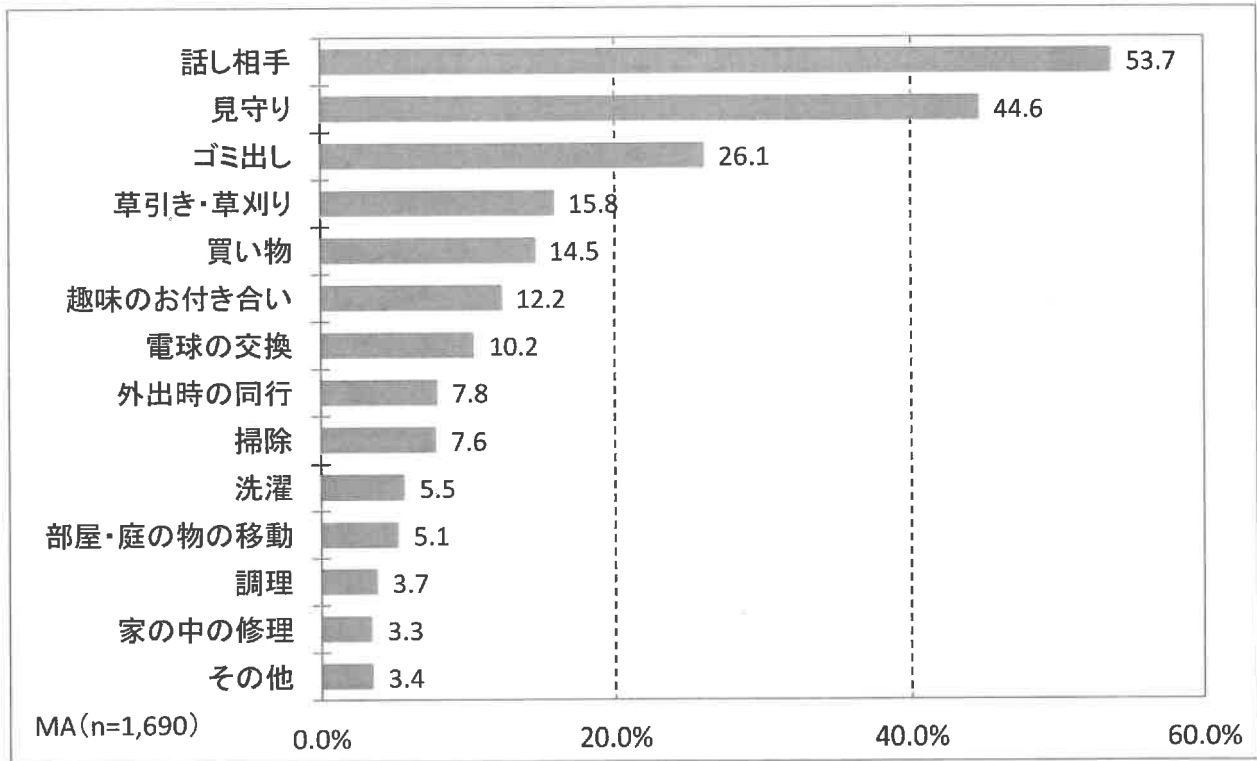


圏域別に“手助けしたい方”をみると、上部西（67.2%）に最も多く、次いで、川東（66.7%）、上部東（64.7%）、川西（60.6%）の順となっています。川東は「できる範囲で手助けしたい」と答えた方も他の圏域に比べて約5%多くなっています。



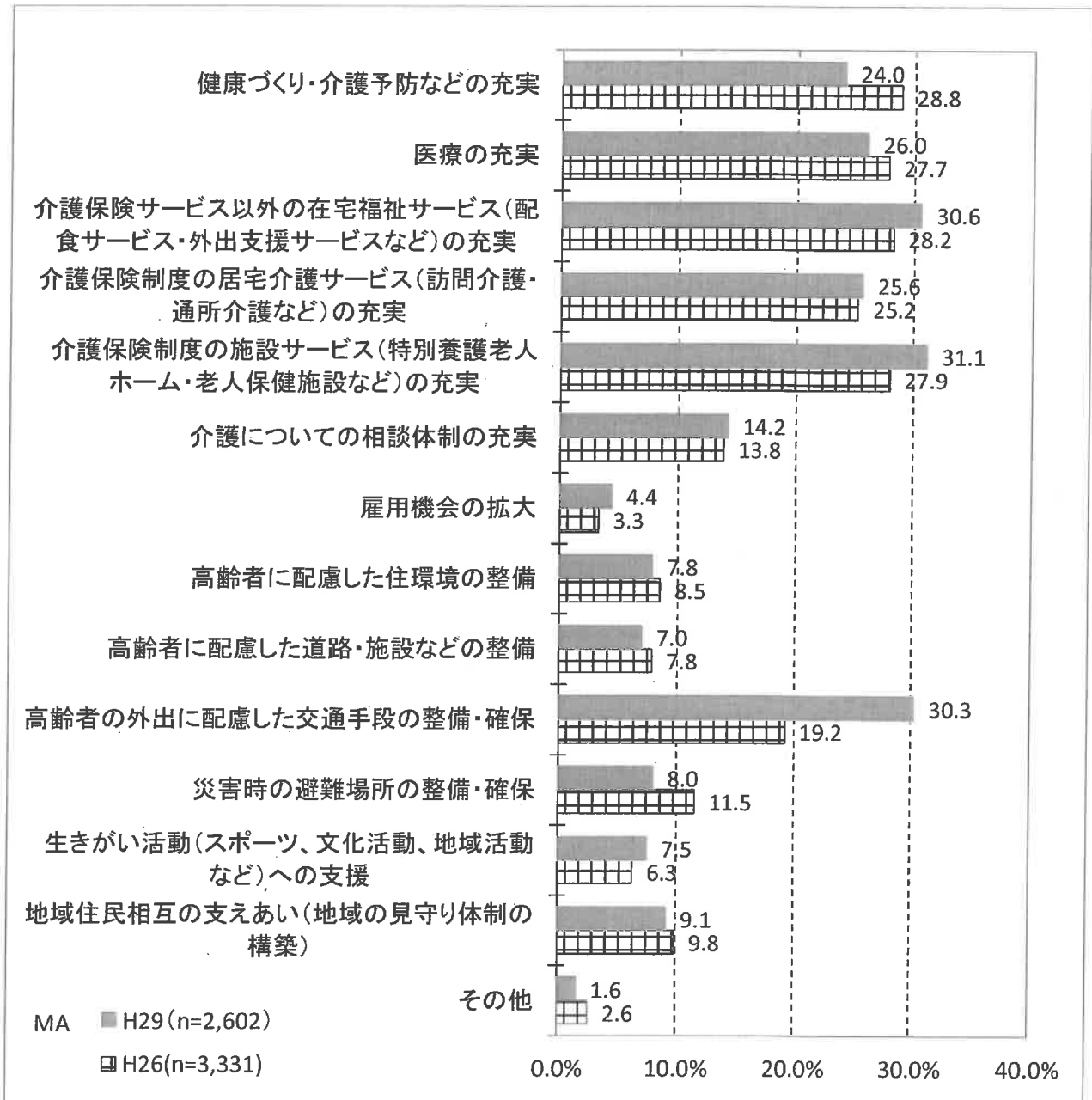
“手助けしたい方”と答えた方のみ

“手助けしたい方”にできるとしたら、どのようなことをしたいかをみると、「話し相手」と答えた方が最も多く、53.7%を占めています。次いで、「見守り」44.6%、「ゴミ出し」26.1%の順となっています。



⑨行政への希望

高齢者が暮らしやすくなるために、行政に対して今後どのようなことに力を入れてほしいと考えているかをみると、「介護保険制度の施設サービス（特別養護老人ホーム・老人保健施設など）の充実」、「介護保険サービス以外の在宅福祉サービス（配食サービス・外出支援サービスなど）の充実」、「高齢者の外出に配慮した交通手段の整備・確保」の順に多く、いずれも30%を超えており、H26より多くなっています。

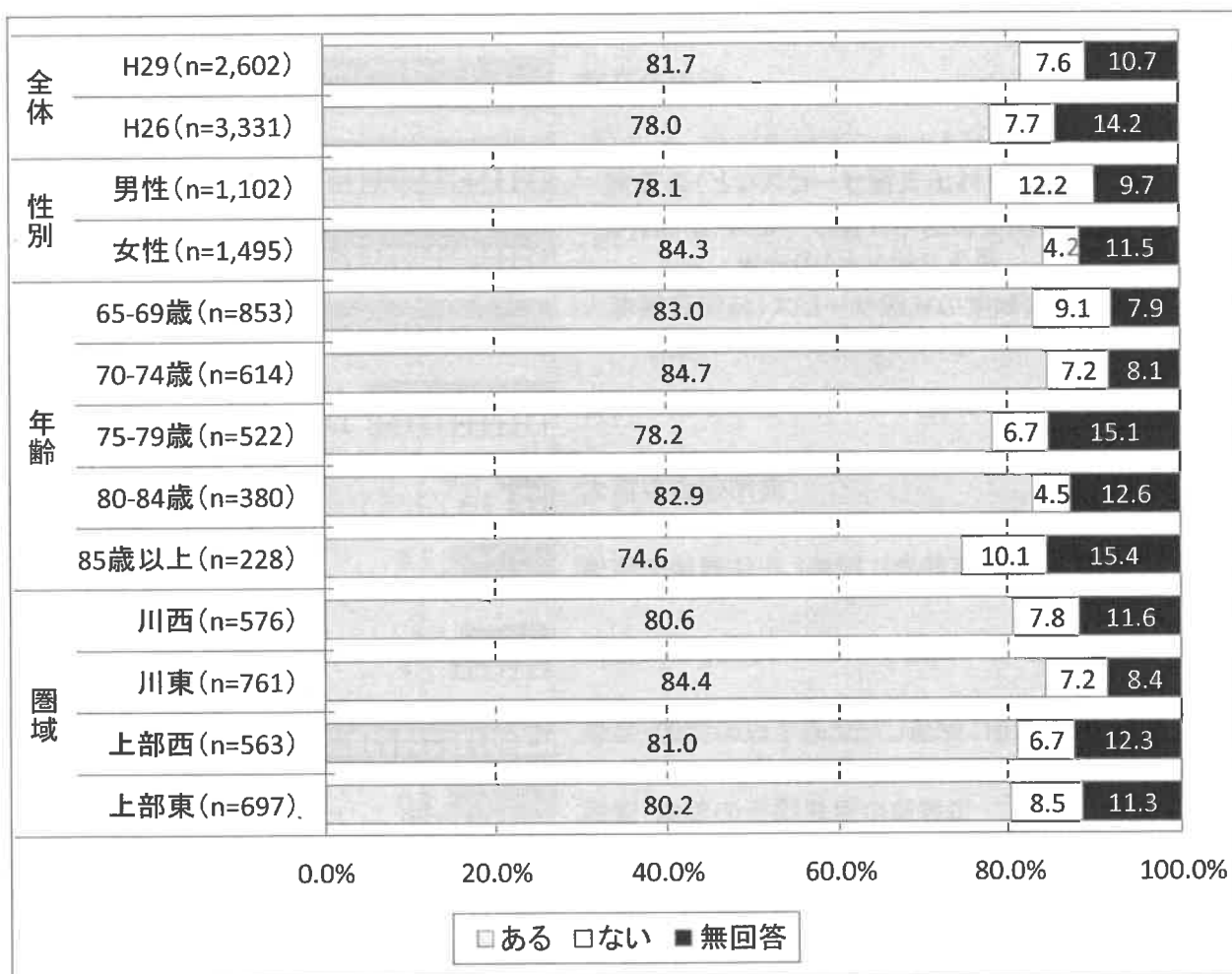


(12) 認知症について

①関心の有無

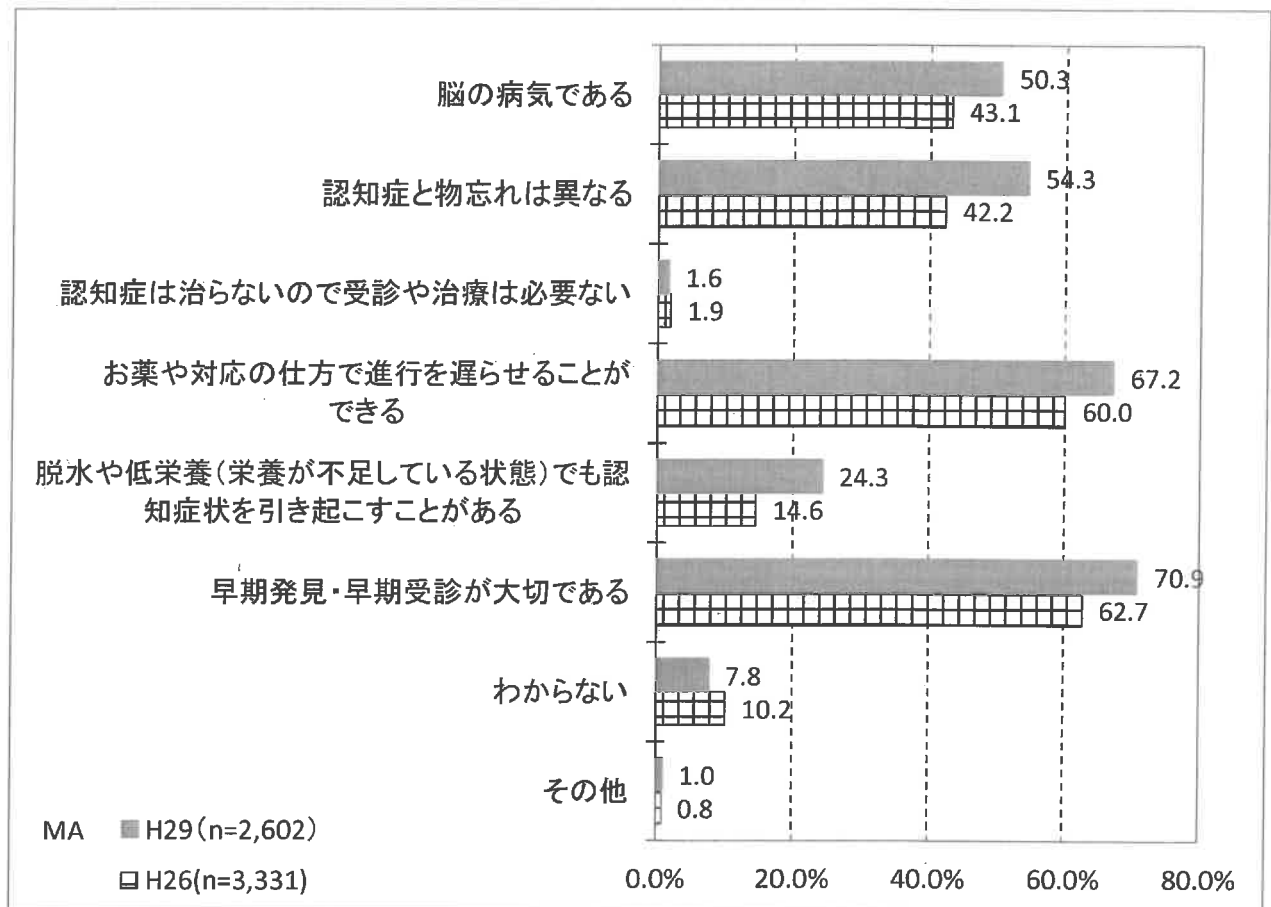
認知症に関心が「ある」と答えた方は全体の81.7%を占めており、H26(78.0%)と比べて若干多くなっています。性別にみると、認知症に関心が「ある」方は男性(78.1%)より女性(84.3%)に多く、65-69歳、70-74歳、80-84歳では80%を超えています。

圏域別に認知症に関心が「ある」方をみると、いずれも80%を超えており、川東(84.4%)に最も多くなっています。



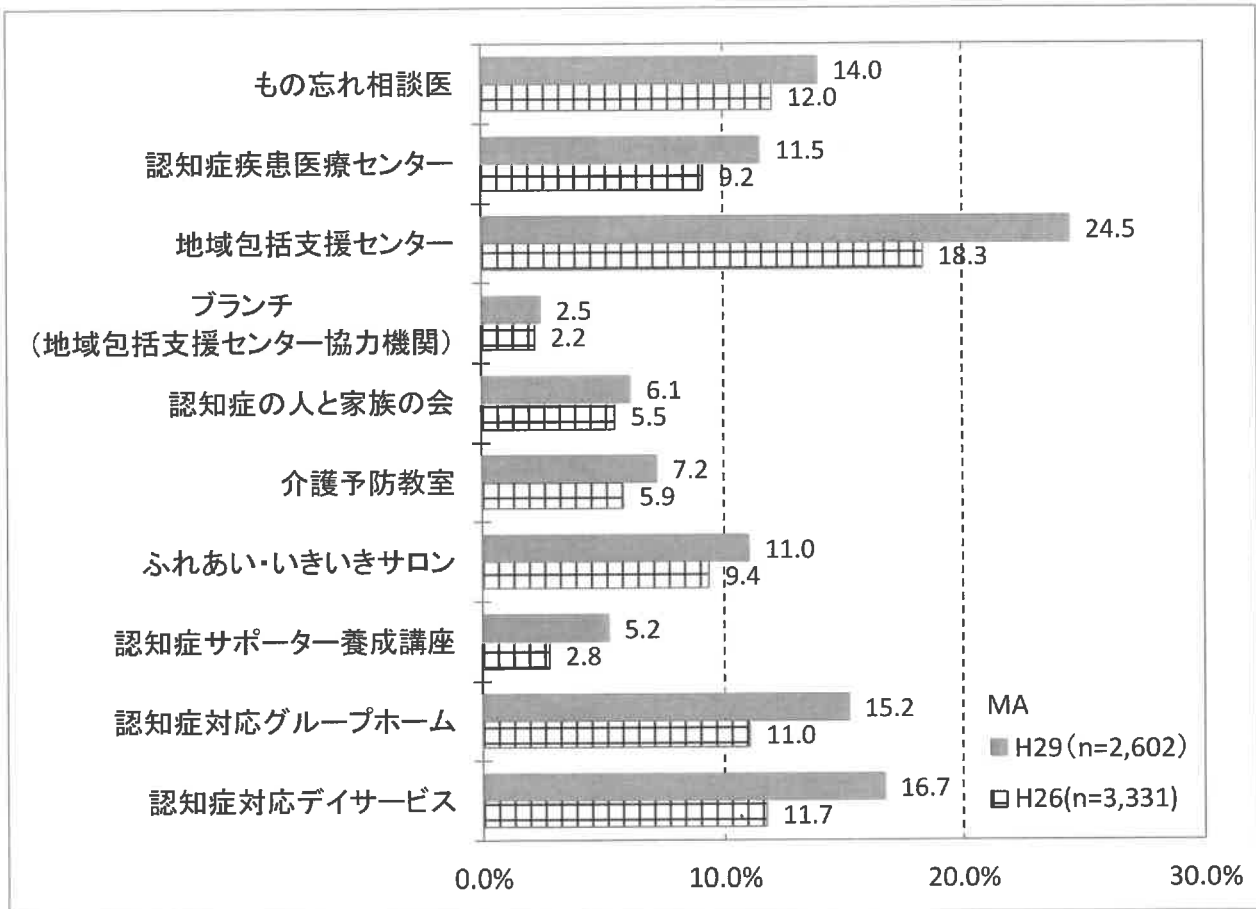
②理解の程度

認知症について、どのように理解しているかをみると、「早期発見・早期受診が大切である」(70.9%)、「お薬や対応の仕方で行進を遅らせることができる」(67.2%)と答えた方が多くなっており、「認知症は治らないので受診や治療は必要ない」、「わからない」以外の項目ではすべてH26を上回っています。



③相談場所や事業に関する認知度

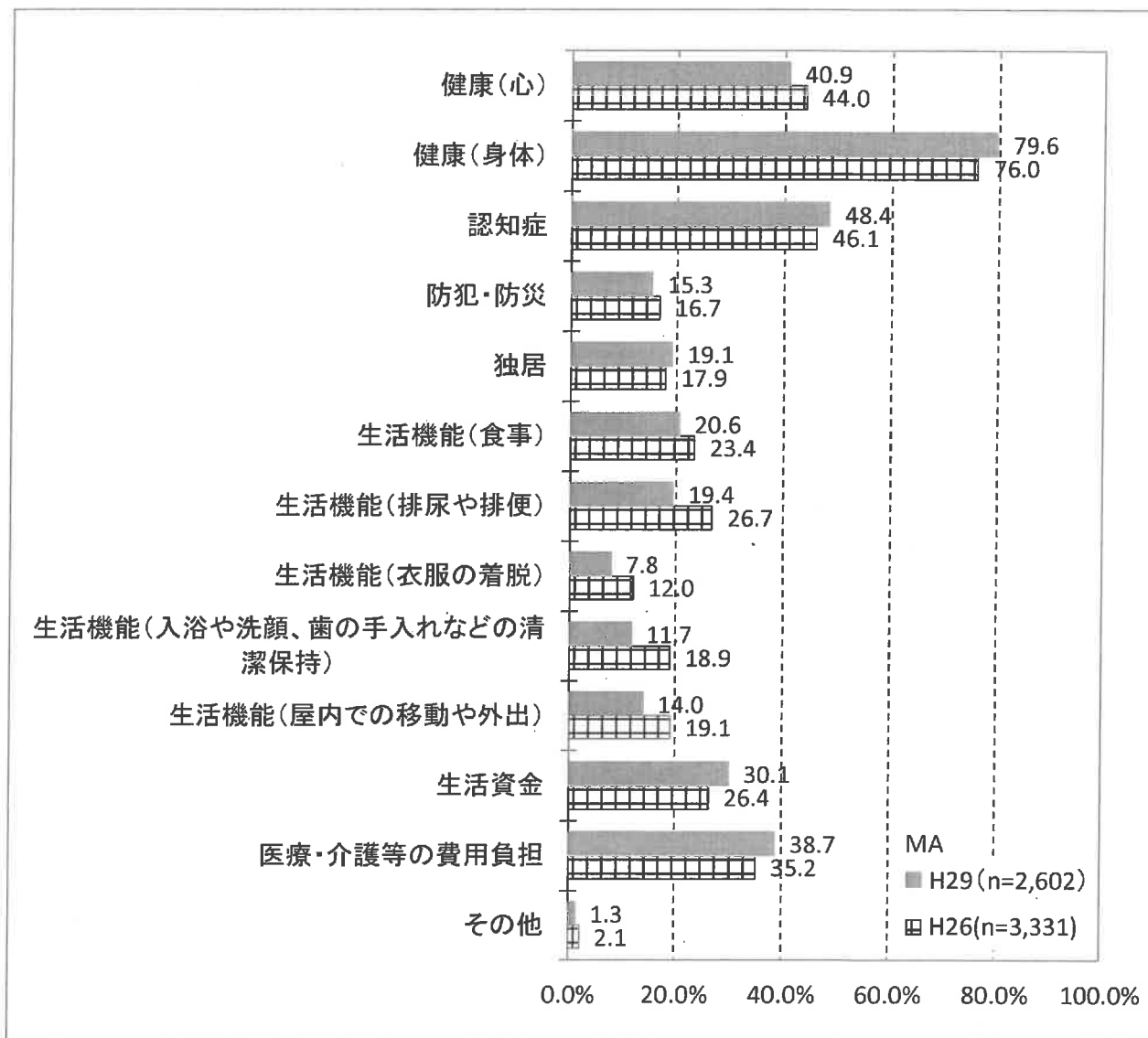
認知症の相談場所や事業について、知っているものをみると、H26で最も多かった「地域包括支援センター」が今回も24.5%と最も多くなっています。また、すべての項目でH26を上回っています。



(13) その他

①現在もしくは今後、不安に感じていること

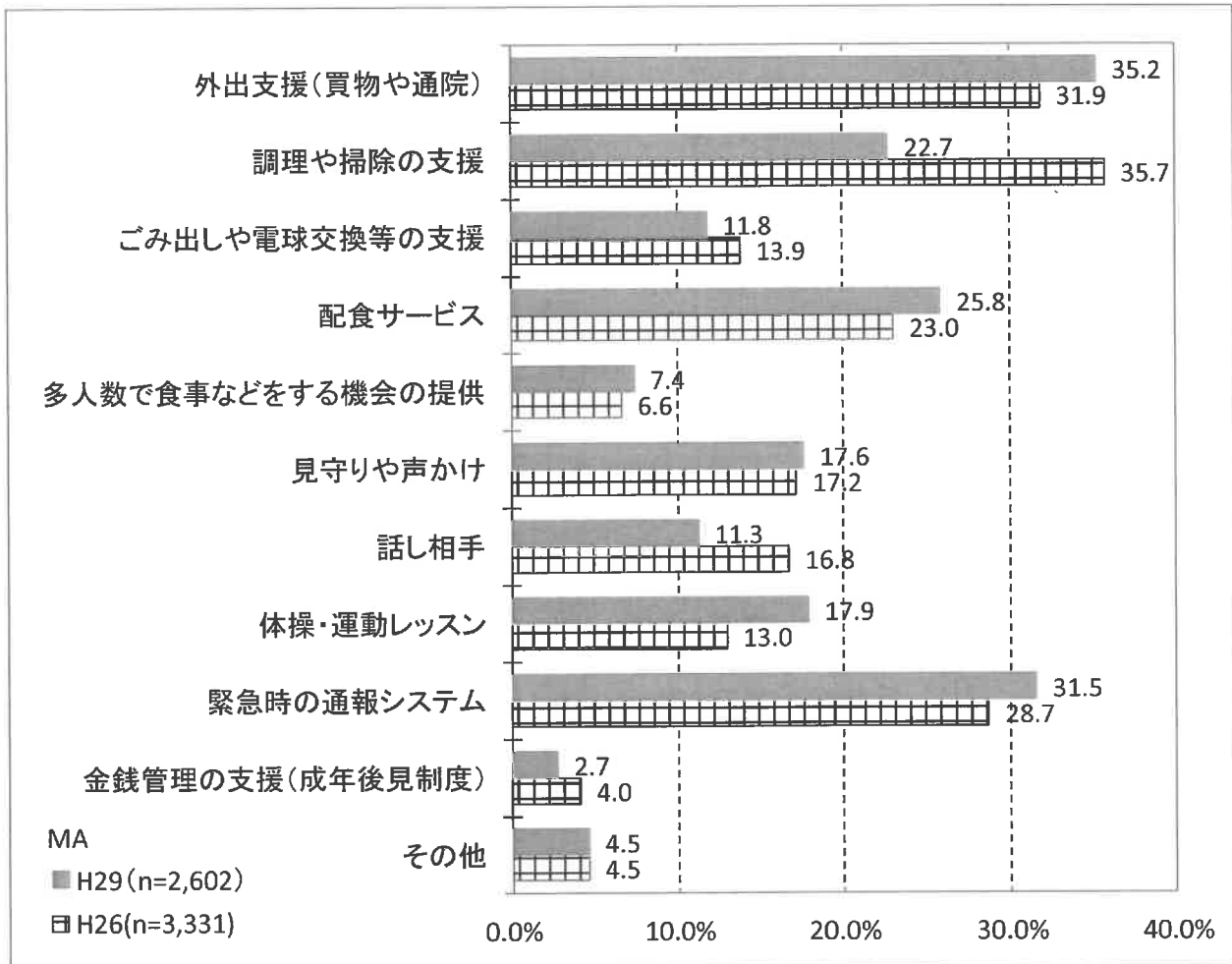
今の生活を続ける上で、現在、もしくは今後、不安に感じることをみると、「健康（身体）」が79.6%と最も多くなっています。H26と比べると、「健康（身体）」、「認知症」、「独居」、「生活資金」、「医療・介護等の費用負担」と答えた方が多くなっていることがわかります。



②現在もしくは今後、利用したいサービスや取り組み

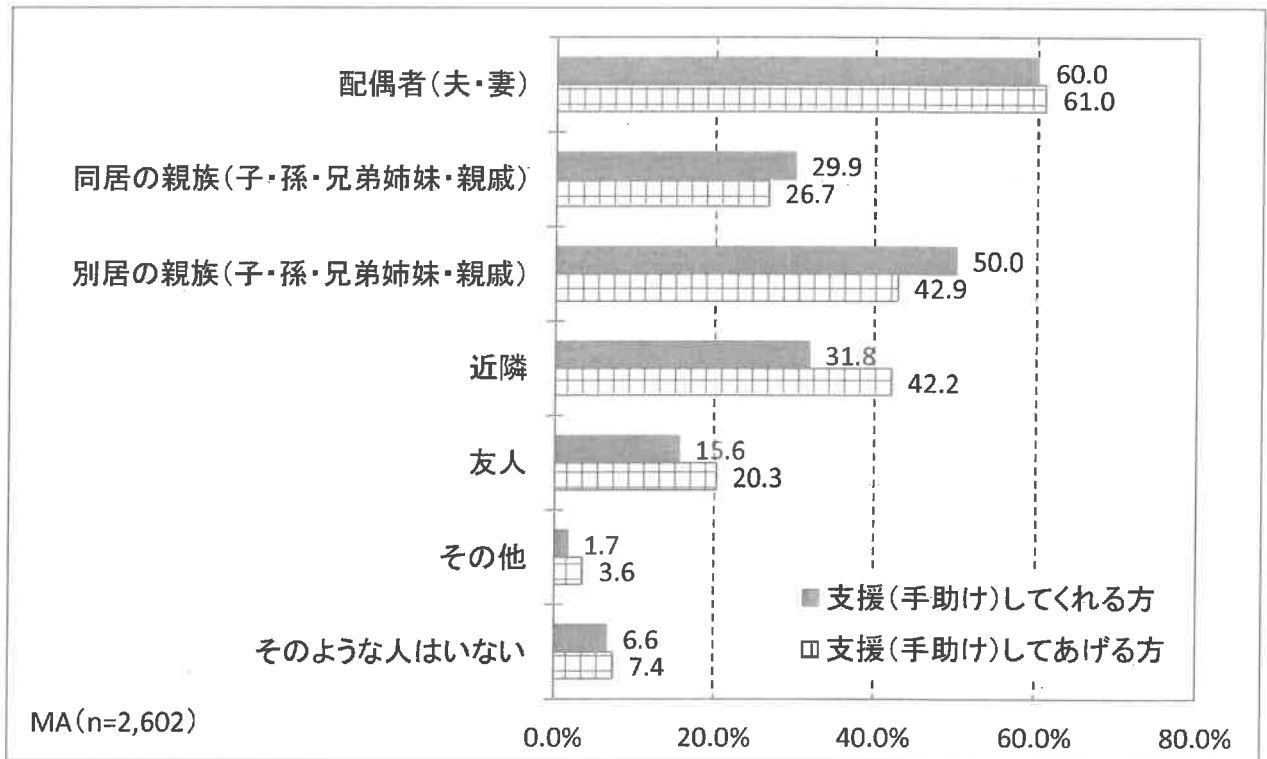
今の生活を続ける上で、現在、もしくは今後、利用したいと感じるサービス・取り組みをみると、「外出支援（買物や通院）」、「緊急時の通報システム」がいずれも30%を超えています。

また、H26と比べると、「体操・運動レッスン」と答えた方が約5%多くなっています。



③災害時の手助けについて

災害で避難する際に、あなたを支援（手助け）してくれる方とあなたが支援（手助け）してあげる方をみると、いずれも「配偶者（夫・妻）」が約60%を占めています。「近隣」と答えた方は支援（手助け）してくれる方（31.8%）より支援（手助け）してあげる方（42.2%）に多くなっています。



在宅介護実態調査結果

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に実施しました。

1 調査の実施について

対象者	平成 29 年 6 月 15 日現在、要介護 1～5 の方（施設入所等を除く）
実施期間	平成 29 年 6 月 23 日（金）～平成 29 年 7 月 25 日（火）
実施方法	手法Ⅱ：郵送調査（接続方式）

2 回収状況

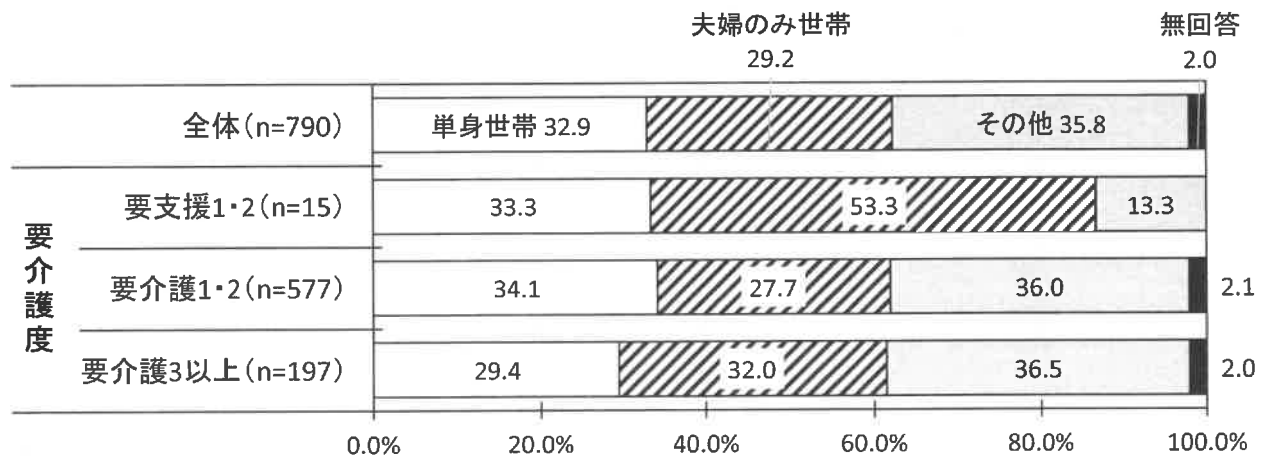
配布数	回答数（有効回答数）	回収率（有効回収率）
1,041 件	837 件（790 件）	80.4%（75.9%）

※締切後や全問無回答で返送のあったもの、締切までに返送はあったが「入院中」と記載があったものについては有効回答数に含まれていません。

3 調査結果

（1）世帯類型

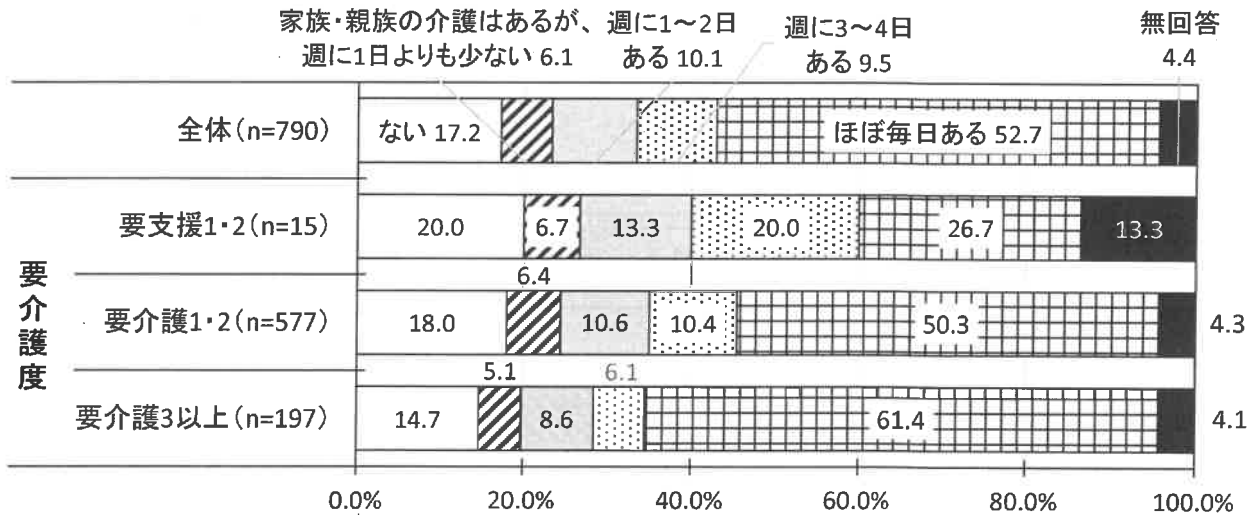
世帯類型をみると、「単身世帯」32.9%、「夫婦のみ世帯」29.2%、「その他（家族同居等）」35.8%となっています。要支援 1・2 では「夫婦のみ世帯」が約半数を占めています。要介護 3 以上は「単身世帯」が 30%を下回っていますが、要介護度による差はあまりみられませんでした。



※要介護度：要介護認定データの情報

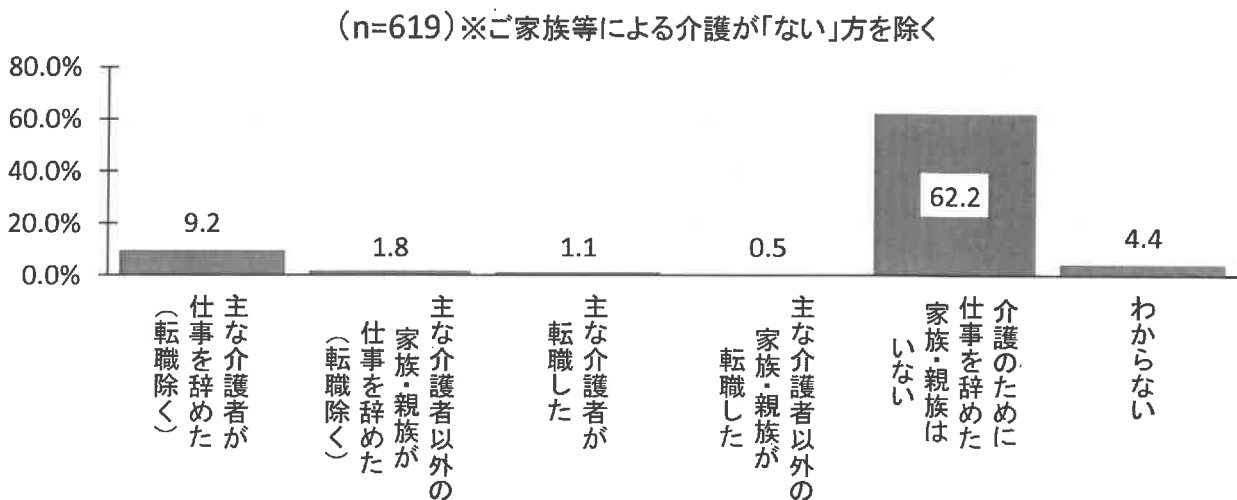
(2) 家族等による介護の状況

ご家族やご親族の方からの介護（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）は、週にどのくらいあるかたずねると、全体の52.7%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態となっており、要介護状態が重度化するにつれて多くなっています。



(3) 介護のための離職の有無

ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかたずねると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が62.2%を占めていますが、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と答えた方も9.2%となっています。

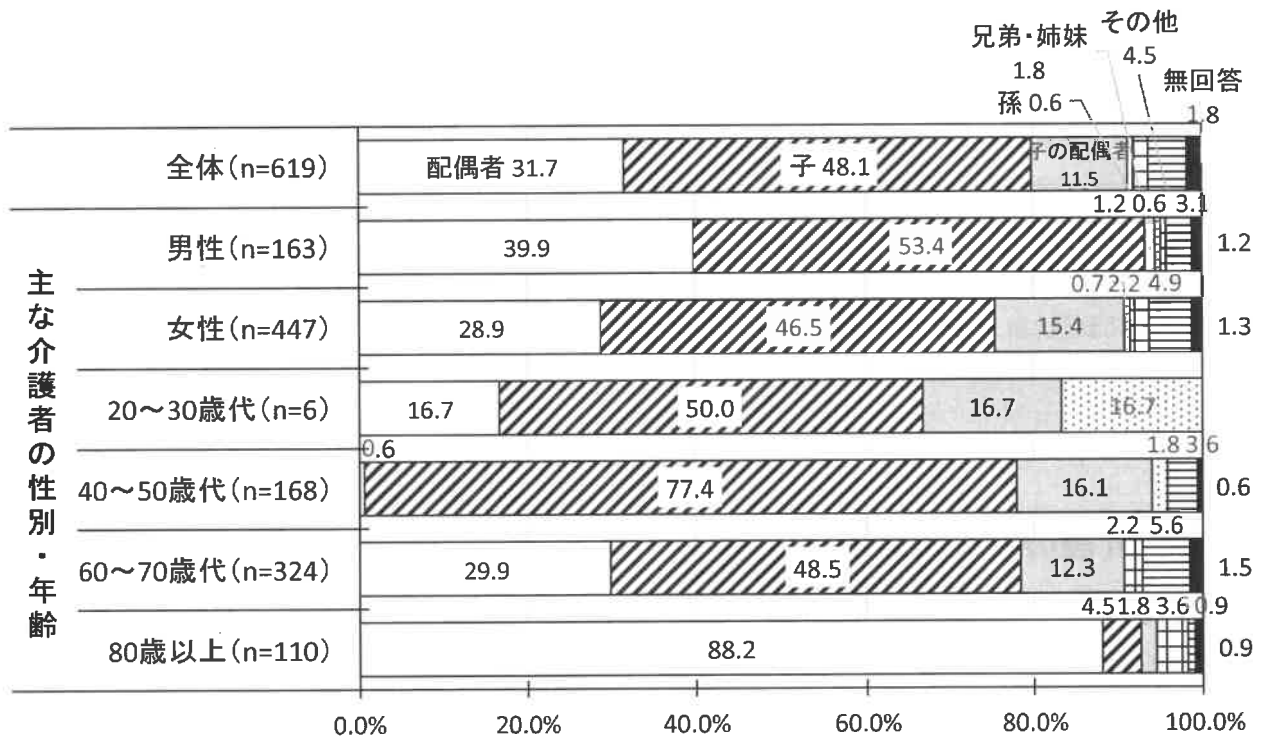


(4) 主な介護者について

①本人（要介護者）との関係性

本人と主な介護者との関係性をみると、全体では「子」が48.1%を占めています。

主な配偶者の性別・年齢別にみると、男性より女性に「子の配偶者」が多くなっており、男性は女性より「配偶者」または「子」と答えた方が多くなっています。また、主な介護者の年齢が40～50歳代以降では年齢が上がるにつれて「配偶者」が多くなっており、80歳以上で88.2%を占めています。



②勤務形態等

主な介護者の方の現在の勤務形態と介護の状況をみると、「働いていない」が最も多く、52.5%を占めています。「フルタイム」や「パートタイム」で働きながら介護をしている方は全体の34.6%となっています。

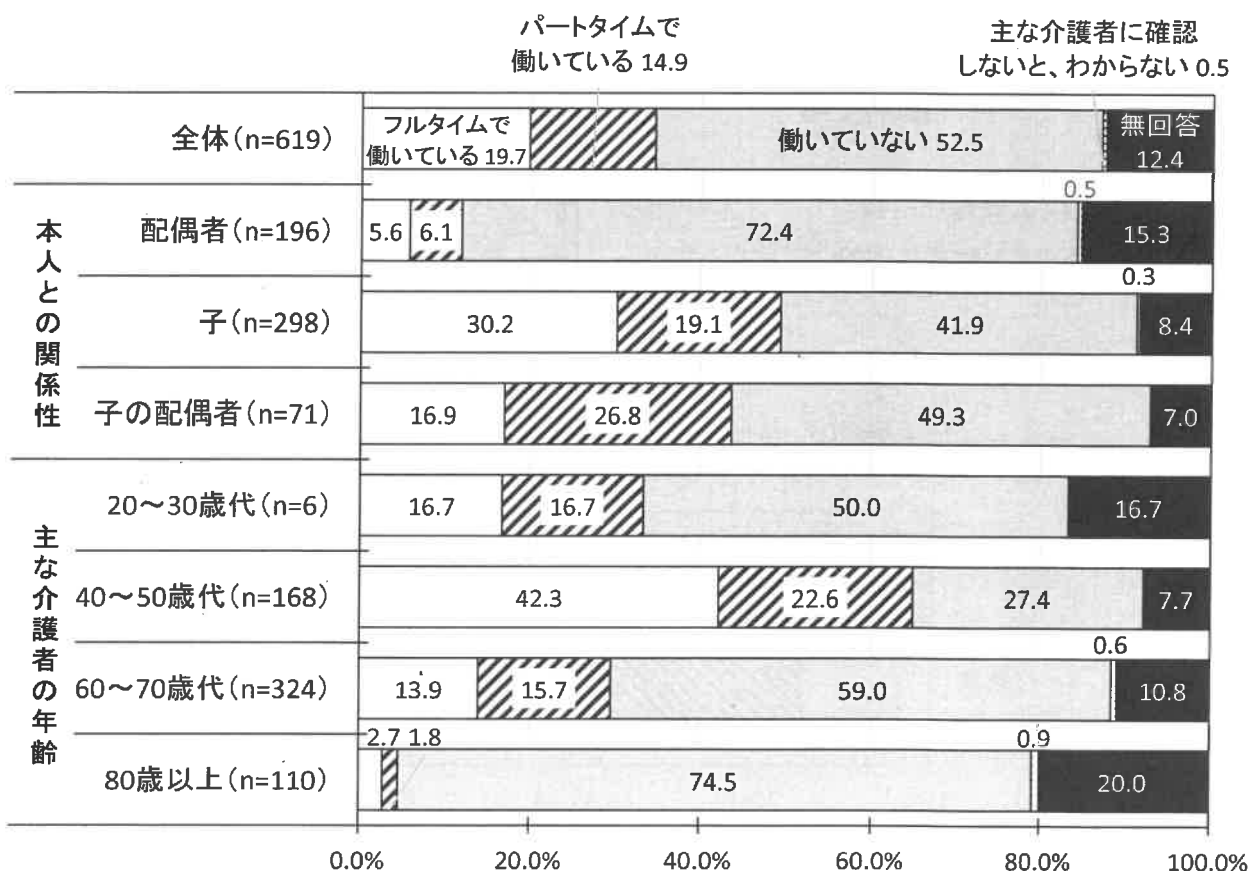
主な介護者と本人との関係（上位3位のみ）別にみると、「フルタイム」で働いている方は配偶者の5.6%、子の30.2%、子の配偶者の16.9%を占めています。また、「パートタイム」で働いている方は子の配偶者に最も多く、26.8%を占めています。

主な介護者の年齢別にみると、20～30代では「働いていない」と答えた方が最も多く。40～50歳代では「フルタイム」で働いている方が約40%、60歳代以降では「働いていない」と答えた方が半数以上を占めています。

主な介護者の勤務形態別に介護の状況をみると、「ほぼ毎日」介護をしている方はすべての勤務形態で半数以上を占めており、特に、パートタイム（73.9%）で最も多くなっています。

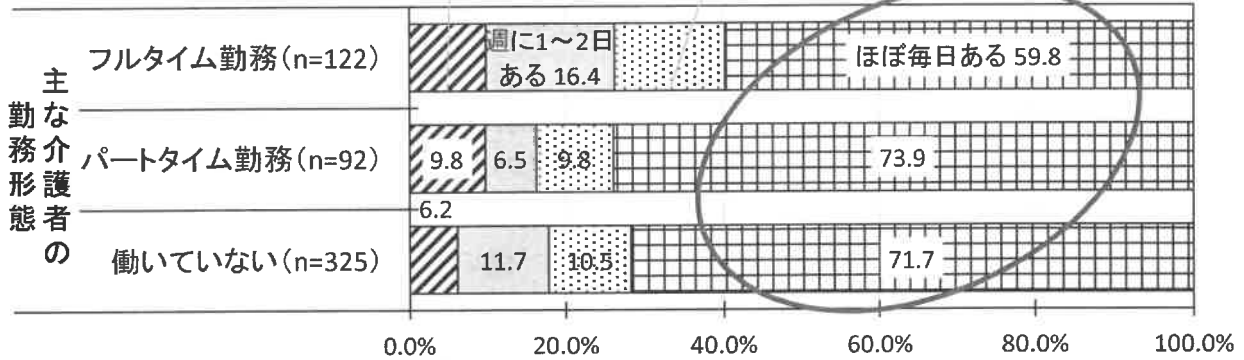
また、介護のために働き方を調整している方（「特に行っていない」、「わからない」を除く）はフルタイムよりパートタイムに多くなっていますが、「休暇（年休や介護休暇等）を取りながら、働いている」方はフルタイムがパートタイムの約2倍を占めています。

働きながら介護をしている主な介護者のうち、今後も働きながら介護を続けていくことが“難しい（「やや難しい」、「かなり難しい」と回答）」と答えた方は、フルタイムでは18.8%、パートタイムの12.0%を占めており、特に、フルタイムでは「かなり難しい」と答えた方が18.8%中4.9%を占めています。

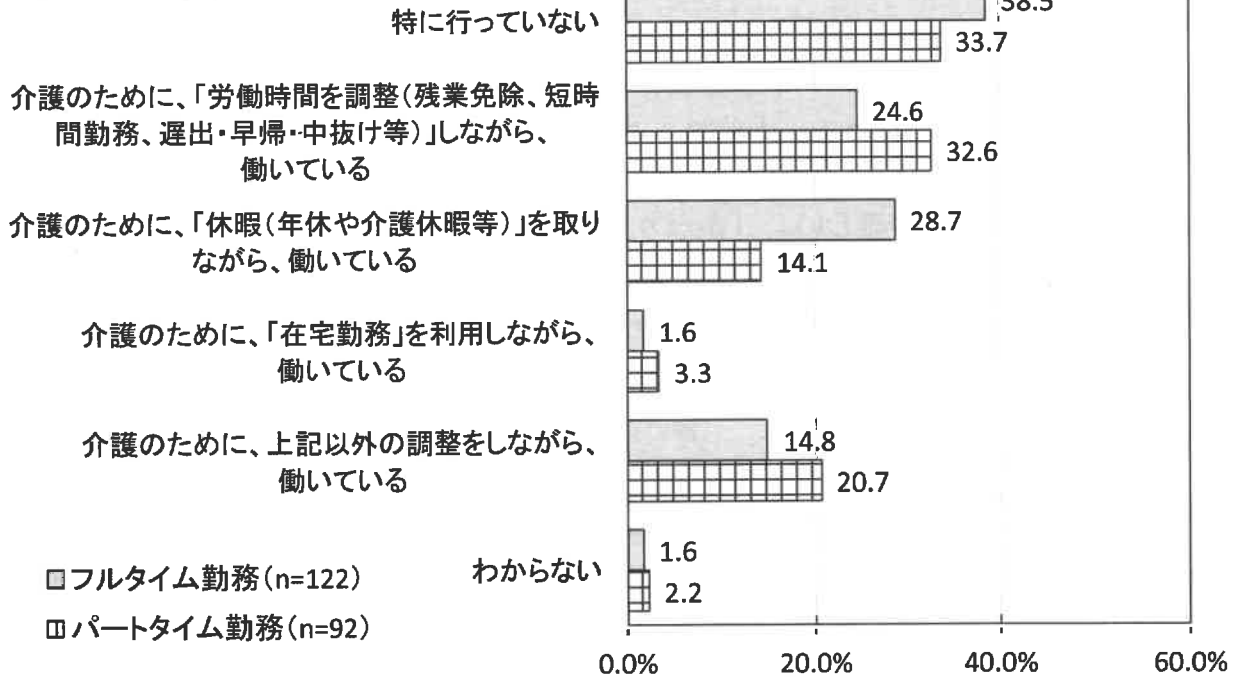


【介護の状況】

家族・親族の介護はあるが、週に3~4日ある
週に1日よりも少ない 9.8 13.9

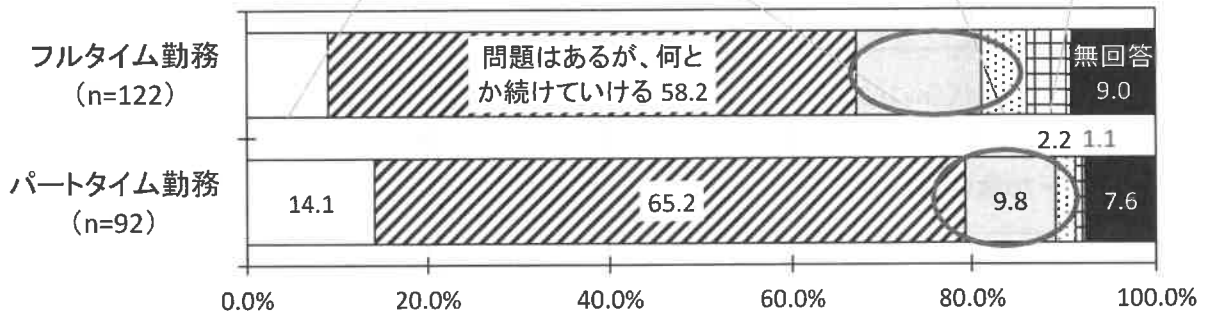


【働き方の調整等】



【就労継続見込み】

問題なく、続けたい 9.0
 続けていくのは、やや難しい 13.9
 続けていくのは、かなり難しい 4.9
 主な介護者に確認しないと、わからない 4.9

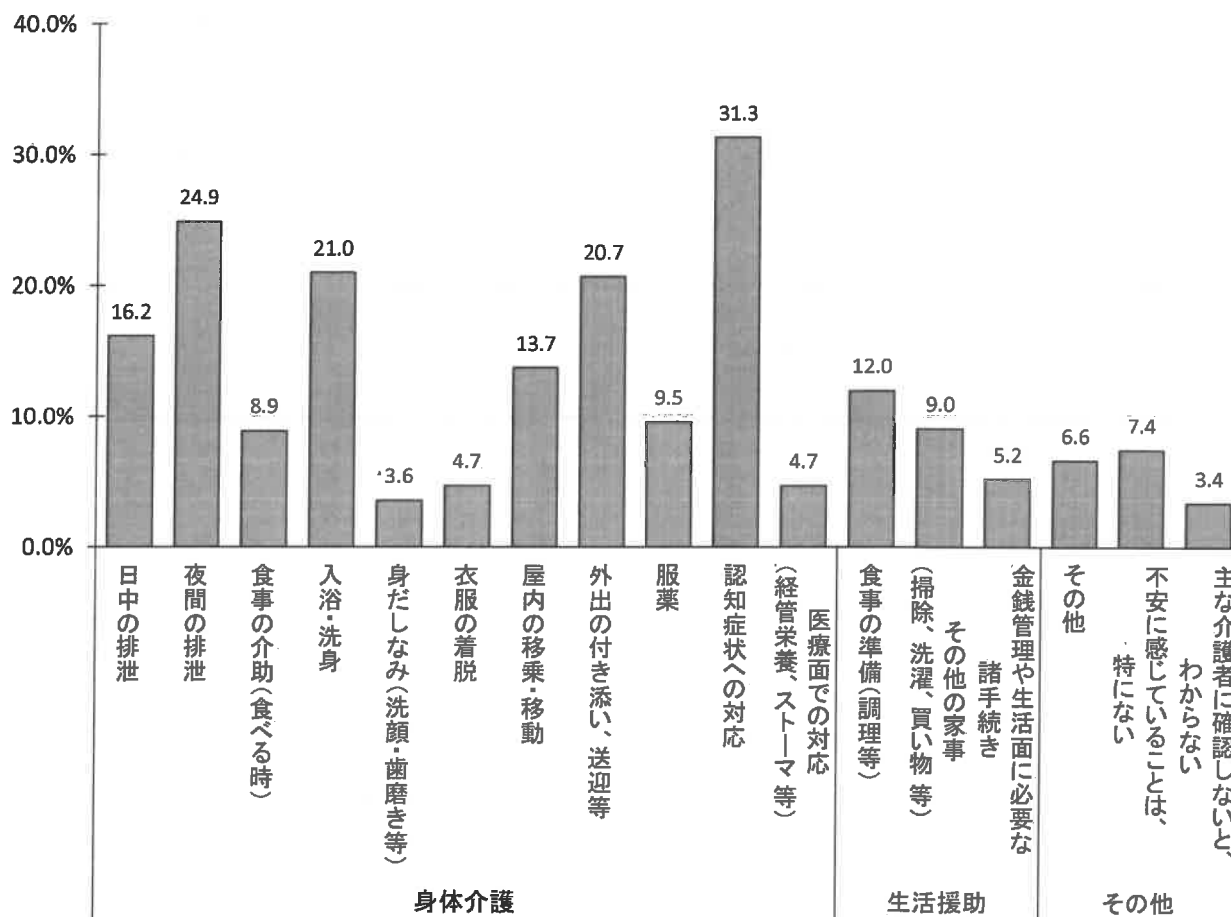


③現在の生活を継続していくにあたって、不安を感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等をたずねると、身体介護に関する項目については「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」が20%を超えています。

生活援助に関する項目は「食事の準備（調理等）」が最も多く、12.0%となっています。

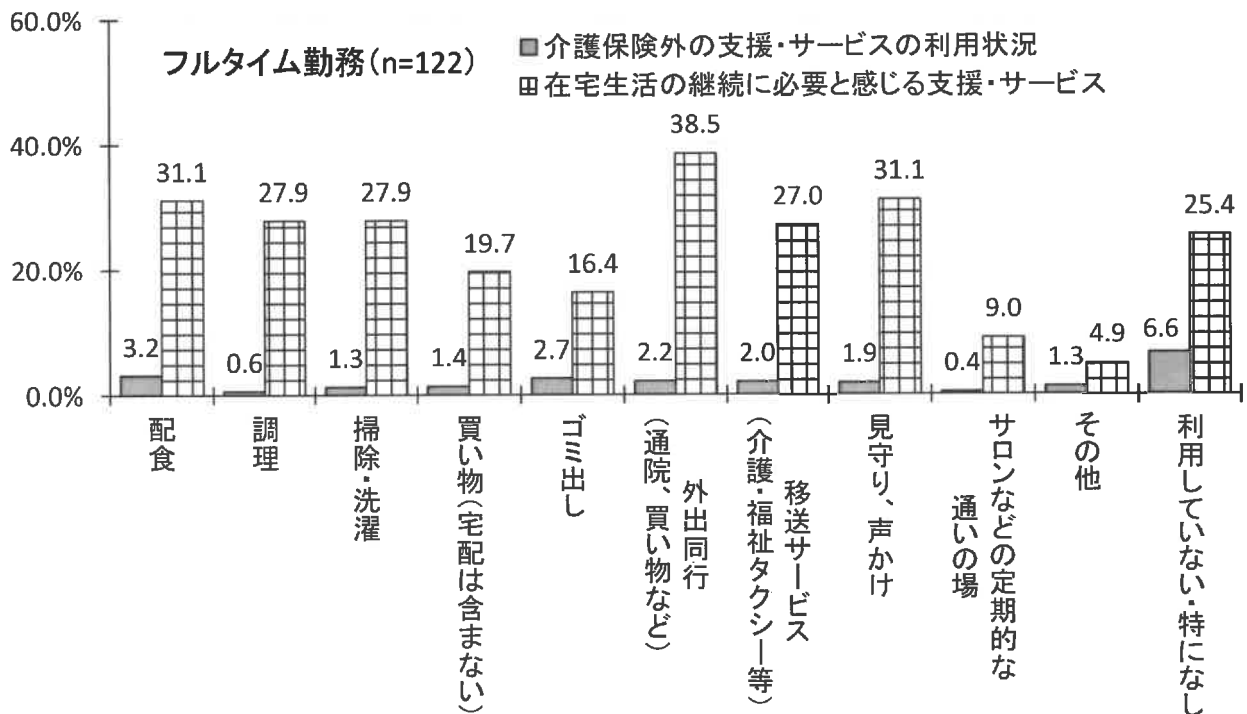
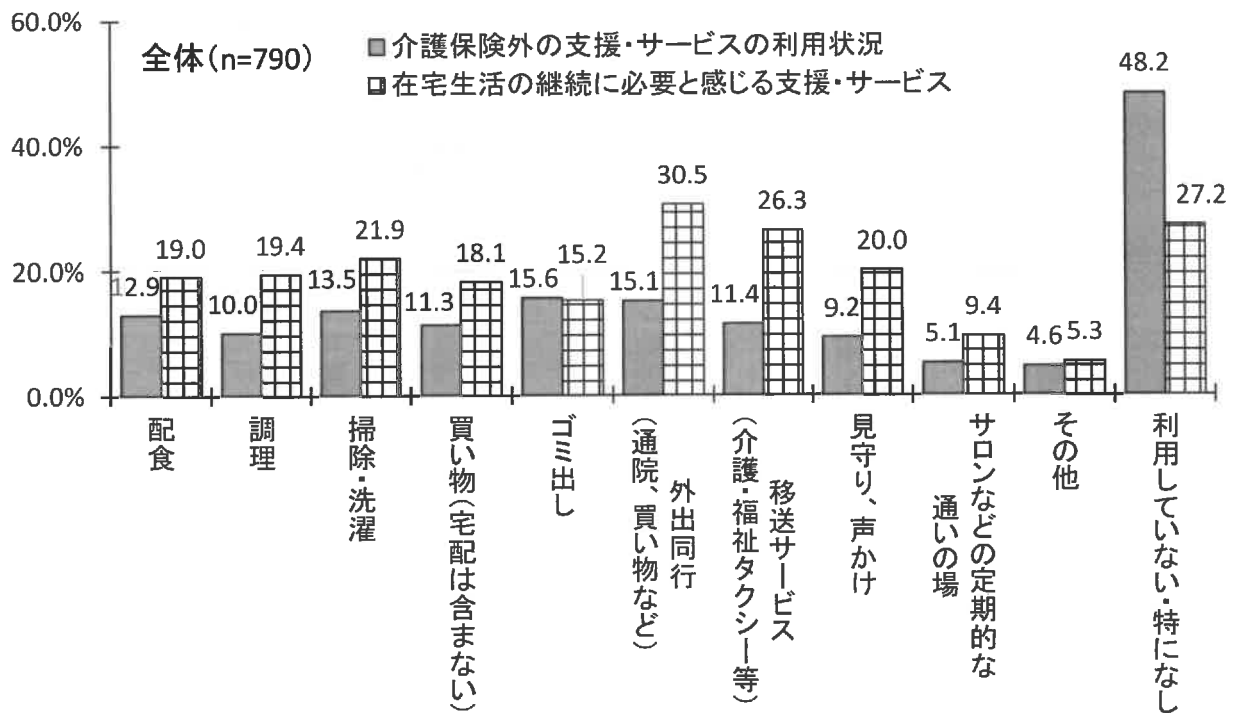
その他の項目で「不安を感じていることは、特にない」と答えた方は全体の7.4%となっており、ほとんどの方が何かしら不安を抱えていることがわかります。



(5) 介護保険サービス以外の支援・サービスについて

介護保険サービス以外の支援・サービスは、現在利用しているものより今後の在宅生活の継続に必要と感じるものがすべての項目で割合が高くなっており、特に、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」の割合が高くなっています。

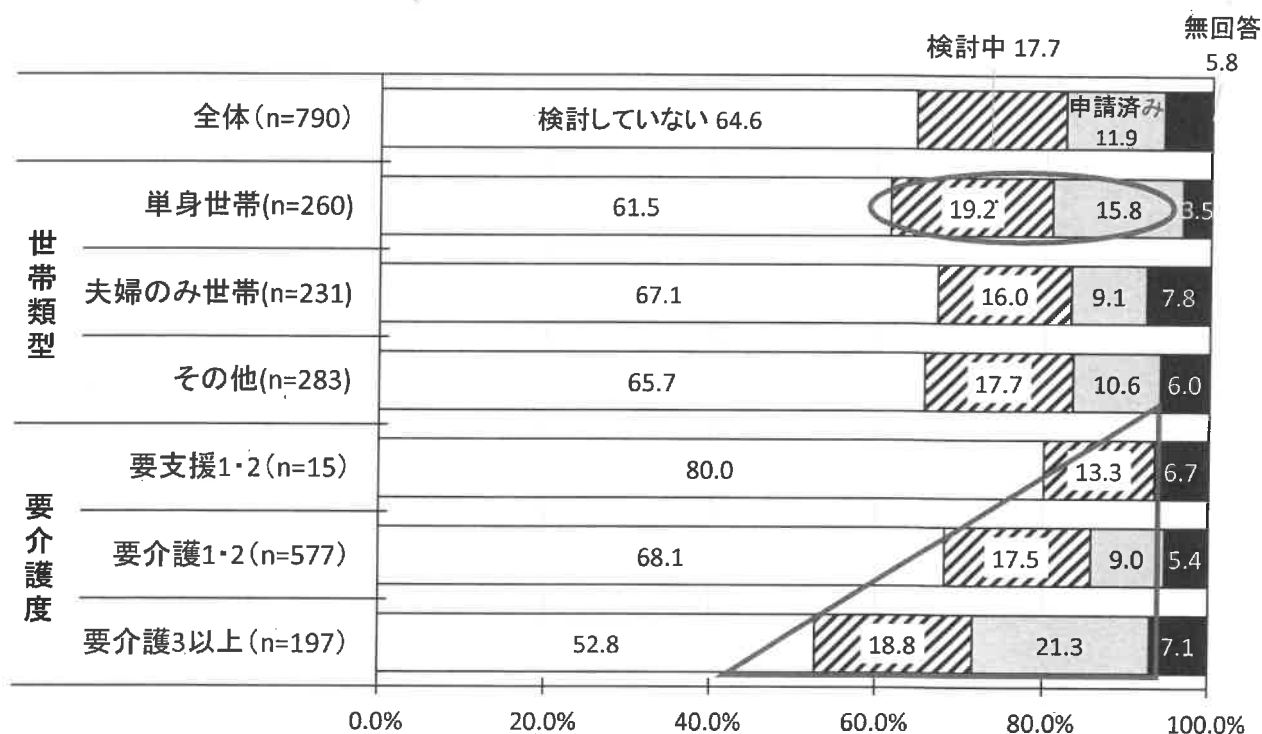
また、主な介護者がフルタイム勤務の場合は、その差が大きくなっており、介護保険外のサービスの必要性を強く感じています。



(6) 施設等への入所・入居の検討状況

現時点での施設等への入所・入居の検討状況をたずねると、全体では「検討していない」が64.6%を占めていますが、「検討中」または「申請済み」と答えた方も29.6%を占めています。

世帯類型別にみると、「検討中」または「申請済み」と答えた方は単身世帯に最も多く、35.0%を占めています。また、要介護度別（要支援1・2除く）にみると、「検討中」または「申請済み」と答えた方は重度化するにつれて多くなっており、要介護3以上で40%を超えています。



事業の現状評価について

高齢者保健福祉事業の推進について

1 地域ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターをコーディネーターとして、地域の協力機関(ブランチ)9か所と連携を図りながら、高齢者福祉サービスや介護サービス、医療サービス等が連続性・一貫性をもって提供されるよう地域ネットワークの構築を目指します。

(1) 地域包括支援センターの運営

【第6期計画抜粋】

地域包括ケアシステムの構築に有効な手法とされている地域ケア会議について、地域包括支援センター、ブランチ、ケアマネ連絡協議会、校区ケアネットワーク等で学習を重ね、地域ケア会議の開催を図っています。

新居浜市の地域包括ケアシステムが、当市の地域特性や住民特性等の実情に応じたシステムとなるよう、今後もケア会議や地域診断の充実を図っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

2025年の地域包括システム構築に向け、従来の基本事業を推進しつつ、総合事業移行による介護予防ケアマネジメントの開始、介護予防の変更に対応し、加えて包括的支援事業の新4事業(地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業)の実施を着実に推し進めていく必要があります。また、29年度法改正で、今後は自己評価や公表が行われることにもなっていますので、さらに充実した体制を構築する必要があります。

【過去3年間の実績】

地域包括支援センター	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置数	1箇所	1箇所	1箇所
職員数	31人	32人	34人
協力機関(ブランチ)の設置数	9箇所	9箇所	9箇所

【今後の方向性】

2025年の地域包括システム構築に向けた各事業を着実に進められるよう、地域包括支援センターの組織としての総合力・運用力をさらに高めていくことが大切です。そのために、資格職の確保に努めるとともに、チームアプローチとしての連携力や個人の資質を高める研修へもより積極的に参加していく必要があります。また、ブランチの相談力や他職種連携のネットワークを含めてより実践的な体制を目指すとともに、各生活圏域において身近に感じられる窓口として存在しつつ基本事業と基幹機能を効率的に運営できる地域包括支援センターへと組織的・機能的な発展を図っていきます。

(2)見守り推進事業

【第6期計画抜粋】

地域の見守り推進員が民生委員・ふれあい協力員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者の安否確認や状況把握を行っています。平成23年10月より要綱、運用基準を見直し、見守り対象者を原則70歳以上のひとり暮らし高齢者とし、見守り推進員一人につき10人程度の配置としました。緊急対応、相談、訪問等により独居高齢者の安全・安心な生活の継続の一助となっています。

高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者数の増加も見込まれ、見守り推進員自体の高齢化も進んでいる状況となっていますが、研修等により見守り推進員の後任者を育成し、今後も引き続き、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるような環境づくりに努めていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

独居高齢者の増加傾向に対応し、見守り推進員の増員を行った。今後も独居高齢者の増加が見込まれることから、見守り推進員の育成が課題。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
見守り推進員数(人)	271	279	285
延見守り件数(件)	152,909	154,010	151,160

【今後の方向性】

在宅でひとり暮らしをしている原則70歳以上の高齢者の安否確認を行い、地域福祉増進を図っていくため、研修等を通し、見守り推進員の育成に努めてまいります。

(3) 社会福祉協議会の活動

【第6期計画抜粋】

社会福祉協議会では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができる仕組みづくり(生活支援システム)をすすめるため、高齢者の福祉サービス利用の相談や支援を行う体制の整備を図るとともに、上部高齢者福祉センター、川東高齢者福祉センター、川西高齢者福祉センターの管理運営、独居高齢者見守り推進事業の受託及び介護保険事業等の福祉サービスを提供しており、地域福祉、社会福祉の推進のために貢献しています。

社会福祉協議会が、市の地域福祉活動の代表的な機関として、多様化する地域課題や福祉ニーズに対応できるよう、協同・連携を図ります。

【これまでの取り組み内容や課題】

社会福祉協議会は、住民・ボランティア・福祉・保健・施設関係者等が連携・協働し、行政とも協働しながら地域福祉を推進していくための民間の福祉団体で、住民全体の理念に基づいて、地域が抱えている種々な福祉問題を地域全体の問題として問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して理解を図っていくことを目的として、昭和43年に社会福祉法人として認可を受けました。

社会福祉協議会では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができる仕組みづくり(生活支援システム)をすすめるため、高齢者の福祉サービス利用の相談や支援を行う体制の整備を図るとともに、上部高齢者福祉センター、川東高齢者福祉センター、川西高齢者福祉センターの管理運営、独居高齢者見守り推進事業の受託及び介護保険事業等の福祉サービスを提供しており、地域福祉、社会福祉のために貢献しています。

【今後の方向性】

社会福祉協議会が、市の地域福祉活動の代表的な機関として、多様化する地域課題や福祉ニーズに対応できるよう、協同・連携を図ります。

(4) ボランティア活動等民間の地域福祉活動

【第6期計画抜粋】
新居浜市ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア、市民活動、NPO 団体に関する相談、助言や登録等のサポートや、さまざまな目的を持ったボランティア、市民活動、NPO 団体との交流・ネットワークづくりを推進する交流事業を実施しています。 今後とも NPO、ボランティア団体等の活動の支援や育成に努めていくとともに、高齢者による高齢者のためのボランティア活動を推進することにより、多くの地域住民の地域福祉活動への参加を促進します。
【これまでの取り組み内容や課題】
新居浜市ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア、市民活動、NPO 団体に関する相談、助言や登録等のサポートや、さまざまな目的を持ったボランティア、市民活動、NPO 団体との交流・ネットワークづくりを推進する交流事業を実施しています。
【今後の方向性】
今後とも NPO、ボランティア団体等の活動の支援や育成に努めていくとともに、高齢者による高齢者のためのボランティア活動を推進することにより、多くの地域住民の地域福祉活動への参加を促進します。

(5) 災害時要援護者対策

【第6期計画抜粋】
平成 25 年度末時点で、3,427 人がリストに登録され、自治会等地域団体に提供されています。また、防災訓練においても要援護者支援を想定した訓練を毎年実施しています。 災害時要援護者リスト登録について、登録者全員の支援者を2人決めることは困難な状況となっていますが、今後も引き続き災害時要援護者リストの更新、防災訓練の実施に努めます。
【これまでの取り組み内容や課題】
【今後の方向性】

2 生活支援（在宅福祉）の充実

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者、認知症高齢者等に対して、住み慣れた地域で心身ともに自立し、健康でいきいきと安心して暮らせるよう、以下の生活支援サービスを提供します。

(1) 福祉電話貸与事業

【第6期計画抜粋】
安否確認が必要なひとり暮らし高齢者で市民税非課税世帯に属する方を対象として、不慮の事故防止や孤独感の解消を図るために福祉電話を貸与しています。 高齢者住居、介護施設の整備が進み、施設利用者の増加とともに福祉電話の利用者は減少傾向となっていますが、現時点で設置している方にとっては、外部連絡を取る唯一の手段として、不可欠なものとなっています。 今後のひとり暮らし高齢者数の増加及び施設利用者数の恒常的数値を見極めながら、同様のサービス継続等を含めて、今後検討を行っていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
市政だよりや介護パンフレット等で、事業の周知を行っているが、携帯電話の普及等により、設置台数は減少している。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置数(台)	31	23	22

【今後の方向性】

福祉電話を設置しているひとり暮らしの高齢者にとって必要なものであるため、今後も継続して事業を行っていきます。

(2) 緊急通報体制整備事業

【第6期計画抜粋】

ひとり暮らしの65歳以上で、見守りの必要な高齢者に緊急通報装置をレンタルとして設置しています。ボタンを押すと、まずふたば荘につながり、協力者に連絡をし、安否確認を行っています。

高齢者住居、介護施設の整備が進み、施設利用者の増加とともに緊急通報設置は減少傾向となっています。

相談件数及び緊急通報利用による救護、救急対応件数は横となっていますが、ひとり暮らしの高齢者にとって、安心して在宅での暮らしを継続するための手段として機能しています。

今後もひとり暮らし高齢者数の増加見込まれることから、今後も継続して事業を行います。

【これまでの取り組み内容や課題】

市政だよりや介護パンフレット等により周知を図っており、設置についての相談や問い合わせはあるが、設置に至らないケースも多い。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置数(台)	310	275	268

【今後の方向性】

今後もひとり暮らし高齢者数の増加が見込まれることから、継続して事業を行います。

(3) 老人短期入所事業（養護老人ホーム）

【第6期計画抜粋】
介護認定で自立と判定された 65 歳以上の高齢者等で、日常生活に何らかの指導又は支援が必要な方が、介護をしている家族の病気療養、入院、冠婚葬祭等の理由により、高齢者を介護できない場合、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを提供しています。 養護老人ホームへの短期入所利用については、相談件数、利用延べ日数ともに少し増加しています。介護保険サービスとは別建てのサービスとして必要性が高くなっています。 何らかの理由で養護者が養護できなくなった場合の養護老人ホームへのショートステイの利用や緊急避難的な利用もあり、今後もサービスを継続していくとともに、要綱等の見直しを行い、災害や高齢者虐待等への対応も柔軟に行えるよう環境整備に努めます。
【これまでの取り組み内容や課題】
様々な理由による緊急避難等、少人数であるが、有効にサービスの提供を行えた。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数(人)	6	3	4

【今後の方向性】

何らかの理由で養護者が養護できなくなった場合の養護老人ホームのショートステイの利用等について、今後も事業を継続していきます。

(4) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム）

【第6期計画抜粋】

介護保険サービスとして、高齢者を介護している介護者が病気等の理由により一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスの老人短期入所に引き続き入所してサービスの提供を行っています。

介護サービス制度の利用以外での緊急対処用ということもあり、平成 25 年度の実績はありませんでした。

養護老人ホームに比べて利用者数は少なくなっていますが、緊急に介護者が入院した際等に必要な制度となっています。

今後の事業継続について、法改正や近隣市町村の状況等について把握を行い、方向性等の検討を行っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

介護保険サービスとして、高齢者を介護している介護者が病気等の理由により一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスの老人短期入所に引き続き入所してサービスの提供を行う制度であります。近年の利用実績はほとんどありませんでした。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数(人)	1	0	-

【今後の方向性】

介護保険サービスの充実及び近年の動向をみても実績がないことから、平成28年度から廃止しています。

(5) 要介護者理美容サービス事業

【第6期計画抜粋】
ねたきり又は重度の認知症高齢者を在宅介護している介護者に対し、理美容券を発行し、理美容サービスを行い、高齢者本人の衛生状態を保つとともに、介護者の肉体的・経済的負担の軽減を図っています。 対象者・利用者は減少していますが、在宅介護者の負担軽減につながっているため、今後も継続して事業を行っていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
ねたきり又は重度の認知症高齢者を在宅介護している介護者に対し、理美容券を発行（平成27年度から年3枚支給）し、理美容サービスを行い、高齢者本人の衛生状態を保つとともに、介護者の肉体的・経済的負担の軽減を図っています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延対象者数	264	255	200
延利用者数	303	392	375

【今後の方向性】
在宅介護者の負担軽減につながっているため、今後も継続して事業を行っていきます。

3 認知症高齢者対策の推進

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、地域住民に認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症サポーターの養成及び認知症高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます。

(1) 認知症サポーターの養成

【第6期計画抜粋】

認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の実施等、支援体制の強化に努めています。

新たに市役所全職員対象に認知症サポーター養成講座を開催する等、市役所内での啓発を行っています。

今後も引き続き、より多くの人々に認知症の正しい知識、地域で見守っていくことの大切さを理解していただけるよう、少ないスタッフで開催している認知症サポーター養成講座の体制を磐石にし、継続して啓発活動ができるよう努めています。

【これまでの取り組み内容や課題】

認知症について正しく理解できるよう認知症サポーター養成講座を市民及び小・中学校で開催し、認知症サポーターの養成を行っています。また、認知症キャラバンメイト養成研修や認知症サポーター養成講座修了者は、ステップアップ研修を受講し、より知識を深めることに努めました。

【過去3年間の実績】

一般養成講座	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数(回)	22	35	23
サポーター数(人)	1474	820	555
小中学校養成講座	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催校(校)	13	12	12
サポーター数(人)	968	771	787
認知症サポーター	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
累積受講者数(人)	8, 665	10, 256	11, 598

【今後の方向性】

今後も引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職場で認知症の人とその家族に接することができる認知症サポーターの養成を進めます。また、認知症サポーター養成講座を修了した者が復習とより知識を深めるための「ステップアップ講座」を開催し、地域や職場で、自分ができる実践活動につなげるように取り組んでいきます。

(2) 認知症予防活動の推進

【第6期計画抜粋】
認知症予防についての関心が高まっていることから、今後地域での健康教育や介護予防教室等で認知症予防を取り組み、認知症に関する知識の啓発及び認知症予防における正しい知識の普及に努めています。 複合型介護予防教室のカリキュラムのひとつに認知症予防を位置づけ、参加者に認知症予防についての意識啓発を図りました。 平成 26 年度から、新規に認知症予防に特化した介護予防教室を開催し、一層の意識啓発を図っています。 今後も引き続き、認知症予防における正しい知識の普及啓発に努めていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
平成 26 年度は認知症予防を目的とした介護予防教室「頭いきいき教室」を実施しました。また一般介護予防教室において、運動機能、栄養改善、口腔機能、閉じこもり予防を目的とした教室の開催により認知機能低下予防に取り組みました。
【今後の方向性】
認知症予防のためには、閉じこもり予防、栄養改善、筋力低下予防、口腔機能向上などトータル的な取り組みが必要であるため、「一般介護予防教室」を開催により、認知症予防に取り組みます。また閉じこもり予防、社会参加として、地域にある社会資源を適切に活用し、自分に合ったものに参加する等を促進し、認知症予防を推進していきます。

(3) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

【第6期計画抜粋】
認知症を早期に発見し、適切な相談先につなげることができるよう、医師会との連携により「もの忘れ相談手帳」を発行し、住民に対する正しい情報の周知を図っています。 また、認知症疾患医療センター（地域拠点センター）と連携を密にし、定期的な情報交換、相談窓口の周知に取り組んでいます。 今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期受診・対応の遅れによる認知症状の悪化を防ぐため、認知症の普及・啓発のさらなる推進に取り組んでいきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
認知症の人が地域の中で、尊厳を保ちながら生活ができるよう、医療や介護サービス等を掲載した「認知症ケアパス」を作成し、必要な情報を提供しています。また、認知症疾患医療センターと連携を図りながら、情報交換、相談窓口の周知に取り組んでいます。 認知症の人の増加が予想される中、早期に適切な医療や介護サービスに結び付くよう、知識の普及や相談機関の周知啓発が必要となっています。また万が一認知症状が進行し、対応に苦慮する場合の支援が必要となっています。
【今後の方向性】
認知症の早期発見、早期診断ができるよう、相談窓口を周知します。 また関係機関との連携を図り、適切な医療、介護サービスに繋げ、進行を遅らせたり、心理症状等への対応支援を図ります。また受診や対応が困難な人場合は、「認知症初期集中支援チーム」による支援の啓発を推進します。

(4) 認知症高齢者等の権利擁護

【第6期計画抜粋】

成年後見制度の普及啓発及び成年後見人の不足解消のため、法人後見センターふたば荘が、成年後見制度の普及啓発、相談、申立支援、法人後見の受任等を行うことにより、成年後見人の担い手不足が解消され、増加する認知症高齢者等の判断能力が十分でない方の権利擁護に努めています。

認知症等により成年後見人を必要とする高齢者は、今後ますます増えることが予想されることから、より一層の認知症高齢者等の権利擁護に努めます。

【これまでの取り組み内容や課題】

高齢者の消費者被害が急増しており、その手口も多様化していることから、定期的な定例会でのケース検討や消費生活センターと連携して対応しています。

また、成年後見人を必要とする高齢者が増えていることから、法人後見センターふたば荘に、成年後見制度の普及啓発、相談、申立支援、法人後見の受任等を行ってもらっていましたが、現在、職員の退職により休止しています。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成年後見人受託数運営費 への補助金額	9人 1,000,000 円	13人 1,000,000 円	14人 1,000,000 円

【今後の方向性】

消費生活問題については、被害を予防するために、定期的な定例会で、被害に関する情報を把握し、民生委員や介護支援専門員等に対して、啓発を行っていきます。

また、成年後見についても、制度を普及させるために、啓発および利用促進に努め、成年後見人の不足解消のため、市民後見の普及についても、地域福祉課と連携して行います。

(5) 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの推進

【第6期計画抜粋】
市役所、地域包括支援センター、警察、その他の関係機関や関係者で構成する認知症高齢者等徘徊SOSネットワークを構築し、認知症高齢者が行方不明となった場合に相互の連携、協力により早期発見・保護に取り組みます。 徘徊高齢者の情報を事前に登録する「事前登録制度」、認知症高齢者等が行方不明となったときの行方不明情報をメールマガジンやスマートフォン用アプリの新居浜いんふおで配信する「情報配信システム」の活用、徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施を進めます。
【これまでの取り組み内容や課題】
新居浜市認知症高齢者見守りSOSネットワーク事業を開始し、認知症高齢者が徘徊等により行方不明になった場合は、協力機関へメールやFAXで捜索依頼するとともに、メールマガジンやスマートフォンアプリの「新居浜いんふお」で情報配信し、早期に発見、安全保護に取り組んでいます。また地域においても、「すみの見守りSOSネットワーク協議会」と「泉川見守りSOSネットワーク協議会」が設立され、住民主体で、行方不明時の捜索協力や見守り体制の構築に取り組んでいます。すみの見守り協議会においては、捜索模擬訓練も実施し、活動の活発化と普及啓発に努めています。
【今後の方向性】
認知症高齢者見守りSOSネットワーク事業を継続し、徘徊等により行方不明となった場合には、関係機関や協力者の連携により、早期に安全に保護できる体制の確立に取り組んでいきます。 また認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活できるよう、事前登録制度の活用や日頃の地域での見守り体制を構築を推進します。

(6) 認知症の人および家族の支援

【第6期計画抜粋】
【これまでの取り組み内容や課題】
「認知症初期集中支援チーム」を設置し、対応に苦慮している認知症の人や認知症が疑われる人とその家族に対して、認知症の専門医等の複数の専門職が相談に対応し、初期の支援を包括的、集中的に行い、医療や介護に繋げる支援に取り組んでいます。
【今後の方向性】
認知症は早期受診、鑑別診断は重要であるため、相談機関の周知を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、適切な医療、介護サービスが利用できるよう、支援を行います。また、対応に苦慮する認知症の人や認知症が疑いのある人とその家族に対して、「認知症初期集中支援チーム」で迅速に対応、支援を行い、介護負担の軽減を図ります。 認知症カフェを家族に周知し、家族の相談や介護負担の軽減を図ります。

4 生活習慣病予防の推進

市民の「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した健康づくりを総合的で効果的に推進するため、新居浜市健康増進計画『元気プラン新居浜 21』に基づき、肥満、高血圧、糖尿病、がん等の生活習慣病予防に取り組んでいます。

がん検診受診率向上と受動喫煙防止等禁煙に向けた健康教育等に積極的に取り組むことで、生活習慣病有病者の減少、壮年期死亡の減少等による健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

(1)生活習慣病予防の推進

【第6期計画抜粋】

新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜 21」に基づき、生活習慣病予防のための健康教室や相談に取り組んでいます。

また、生活習慣病予防には、禁煙推進が重要なことから、医師会等関係機関と連携を図り、禁煙イベントやキャンペーンを実施しています。がん予防対策としては、がん対策推進員との協働等により、がん検診の受診啓発に取り組んでいます。

今後も引き続き、健康寿命の延伸を目標に、生活習慣病の発症予防、重症化予防対策に重点をおいて、国保課等関係課と連携をとりながら、高血圧、脂質異常症、糖尿病予防等の健康課題の対策に取り組んでいきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜 21」に基づき、「健康寿命の延伸」を目指して、生活習慣病予防のための健診や健康教育・相談及び医師会等関係機関と連携を図りながら禁煙推進に取り組んでいます。

平成27年度より、がん検診の自己負担金を無料にするとともに、がん検診の必要性を広く周知啓発し、受診率向上及びがんの早期発見・早期治療に努めています。

また、歯周病検診や健康診査の対象者を若い世代へと拡充し、若い世代からの生活習慣病予防対策に取り組むとともに、国保課等関係課と連携を取りながら、糖尿病等の生活習慣病の発症予防や重症化予防など健康課題の対策に取り組んでいます。

【過去3年間の実績】

生活習慣病予防の健康教育	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延開催回数(回)	83	99	112
延参加者数(人)	2,717	3,580	3,367
生活習慣病予防の健康相談	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延開催回数(回)	102	107	185
延参加者数(人)	3,057	3,129	3,953

【今後の方向性】

今後も引き続き、健康寿命の延伸を目指して、健康都市づくり推進員等の関係団体や国保課等関係課と連携を図りながら、がん検診等の受診率向上に努めるとともに、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組んでいきます。

・(2) 特定健康診査等の実施

【第6期計画抜粋】

生活習慣を見直すための手段として、特定健康診査の実施や、その結果、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群となった方々に対して、個々の状態にあった生活習慣の改善に向けたサポート(特定保健指導)を実施しています。

結果説明会を新規に取り組んだことで、健診を受ただけに留まらず、健診の意義や健診結果の見方等生活習慣病予防の基礎となる情報の提供の場が定着しつつあり、参加人数も年々増加しています。

また、「1に運動2に食事しっかり禁煙最後にクスリ」をスローガンに、家庭で取り組める運動の定着に向けて市内を3ブロックに分けて健康運動指導士等による運動教室の取り組みを推進しています。

生活習慣病予防の効果的な推進には、新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜 21」に基づいて保健センターを中心とした従来の健康づくり事業と、特定健診・特定保健指導事業を連携させることが必要とされます。今後も引き続き、保健センター、国保課等関係課、地区組織活動を包含した『みんなで取り組む生活習慣病対策』の推進を図ります。

【これまでの取り組み内容や課題】

生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に、特定健診受診率の向上を目指して、受診勧奨や医療機関との連携などの未受診者対策に取り組んでいます。

また、健診結果説明会を開催し、特定保健指導の利用や医療機関への受診を勧める等、個々の結果に応じた保健指導を実施しています。

平成28年度からは、国保データベース(KDB)システムの導入に伴い、糖尿病性腎症や脳血管疾患等の発症リスクの高い人の抽出が可能になったので、重症化予防から介護予防に結びつく保健事業にも取り組んでいます。

【過去3年間の実績】

特定健診結果に応じた健康教育	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延開催回数(回)	44	45	45
延参加者数(人)	1,070	1,633	1,325

特定保健指導	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (平成29年6月現在)
初回面接利用者数(人)	263	340	334

※6ヶ月間、面接・電話・手紙等、個々の状態にあった支援を行う

【今後の方向性】

今後も引き続き、健診結果や KDB システムを活用した保健事業に取り組み、生活習慣病予防における正しい知識の普及啓発や、脳血管疾患患者数の減少など、重症化疾患の抑制に努めます。

(3) 食育の推進

【第6期計画抜粋】

成人・高齢期においては、健全で豊かな食生活を実現するために、食生活を改善して生活習慣病の予防を図ることが重要であることから、食生活改善推進協議会と連携し、地域ぐるみの食育を推進しています。

・ 高血圧予防の減塩メニューなど生活習慣病予防に資するレシピ集の作成、季節ごとの新居浜らしい行事食や郷土料理の普及啓発、ライフサイクルを通じて活用できる「食生活改善実践ガイド」の作成等により、地域の減塩活動の推進に取り組みます。

【これまでの取り組み内容や課題】

生活習慣病や介護予防のために低栄養やサルコペニアや共食をテーマに食育講習会を開催し、食生活改善推進協議会と協働で地域ぐるみの食育推進に取り組みました。

高血圧症予防のため、「減塩チャレンジ事業」を行い地域での減塩活動の推進に取り組むとともに、食事バランスを整えるために「食生活改善実践ガイド」を作成し普及しました。季節ごとの生活習慣病予防のためのリーフレットレシピを作成し、市内のスーパーマーケット等15か所に設置し幅広く配布を行いました。

【今後の方向性】

生活習慣病及び介護予防のために減塩推進事業を推進するとともに、「低栄養やサルコペニア・フレイル及び認知症」等の予防を目的とした栄養講習会や高齢者の閉じこもり予防に配慮して「共食」をテーマとした食育講習会の開催を行います。また、健康寿命の延伸をめざしてサルコペニアや低栄養に配慮した健康相談及び健康教育を行います。今後とも、食生活改善推進協議会と協働で地域ぐるみの食育推進に取り組みます。

5 生きがいづくり・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活していけるよう、高齢者の持つ豊富な経験や知識・技能を活かし、高齢者が社会を支える一員として生涯を通じて現役で活躍できるまちづくりを進めます。

(1) 老人クラブ育成事業

【第6期計画抜粋】	
<p>60歳以上の方を対象に地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めています。</p> <p>老人クラブの活動を継続し、高齢者が社会活動への参画を図ることができるとともに、高齢者の生きがいづくりと健康づくりに努め、生活の質の向上につながっています。</p> <p>老人クラブ数と会員数が微減状態にありますが、今後も老人クラブの活動内容のより一層の周知・PRに努め、活動内容の活性化と会員数の拡大を図っていきます。</p>	
【これまでの取り組み内容や課題】	
<p>60歳以上の方を対象に地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、社会活動への参画を図り、高齢者の生きがいと健康づくりに努め、生活の質の向上に資することができた。</p> <p>また、新しい試みとしてノルデック・ウォーキングや生きいきシニア合唱団活動に積極的に取り組み、高齢者発信による健康長寿社会への意識高揚、女性部・若手部を中心とした組織活性が図られた。</p> <p>老人クラブ数と会員数が減少傾向にあるため、今後、新規事業の周知・PRなど活動内容の積極的広報に努め、活動内容の活性化と会員数の拡大を図る必要がある。</p>	

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
老人クラブ数(クラブ)	97	95	93
会員数(人)	5,883	5,830	5,716
60歳以上人口に対する加入率(%)	12.9	12.8	12.6

【今後の方向性】

超高齢社会が加速度的に進行している現在、地域支援活動の担い手として老人クラブが果たすべき役割は今後益々重要となってくることから、引き続き老人クラブ活動を支援していく事で、活動の活性化を図り、高齢者の生きがいづくりと介護予防活動をはじめとする健康づくりに努め、生活の質の向上を目指します。また、女性部、若手部の活動を活性化し、会員数の拡大に努めるとともに、会員以外の地域の高齢者への声掛けなど、地域内での相互に支え合う関係構築を目指します。

高齢者顕彰事業

【第6期計画抜粋】

敬老月間(9月)に、数え年100歳以上の長寿者を対象に、市長・議長からお祝い状と記念品を贈呈しています。市長、議長が直接訪問する事業として、家族や本人、在宅・施設入所者ともに好評となっています。

今後の長寿者の増加を考慮し、祝賀年齢について検討を行っていくとともに、今後も引き続き、長寿を祝う事業として継続した取り組みを行っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

数え年100歳以上の長寿者は概ね増加傾向にあるが、従来どおり、事業を継続した。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	141	135	150

【今後の方向性】

今後も事業は継続していきますが、長寿者増加への対応を行っていくため、事業の実施内容について検討していきます。

(2) 老人広場整備事業

【第6期計画抜粋】

老人広場に赤土等を支給し、高齢者のふれあい、健康づくりの場としての老人広場の活用を促進し、高齢者の交流を図っています。

今後も引き続き、老人広場の活用と整備を推進していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

老人広場に赤土等を支給し、高齢者のふれあい、健康づくりの場としての老人広場の活用を促進し、高齢者の交流を図っています。

【今後の方向性】

軽スポーツ(クロッケー、グランドゴルフ)などの健康活動の推進が介護予防につながることを踏まえ、老人広場の活用と整備をさらに推進していきます。

(3) 老人福祉センター

<p>【第6期計画抜粋】</p> <p>川西・川東・上部高齢者福祉センターの適正な運営により、地域の高齢者が気軽に集い健康管理やコミュニケーションを図れる場として、高齢者が健康で生きがいを持った生活ができるよう、各種レクリエーションや講座を行っています。</p> <p>旧大島公民館を川東高齢者福祉センターの分館と位置付け、平成 27 年4月1日より大島地区の高齢者のための介護予防サービスや集いの場としての運用を開始します。</p>
<p>【これまでの取り組み内容や課題】</p> <p>川西・川東・上部高齢者福祉センターの適正な運営により、地域の高齢者が気軽に集い健康管理やコミュニケーションを図れる場として、高齢者が健康で生きがいを持った生活ができるよう、各種レクリエーションや講座を行っています。</p> <p>また、平成 27 年4月1日より、大島地区に旧公民館を利用し川東高齢者福祉センター大島分館を開設し、大島地区の高齢者の介護予防に係るデイサービスや集いの場として運用を行っています。</p>

【過去3年間の実績】

延べ利用者数(人)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
川西高齢者福祉センター	26,852	27,627	28,926
川東高齢者福祉センター	27,441	28,874	30,057
上部高齢者福祉センター	43,033	43,853	41,520
川東高齢者福祉センター大島分館	—	2,070	1,770
合 計	97,326	102,424	102,273

【今後の方向性】

超高齢社会を迎え、施設利用者数も年々増加の傾向にあり、高齢者の集う場としてのセンターの役割は日毎に増しています。そのため、さらなる施設の充実に努めます。

(4) 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

【第6期計画抜粋】
別子山地区の高齢者を対象に、通所による自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図っています。 今後も引き続き、別子山地区高齢者の生活向上のためにも、事業を継続していきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
別子山地区在住の65歳以上の高齢者を対象に、総合福祉センター別子山分館にて通所による生活指導、健康状態の確認、食事、入浴、趣味活動を行い、高齢者の閉じこもりや要介護状態になることを予防しています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数(人)	18	19	17
延利用者数(人)	192	224	238

【今後の方向性】
社会的孤立感の解消・自立生活の助長・要介護状態になることを予防するためにも、今後も継続して事業を行います。

(5) デイサービスえびすや事業

【第6期計画抜粋】
介護保険施設のない大島地区において、希望する高齢者に食事や軽体操、創作活動等の介護予防事業を支援し、高齢者の生活の充実を図っています。今後も引き続き、大島地区における介護予防事業の拠点として事業を継続していきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
大島地区で介護予防を希望する高齢者が、健康長寿地域拠点である新居浜市川東高齢者福祉センター大島分館等において、市から委託を受けた社会福祉法人が運営するデイサービスで週2日程度、生活指導・日常動作訓練・健康チェック・給食サービス・生きがい活動・転倒予防教室やその他の介護予防プログラムに取り組んだ。 離島であり島民の半数が65歳以上の高齢者である大島地区において、本事業の利用者は75歳以上の高齢者となっており、元気そうに見える高齢者でも足が悪くリハビリも希望されている方も多し。今後さらに高齢化が進めばデイサービスの実施形態の多様化についても検討が必要となる。
【今後の方向性】
今後も引き続き、大島地区の介護予防事業の拠点として、継続的にサービスを提供し、高齢者の心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消を図る。

生活環境の充実

身体や精神に障がいがある、または、環境上の理由、経済的な理由、身寄りがない等の家庭の事情により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、バリアフリー等高齢者に配慮した住環境の整備に努めます。

(6) 養護老人ホーム

【第6期計画抜粋】

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置しています。

平成23年6月に養護老人ホーム慈光園を新築移転し、定員65名、2人部屋から定員100人の個人部屋となっています。

環境及び経済的に困窮し、養護者もいない高齢者にとって必要性が高くなっており、平成25年度から、社会福祉法人三恵会に指定管理委託を行っています。

また、事情があり市外の施設に入所を希望される方は、当該施設に措置を委託しています。

今後は、入所者同士のトラブルや身元引受人のいない方の手術、転所、死亡等に関して、運用基準を現実に即して検討していくとともに、社会復帰の促進や自立した日常生活が送ることができるよう指導及び支援を行っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

原則として、65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置した。また、事情があり市外の施設に入所を希望される高齢者についても、当該施設に措置を委託した。身元引受人のいない入所者についての運用基準の検討を行う必要がある。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数(施設)	1	1	1
入所者数(人)	22	13	12
退所者数(人)	17	11	17
年度末措置者数(人)	92	94	89

【今後の方向性】

今後も事業を継続していくなかで、身元引受人のいない入所者についての手術等の際の運用基準について、検討を行っていきます。

(7) 軽費老人ホーム (A型)

【第6期計画抜粋】
軽費老人ホームは、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設です。現在1施設(50床)が整備されています。 今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
1施設(50床)の整備が継続して行われている。
【今後の方向性】
今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めていきます。

(8) ケアハウス

【第6期計画抜粋】
居宅で生活することが困難な60歳以上の高齢者が、低額な料金で入所できる施設です。食事を施設で提供するのに加え、入所者の虚弱化に対応して、在宅福祉サービスが利用できます。現在148床(4か所)整備されています。 今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
4施設(148床)の整備が継続して行われている。
【今後の方向性】
今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めていきます。

(9) サービス付き高齢者向け住宅

【第6期計画抜粋】
高齢化が進むと同時に、ますます多様化が進む高齢者のライフスタイルに応じた住まいを確保するためにも、高齢者の多様な住まいについて整備を促進していくことが求められています。 現在、市内にはサービス付き高齢者住宅は8施設整備されています。 高齢者が、要介護状態になっても支援を受けながら自立した暮らしを送ることのできる高齢者向け住宅等について、市内の整備状況の情報提供をしていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
高齢化が進むと同時に、ますます多様化が進む高齢者のライフスタイルに応じた住まいを確保するためにも、高齢者の多様な住まいについて整備を促進していくことが求められています。 現在、市内にはサービス付高齢者住宅は11施設整備されています。
【今後の方向性】
高齢者が、要介護状態になっても支援を受けながら自立した暮らしを送ることのできる高齢者向け住宅等について、市内の整備状況の情報提供をしていきます。

6 情報提供の充実

【第6期計画抜粋】
高齢者に関する様々な情報について、市政だより、ホームページ、パンフレット等で分かりやすい情報提供を行うとともに、介護福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等で常時提供できる体制の確保に努めています。 今後も引き続き、現在の体制を継続し、分かりやすい情報提供を行っていきます。
【これまでの取り組み内容や課題】
高齢者に関する様々な情報について、市政だより、ホームページ、パンフレット等で分かりやすい情報提供を行うとともに、介護福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等で常時提供できる体制の確保に努めています。
【今後の方向性】
今後も引き続き、現在の体制を継続し、分かりやすい情報提供を行っていきます。

7 相談・苦情対応の充実

【第6期計画抜粋】

地域包括支援センターのほか、市内9か所に地域包括支援センター相談協力機関(ブランチ)を置き、生活に身近なところで相談できる「地域の総合相談窓口」を設けています。互いに情報共有や連携を図りながら、相談対応できる体制を一層充実させていきます。

また相談・苦情について、今後も関係機関と連携を図り、迅速・丁寧に対応していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

地域包括支援センターのほか、市内9か所に地域包括支援センター相談協力機関(ブランチ)を置き、生活に身近なところで相談できる「地域の総合相談窓口」を設けています。

互いに情報共有や連携を図りながら、相談に対応しており、苦情についても、迅速・丁寧に対応しています。

しかし、市民の中には、地域包括支援センター、ブランチを認知していない方もいますので、広報啓発が必要です。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数(件)	955	854	775
苦情対応件数(件)	274	292	196

【今後の方向性】

相談・苦情については、今後も関係機関と連携を図り、迅速・丁寧に対応していきます。また、市民の方に、地域包括支援センター、ブランチの取り組みについて、広報啓発に努めていきます。

地域支援事業について

8 地域支援事業

(1) 介護予防事業

① 一次予防事業

ア. 介護予防普及啓発事業

【第6期計画抜粋】

介護予防教室は、平成 25 年度から高度な専門知識や豊富な情報・経験を有し創造性や業務遂行能力に優れた業務委託事業者からの企画提案を募集し、プロポーザル方式によって委託業者を選定し開催しています。さらに平成 26 年度から、認知症予防に特化した介護予防教室を、高度な専門知識やノウハウを有する業者に委託し、開催しています。

高齢者福祉センターでの健康介護相談では、高齢者の心身や生活の心配事の相談に対応しています。

また、介護予防に関する意識啓発のため、市政だよりに掲載の掲載や、介護予防パンフレットを作成し、各種関係機関・窓口等で配布を行っています。

今後も引き続き、多くの高齢者に介護予防の必要性を周知していくとともに、生活機能の維持・向上を図るための知識の提供に努めていきます。また、広く高齢者の介護予防に関する意識の向上を図るため、様々な機会をとらえて普及啓発に努めていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

介護予防教室は、平成27年度から二次予防事業と一緒に実施しています。認知症予防についても実施内容と一緒に組み込んで実施しております。また、平成28年度からは4つの日常生活圏域ごとに委託事業者を選定してより地域に密着した事業実施に努めています。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
教室開催件数(件)	72	95	96
延参加者数(人)	900	2,788	2,174

【今後の方向性】

高齢者が自分自身の心身の状態を把握して、賢く介護予防に取り組むことができるよう学びの場を提供するとともに、広く介護予防の必要性を認識していただくために、関係機関と連携して普及啓発に努めていきます。

イ. 地域介護予防活動支援事業

【第6期計画抜粋】

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための講座を開催しています。

サロンへの講師派遣事業は、派遣回数が年々増加しており、平成 26 年度からは、これまでにあった「各校区1年度に2回まで」という制限をなくし、希望する回数の派遣を行っています。

また、高齢者が、ボランティア活動を通して社会参加及び社会貢献することで、自らの健康増進や介護予防を推進し、いつまでも地域でいきいきと自立した生活を送ることを目指して平成 26 年度に「介護支援ボランティア制度」を創設しました。

今後も引き続き、介護予防に資する活動の育成・支援を推進するため、介護予防ボランティア養成講座等において介護予防に関する知識を高め、介護予防の活動が実践できるような人材育成に取り組んでいきます。

介護支援ボランティア事業については、施設や介護事業所におけるボランティア活動だけでなく、在宅介護支援や地域活動に関するメニューを追加し、元気高齢者の社会参加や地域貢献の促進を図ります。

また、高齢者の筋力低下を防ぎ、生活機能の維持、向上に効果があり、地域や家庭で取り組むことができる魅力ある介護予防プログラムを開発し、普及に努めます。

【これまでの取り組み内容や課題】

サロンへの講師派遣は出前講座に移行して窓口を一本化しました。

平成 26 年度から始めた介護支援ボランティア制度は、元気な高齢者のボランティア活動に対してポイントを付与することで、支え手の発掘と介護予防の推進に繋がっています。現在、活動の場を施設、在宅、地域と幅広く設定していますが、他のボランティア組織との連携や介護保険サービスや有料サービスとの内容調整等について、今後検討が必要です。介護予防プログラムは愛媛県理学療法士会に委託して「にいほま元気体操介護予防編 ぴんぴんキラリPPK体操」を開発。また日本のお手玉の会にも協力していただき、お手玉体操も組み込み、健康長寿地域拠点において活用しています。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
サロンへの講師派遣回数(回)	38	34	
延参加者数(人)	1, 217	1, 050	
ボランティア養成講座実施回数(回)	3		
延参加者数(人)	106		
シルバーボランティア登録者数	113	134	27
介護予防リーダー講座実施回数(回)		6	6
修了者数(人)		20	36

【今後の方向性】

元気な高齢者がボランティア活動を通じて、地域の支え手として貢献することで、生きがいづくりや介護予防につながるよう支援していきます。

ウ. 一次予防事業評価事業

【第6期計画抜粋】

事業参加者の感想及び関係機関からの意見等を参考に、事業内容を見直し高齢者のニーズにあった、効果的な事業展開について検討を行っています。

今後も引き続き、一次予防事業と二次予防事業の連携を密に、効果的な事業実施ができるよう事業評価を行っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

実施事業の評価指標を統一することで、個々の事業評価とともに介護予防事業全体の評価を行うよう努め、効果的な事業実施について検討をおこなっています。

また、委託事業については、実施状況の把握や事業者との打合せを密に行い、事業効果の確認と改善に努めています。

【今後の方向性】

高齢者の実態把握や地域の状況把握にも努め、PDCAサイクルに沿って介護予防事業全体の評価を行うことで、効果的な事業実施を目指していきます。

② 二次予防事業

ア. 二次予防事業対象者把握事業

【第6期計画抜粋】

65歳以上で介護認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストを実施し、二次予防事業の対象者把握を行い介護予防事業につなげています。

平成25年度からは3年間で要介護・要支援認定者を除くすべての高齢者に基本チェックリストを郵送、回収して二次予防事業対象者を把握、介護予防事業につなげています。

平成25・26年度は基本チェックリストを一斉送付して二次予防事業対象者把握をしていましたが、対費用効果が低いことや、対象者を把握した後効果的な事業に結び付きにくいこと等から、平成27年度は一斉送付を廃止します。基本チェックリストは包括支援センターや関係機関等の相談窓口等で使用し、各種事業への円滑な利用を進めるために活用します。

【これまでの取り組み内容や課題】

平成27年度から窓口相談等で基本チェックリストを用いて事業対象者の把握を機能評価を実施し、必要に応じ各種事業の利用をお勧めしています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	12,906	39	21

【今後の方向性】

基本チェックリストは、平成29年度から介護予防・生活支援サービス事業対象者を判定するために、相談窓口等で用いることとなりました。

介護予防や生活支援を必要とする高齢者の把握については、保健センターや国保課等の庁内関係課所や自治会、民生児童委員、見守り推進員、居宅介護支援事業者、医療機関等の関係機関と連携して行い、早期かつ適切に介護予防に取り組めるよう支援します。

イ. 通所型介護予防事業

【第6期計画抜粋】

生活機能の低下が見られる高齢者を対象に、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上を目的とした3か月程度の通所型介護予防事業を実施しています。

既存の通所系介護予防事業等に委託して実施する介護予防事業に加え、平成25年度、平成26年度はプロポーザル方式で選定した事業者による教室型の二次予防事業も実施しています。

また、愛媛県介護予防市町支援委員会によるモデル市町支援を受けて直営の教室も実施する等、対象者が事業に結びつきやすい体制づくりを推進しています。

今後も引き続き、通所型介護予防事業を実施し、要支援・要介護状態に陥らないよう日常生活機能の維持増進を図り、自立した生活が送れるよう支援します。

【これまでの取り組み内容や課題】

通所型介護予防事業は、制度改正により平成28年度で終了しました。

また、教室型の二次予防事業は、平成27年度から一次予防事業と一緒にして広く対象者を募って実施しています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業参加者数(人)	184	14	13
実施箇所数(箇所)			

【今後の方向性】

平成29年度からは、本事業については一般介護予防事業として、引き続き高齢者の生活機能の維持増進、日常生活の自立を目指して実施していきます。

ウ. 訪問型介護予防事業

【第6期計画抜粋】

基本チェックリストにより、うつや閉じこもり傾向にある人を対象に、看護師が訪問し、病院受診や生活全般の相談、支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、対象者を適切に把握するとともに、事業に結びつくようきめ細かな対応の検討を行っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

訪問型介護予防事業は、制度改正により平成28年度で終了しました。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業参加者数(人)	115	88	118

【今後の方向性】

平成29年度からは、本事業については一般介護予防事業として、必要に応じて、保健師等が訪問等により介護予防に関する相談対応及び普及、啓発を図っていきます。また、介護予防給付サービスや介護予防・生活支援サービス事業、その他各種社会資源につなげることで、継続的な支援を行っていきます。

エ. 二次予防事業評価事業

【第6期計画抜粋】

介護保険事業計画書に定める目標値の達成を目指し、事業評価を行い、その結果に応じて改善に取り組んでいます。

今後も引き続き、対象者の把握方法を含め検討を行うとともに、事業参加者の健康感の変化や生活の質の向上を分析する事で、効果的な事業展開に努めます。

【これまでの取り組み内容や課題】

事業利用者については事前と事後の生活機能評価や生きがい感スケールを使った評価を行い、事業効果を検証しています。

事業全体としては、対象者の選定や、実施内容が適切であったかどうか検討し、事業改善に努めています。

【今後の方向性】

平成29年度から二次予防事業は一般介護予防事業として実施します。

高齢者全体の実態把握や地域の状況把握にも努め、PDCAサイクルに沿って介護予防事業全体の評価を行うことで、効果的な事業実施を目指していきます。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談権利擁護事業

【第6期計画抜粋】

地域包括支援センターに寄せられる相談を受けるだけでなく、地域包括支援センター及び相談協力機関(ブランチ)職員が各校区のケアネットワーク会議に参加し、民生委員・見守り推進員・支部社協役員等、高齢者を見守る地域関係者との関係づくりに取り組んでいます。各校区のケアネットワーク会議に参加を重ねることで、民生委員・見守り推進員・支部社協役員等、高齢者を見守る地域関係者からの相談ルートが定着につながっています。

寄せられる相談が多角化・多重化しており、そのほとんどが高齢者のみならず、親族を含めた支援を要することから、専門性の高い相談内容となっています。

今後は保健・福祉・医療・地域等、多くの機関との連携強化を図っていくとともに、市民により一層、地域包括支援センターの広報啓発に努めていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

地域包括支援センターのほか、市内9か所に地域包括支援センター相談協力機関(ブランチ)を置き、相談窓口を設けており、互いに情報共有や連携を図っています。

また、それぞれの職員が、各校区の地域ケアネットワーク会議に参加し、民生委員、見守り推進員等との関係づくりに取り組んでおり、地域関係者からの相談ルートにつながっています。

しかし、市民の中には、まだまだ、地域包括支援センター、ブランチを認知していない方も多く、広報啓発が必要です。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
包括相談受付件数(件)	955	854	775
継続支援ケース(件)	256	262	242

【今後の方向性】

相談内容が、多種多様化しており、専門性の高い内容になっています。そのため、保健、福祉、医療、地域等、多くの機関と連携強化を図っていくとともに、包括支援センターやブランチの取り組みについて、広報啓発に努めていきます。

② 包括的継続的ケアマネジメント事業

【第6期計画抜粋】

地域の関係機関と連携し、高齢者を切れ目なく支援する体制づくりに取り組んでいます。
 介護支援専門員連絡協議会との連携を図りながら、介護支援専門員の資質向上のための研修会を所属機関別や地域ごとに開催し、きめ細かい部会活動を開催しています。
 また、個々の介護支援専門員の相談にも応じ、個別支援を行っています。
 地域ケア会議の開催や、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後ますます介護支援専門員の地域で果たすべき役割が重要となってくることから、今後も引き続き、介護支援専門員の資質向上に資する支援を継続していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

介護支援専門員の法定研修制度の改正を受けて、平成28年度からは主任介護支援専門員研修を実施するなど、介護支援専門員の資質向上に努めています。
 地域ケア会議は、事例検討型を随時に、ケアマネジメント支援型を定期に実施し、地域や関係専門職との協働や連携による高齢者の自立支援体制を構築し、同時に地域課題の抽出に繋げています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ケアマネジメント指導研修 開催数(回)	7	8	10
地域ケア会議(件)		17	14

【今後の方向性】

今後も引き続き介護支援専門員連絡協議会と連携を図りながら、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行います。
 地域ケア会議等を通じて、地域包括ケアシステムの構築に繋がるよう関係機関の連携を深め、高齢者の自立を切れ目なくマネジメントできる体制づくりを進めていきます。

③ 高齢者虐待に対する取り組み

【第6期計画抜粋】

高齢者への虐待は、早期発見・早期予防を図ることが重要であり、新居浜警察署生活安全課と連携して対応しています。また、愛媛県高齢者虐待対応専門職チームと契約を締結し、困難ケースに連携して対応し虐待防止に努めています。

高齢化社会に伴い高齢者虐待ケースが増加してきます。その要因もさまざまであるため、定期的な定例会でのケース検討や新居浜警察署との連携等を行い、高齢者虐待の防止に努めます。

【これまでの取り組み内容や課題】

高齢者への虐待は、早期発見、早期対応を行うことが重要で、新居浜警察署生活安全課と連携して対応しています。また、定期的な定例会でケース検討を行っており、困難ケースに対しては、愛媛県虐待対応専門職チームの助言に基づいて、虐待防止に努めています。しかし、地域住民や介護支援専門員等には、通報の認識がまだまだ低いため、広報啓発が必要です。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
通報対応件数(件)	15	25	20
虐待対応定例会 実施件数(件)	12	12	12

【今後の方向性】

高齢者虐待は、その要因も様々で、定期的な定例会でのケース検討や関係機関との連携を行い、虐待防止に努めます。また、地域住民や介護支援専門員等に啓発を行い、虐待発見の目を育てていきます。

④ 健康長寿コーディネーターの配置

【第6期計画抜粋】

高齢になっても住み慣れた地域で健康に過ごすために、保健部門や社会教育部門で実施している各種健診や生きがづくり事業等を活用するとともに様々な生活支援サービスの創出、活用が必要であり、予防と支援が適切に提供される体制づくりが求められています。

生活支援や介護予防の多様なサービスの提供体制の構築を推進する健康長寿コーディネーターの配置について検討します。

【これまでの取り組み内容や課題】

平成28年度には第1層コーディネーター1名、平成29年度には第2層コーディネーター4名を地域包括支援センターに配置し、高齢者の介護予防や生活支援につながる社会資源の収集、整理、地域課題を話し合うための協議体づくりを進めています。

【今後の方向性】

健康長寿コーディネーターの活動内容や活動範囲について、市の実情に合わせて検討することで、高齢者を含めた地域の互助の力を引き出しながら、介護予防や生活支援の体制づくりを進めていけるよう努めていきます。

(3)任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

【第6期計画抜粋】

事業所への実地指導時等においてケアプランやサービス提供内容をチェックすることで、過度のサービス利用が抑制されるとともに適正な介護サービスが提供されました。

また、介護給付費に関する実績データの分析を行い、不適切と思われるケースを抽出し、点検を行い誤りについて過誤処理を行うとともに、今後の事務処理の適正な執行が確立されました。

平成19年度に制定した新居浜市介護保険サービス事業者等の指導要綱及び監査要綱に基づく実地指導や集団指導を徹底します。

また、適正な介護給付サービスが提供されるよう、以下の介護給付費等の適正化事業を実施します。

【これまでの取り組み内容や課題】

事業所への実地指導時等においてケアプランやサービス提供内容をチェックすることで、過度のサービスが抑制されるとともに適正な介護サービスが提供されました。

また、介護給付費に関する実績データの分析を行い、不適切と思われるケースについては、点検や実地指導を行い、誤りについては過誤調整を行い、事務処理の適正な執行を図っています。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業所への指導回数(回)	84	54	70

【今後の方向性】

今後も、新居浜市介護保険サービス事業者等の指導要綱及び監査要綱に基づき実地指導や集団指導を行ってまいります。

また、適正な介護給付サービスが提供されるよう、以下の介護給付費等の適正化事業を実施していきます。

ア. 要介護認定の適正化

■認定調査の適正化

【第6期計画抜粋】

要介護認定申請の内、新規申請及び区分変更申請については、市職員が認定調査を実施しています。他業者へ調査を委託した場合のみならず、市職員が行った調査についてもチェックを行い、ミスや記入漏れ等の防止につながっています。

認定調査のチェックは、平成25年度までは個別訂正指導中心でしたが、平成26年度は調査票の添削指導を中心に行っています。

今後は市外の地方公共団体等に委託した調査について訂正チェックを実施していきます。

また、より適切な要介護認定が行えるよう、認定調査員現任研修やSW・MSW・PSW・NS研修会等を実施しています。

さらに調査員向けeラーニングへの全員登録によるインターネット研修を行っています。

平成26年度は認定調査員の新任者向け研修会を実施しています。

【これまでの取り組み内容や課題】

区分変更申請については、市職員が認定調査を実施しているほか、更新申請においても同一対象者で居宅介護支援事業所に委託調査が連続している場合、数回ごとに市直営での調査を実施しています。

また現任調査員及び新任調査員に対する研修を市主催でそれぞれ年1回開催し、調査項目の解説、特記事項の記載方法、本市における間違い事例などを説明しています。

調査票の点検は全件、全調査項目を対象に実施しており、疑義等があれば電話で問い合わせています。また、特記事項の添削指導、審査会での指摘や修正事項を文書で報告し、調査員に対して多面的に指導を行っています。

さらに、調査員向けeラーニングシステムに全調査員を登録し、受講を指導しています。

以上のような取り組みを進めていますが、調査項目の選択肢において、全国と差がある(重たくつけている)項目がいくつかあります。

【今後の方向性】

上記の取り組みを継続していくとともに、全国と選択肢に差がある調査項目については、重点的に指導していきたいと考えています。

最近では、市内居宅支援事業所に対し、全国と差がある調査項目及び差がある理由と思われる事項を文書で報告しています。

■介護認定審査会の適正化

【第6期計画抜粋】

一次判定変更率を検証し、変更率に明らかな差異がないかチェックを行っています。
合同研修会により、合議体ごとの変更率の傾向等を各自が理解し、平準化の参考になりました。

【これまでの取り組み内容や課題】

二次判定における一次判定の変更率(全国との比較、合議体ごとの傾向)を検証し、年1回開催の合同研修会で報告して合議体間の格差の是正に努めています。

また、合同研修会では同一対象者を合議体ごとに審査する実審査を実施し、要介護度や有効期間等について協議を行い、審査基準の摺り合わせを行っています。

以上のような取組みを進めていますが、合議体ごとにそれぞれ特徴が出ており、格差の是正が進んでいないのが現状です。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
研修実施回数(回)	1	1	1
参加人数(人)	38	36	36

【今後の方向性】

合議体ごとの傾向については、合同研修会での報告だけではなく、年末などにも報告し、各審査会委員が自身の所属する合議体の特徴について理解し、合議体間の是正に努めていきたいと考えています。

また審査会に関する疑問点等について、審査会委員が質問票に記入し、事務局が回答するという取組みを始めました。なお、個々の質問は全委員に対して回答し、審査会全体の理解につなげていきたいと考えています。

イ. ケアマネジメントの適正化

■ケアプランのチェック

ケアプランのチェックは、自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、実地指導時にチェックを実施し、ケアプランの質の向上を図っています。

■住宅改修の点検

事前申請時に内容確認が必要な工事について現地確認を行い、また、工事完了後に抽出による実地調査を実施することにより適正化を図っています。

■研修の実施

ケアプランが自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、地域密着型サービスケアマネ部会等において、指導を実施しています。

【これまでの取り組み内容や課題】

ケアプランのチェックは自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、実地指導時にチェックを実施し、ケアプランの質の向上を図っています。

住宅改修の事前申請時に内容確認が必要な工事について現地確認を行い、また、工事完了後に抽出による実地調査を実施することにより適正化を図っています。

【今後の方向性】

今後も継続的にケアプランの質の向上を図るため、実地指導時以外においても抽出によるケアプラン点検を実施していきたいと考えています。

住宅改修についても、引き続き事前申請時の内容確認や工事完了後の実施調査を行ってまいります。

ウ. 個別指導・監査による運営基準や介護報酬チェック

■地域密着型サービスに係る指導

事業所への立ち入り指導のほか年度毎に提出される事業所状況報告書により、サービスの質の確保・向上のため、実地指導により適正化を図っています。

■苦情等の適切な把握及び分析

市へ寄せられた苦情について、内容を検討し事業者指導が必要な事案について指導を行っています。

【これまでの取り組み内容や課題】

事業所への立ち入り指導のほか年度ごとに提出される事業所状況報告書により、サービスの質の確保・向上のため、実地指導により適正化を図っています。

また、市へ寄せられた苦情や相談について、内容を検討し事業者指導が必要な事案について指導を行っています。

【今後の方向性】

今後も新居浜市介護保険サービス事業者等の指導要綱及び監査要綱に基づき、実地指導を徹底していきます。

エ. 介護給付費適正化システム等の活用

平成 25 年度から、国民健康保険団体連合会に縦覧点検を委託し、平成 26 年度からは国民健康保険団体連合会が行う試験的医療突合点検支援を依頼し適正化を図っています。

■ 居宅介護支援費の請求に係る適正化

「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」をもとに、点検を行い、サービス実績がないにもかかわらず居宅介護支援費の請求があるものについて事業所に確認を行い給付の適正化を図っています。

■ 医療情報との突合による適正化

不適正な請求と思われる事業所に確認し、給付の適正化を図っています。

【これまでの取り組み内容や課題】

平成 25 年度から縦覧点検を、平成 28 年度から医療情報との突合点検を国民健康保険団体連合会に委託し、適正化を図っています。

【今後の方向性】

今後も国民保健団体連合会に委託し、毎月点検を実施し、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理まで行い、給付の適正化を図っていきます。

オ. 介護給付費通知の発送

介護保険サービス利用者に、介護給付費の額等の実績を年3回、4か月ごとの介護給付費を通知することにより、寄せられた架空請求や過誤請求等の情報に基づき、指導を実施しています。今後、利用者や家族に内容を見てもらうための工夫について検討を行っていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

介護給付費通知書を年3回、受給者に送付し、架空請求や過誤請求がないか改めて確認してもらうとともに、適切なサービスの利用と提供の普及啓発をおこなっている。

しかし、あまり反応がないため、単に通知を送付するだけでなく効果が上がる実施方法の検討が必要である。

【今後の方向性】

今後、利用者や家族に通知内容を見てもらうための工夫を検討を行っていきます。

② 家族介護支援事業

ア. 要介護者紙おむつ支給事業

【第6期計画抜粋】

ねたきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族に対して、7月・11月・3月に紙おむつ等の支給を行い、高齢者の衛生を保つとともに、介護者の肉体的・精神的負担の軽減を図っています。

今後も引き続き、在宅介護者の負担軽減のため事業を継続していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

ねたきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族に対して、7月・11月・3月に紙おむつ等の支給を行い、高齢者の衛生を保つとともに、介護者の肉体的・精神的負担の軽減を図っています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給者数(人)	479	443	380

【今後の方向性】

介護者の肉体的・経済的負担の緩和及び利用者本人の衛生面が確保されるため、今後も継続して事業を行います。

イ. 在宅介護支援啓発事業

適切なサービスの利用や家族、地域の理解や支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができることを啓発し、在宅で生活する要介護高齢者と家族の支援を促進していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

適切なサービスの利用や家族、地域の理解や支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、在宅で生活する要介護高齢者と家族の支援となるような企画を、プロポーザル方式で選定した4事業者に委託しました。

しかし、類似する内容であったり、費用対効果も十分とはいえない内容のため、認知症カフェの広報や認知症サポーター養成講座など、地域包括支援センターで行っている事業等の充実を図ることで、廃止としました。

【今後の方向性】

認知症総合支援事業等を実施することで、在宅で生活する要介護高齢者と家族の支援を促進していきます。

③ その他の事業

ア. 配食サービス事業（食の自立支援）

【第6期計画抜粋】

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で食事の準備が困難な方を対象に、1日1食、週5回を上限として、訪問により食事を提供し、食生活改善と同時に安否確認を行っています。

利用食数は減少傾向となっておりますが、配達時の声かけが、孤独感の解消や安否確認につながっているため、今後も引き続き事業を継続していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で食事の準備が困難な方を対象に、1日1食、週5回を上限として、訪問により食事を提供し、食生活改善と同時に安否確認を行っています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延配食数(食)	21,531	19,947	15,398
延訪問調査件数(件)	296	261	201

【今後の方向性】

今後も利用者の実態把握を的確に行い、真に配食サービスが必要な方へ継続して事業を行います。

イ. 住宅改修支援事業

【第6期計画抜粋】

居宅介護支援の提供を受けていない(居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない)要介護認定者等に対して、住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した介護支援専門員が属する居宅介護支援事業者に対し、1件につき2,000円の支援費を支給しています。

居宅介護支援の提供を受けていない対象者と施工業者との間に介護支援専門員が入ること、円滑なサービス提供につながっています。

介護支援専門員の支援を受けていない要介護者・要支援者の円滑なサービス受給が可能となっていることから、今後も引き続き事業を継続していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

居宅介護支援の提供を受けていない(居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない)要介護認定者等に対して、住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した介護支援専門員が属する居宅介護支援事業者に対し、1件につき2,000円の支援費を支給し、居宅介護支援の提供を受けていない対象者と施工業者との間に介護支援専門員が入ること、円滑なサービス提供につながっている。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申請件数(件)	16	16	17
支援額(円)	32,000	32,000	34,000

【今後の方向性】

介護支援専門員の支援を受けていない要介護者・要支援者の円滑なサービス受給が可能となることから、今後も引き続き事業を継続していきます。

ウ. 成年後見制度利用支援事業

【第6期計画抜粋】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない方を対象に成年後見開始の審判申立を行うとともに、費用の助成が必要な方に対しては助成を行っています。

本制度を利用するにあたり、市長による成年後見開始の審判申立の必要性が高まることが見込まれるため、今後もその要請に応えていきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に成年後見開始の審判申立を行うとともに、費用の助成が必要な方に対しては助成を行っています。

市民全般への成年後見制度についての周知が遅れており、正しい理解が図られていないため、ニーズがあってもうまく制度の利用につながっていない。

【過去3年間の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市長申立件数(件)	4	7	3

【今後の方向性】

今後も認知症高齢者数が増加の一途をたどることが想定され、「成年後見制度の利用促進に関する法律」も平成28年に施行されたことから、本制度利用にあたり、市長による成年後見開始の審判申立の必要性が益々高まることが見込まれるため、その要請に応えていきます。

工. 介護相談員派遣事業

【第6期計画抜粋】

特別養護老人ホーム等に介護相談員を派遣し、利用者の要望、不満等を事業所に伝え、利用者の保護や施設のサービス向上に役立っています。

今後、増加する施設への対応と介護相談員の確保と質の向上を図り、利用者の保護や施設のサービス向上となるよう事業を実施します。

【これまでの取り組み内容や課題】

特別養護老人ホーム等に介護相談員を派遣し、利用者の要望、不満等を事業所に伝え、利用者の保護や施設のサービス向上に役立っています。また、介護相談員の質の向上のため、定期的に学習会を行っています。しかし、ボランティア的な活動のため、介護相談員の確保が難しい状況です。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談活動回数(回)	608	670	729

【今後の方向性】

介護相談員の確保を行い、今後、増加する施設と派遣ができていないグループホームへの対応を行います。また、介護相談員の質の向上のため、継続して学習会を行い、利用者の保護や施設のサービス向上のため、介護福祉課事業所指導係との連携を行います。

才. 家族介護者慰労金支給事業

【第6期計画抜粋】

在宅でねたきり又は認知症状態にある65歳以上の高齢者を介護している方に慰労金を支給しており、在宅介護者の経済的負担の軽減を図っています。

今後も引き続き、在宅介護者の負担軽減のため事業を継続していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

在宅でねたきり又は認知症状態にある65歳以上の高齢者を介護している方に慰労金を支給しており、在宅介護者の経済的負担の軽減を図っています。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延対象者数(人)	105	95	96

【今後の方向性】

ねたきり高齢者等を抱える介護者の労をねぎらうとともに、高齢者福祉の向上に役立っていることから、今後も継続した取り組みを行います。

力. 笑いによる健康増進事業

【第6期計画抜粋】

笑いの効用に注目することにより、市内4か所の寄席や連続して落語等を聴いてもらう教室を2校区で行い、その健康効果を、市民へ「笑いサミット」において広く報告し、あわせて介護予防の講演会を実施しています。

介護予防寄席の参加者が少し減少気味のため、事業の周知を図り多くの人の参加を促します。笑いの介護予防教室は一定の参加者数が確保できています。また、笑いによる健康への効果検証は十分にできており、効果発表の場でもある笑いサミットについても目的は果たされています。今後は、教室の開催の仕方やサミットのあり方等を検討し、実施します。

【これまでの取り組み内容や課題】

笑いによる介護予防教室は平成27年度で終了し、介護予防について普及啓発する中で、必要に応じて笑いの効果も含めて啓発を行っております。

笑いサミットについては、介護予防限定ではなく広く一般に啓発すること目的に、四国笑い学会の独自事業として平成29年度に引き継がれることとなりました。

笑いの効用に注目することにより、市内4か所の健康長寿寄席を開催していましたが、平成28年度より市内2か所での開催としました。

【過去3年間の実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
健康長寿 寄席延参加者数(人)	275	390	214
笑いサミット 参加者数(人)	311	524	386
笑いの介護予防教室 参加者数(人)	580	723	

【今後の方向性】

「笑い」の介護予防効果については効果が検証されていることから、今後も一般高齢者介護予防事業等で普及啓発を行っていきます。健康長寿寄席は、内容を検討しながら実施します。

キ. 高齢者生きがい創出事業

高齢者が自分らしく生き生きと生活していけるよう、介護予防や健康増進についての知識の普及を図るとともに、伝承遊び、芸能・演芸、運動・体操等の教室を開催し、健康と生きがいづくりの取り組みを支援していきます。

【これまでの取り組み内容や課題】

高齢者が自分らしく生き生きと生活していけるよう、伝承遊び、芸能・演芸などの手段を用いて、高齢者の生きがいとなるような企画を、プロポーザル方式で選定した4事業者に委託しました。

しかし、内容が体操など市で行っている介護予防事業と重複していたり、一部の地域の高齢者のみにしか行きわたらない内容であったり、費用対効果も十分とはいえない内容のため、介護予防教室など、地域包括支援センターで行っている事業の充実を図ることで、廃止としました。

【今後の方向性】

介護予防事業等を実施することで、健康と生きがいづくりの取り組みを支援していきます。

ク. 高齢者の生きがいと健康づくり事業

【これまでの取り組み内容や課題】

高齢者が豊かな経験や知識、技能等を生かし、健康でかつ生きがいを持って社会活動ができるよう支援することで、元気高齢者づくりを促進させ、介護予防に寄与し、健康寿命を延伸させることを目的に老人クラブ連合会への委託事業として、健康文化活動、軽スポーツ活動、美化活動、交通安全活動、支え合いサロン活動、栄養改善活動を実施した。

課題としては、増加している閉じこもり気味の高齢者の社会的孤立から生じる様々な福祉・生活問題のため、老人クラブ会員等の元気高齢者の積極的支援が届きにくい面が増えてきたことです。

【今後の方向性】

引続き、介護予防・生活支援の担い手として老人クラブで活動する高齢者が、地域で他の高齢者への支援の輪を広げ、話し合いの場として支え合いサロン等、多様な通いの場を提供し、それをきっかけに健康文化活動、軽スポーツ活動等様々な活動につなげていき、高齢者が住み慣れた自宅、地域でできるだけ暮らし続けていけるようにする。